

おいしいお米と 豊かな風土
みんなで創ろう 笑顔あふれる

ゆ が わ む ら
湯 川 村
Y U G A W A M U R A

第五次湯川村振興計画

(平成28年度～令和7年度)

米と文化の里

湯 川 村



「おいしいお米と 豊かな風土
みんなで創ろう 笑顔あふれる 湯川村」
ゆがわむら

理 想 郷 の 実 現 に 向 け て

－ 第五次湯川村振興計画の策定にあたって －



湯川村長 三 澤 豊 隆

私たちの住む湯川村は、恵まれた自然環境の中で、先人が培った社会資源、地域の歴史、文化遺産を数多く引き継ぎ、これらを現代に生かして発展してまいりました。

21 世紀に入り、少子・高齢化の進展や人口減少、地球規模での環境問題、情報化や国際化、地方分権など本村を取り巻く状況は大きく変化しております。

平成 28 年 3 月 16 日、新しいむらづくり推進会議の答申を経た「第五次湯川村振興計画（平成 28 年度～令和 7 年度）」が、村議会の同意をいただき決定しました。

この計画は、「米と文化の里」湯川村が、『好きです！ この空 この米 この風土 みんなで創るゆがわむら』を将来像として取り組んできた「第四次湯川村振興計画（平成 18 年～平成 27 年）」の成果と反省を踏まえ、「村民が主役のむらづくり」、「健康から始めるむらづくり」、「環境と共生したむらづくり」の基本理念を発展させ、『おいしいお米と 豊かな風土 みんなで創ろう 笑顔あふれる湯川村』を将来像と定め、その実現を目指します。
ゆがわむら

村民だれもが“湯川村に住んで良かった。これからも湯川村にずっと住み続けたい。”と思う、そして村外からは“私も湯川村に住んでみたい。”と思うむらづくりに努め、10 年後の本村人口が **3, 0 0 0 人**を一人でも多く上回るような施策を進めてまいります。

この計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「ここがふるさと村づくり会議」委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました関係各位に心からお礼申し上げますとともに、本計画の推進につきまして、より一層のご協力をいただきますようお願い申し上げます。

《湯川村章》



昭和 51 年（1976 年）10 月 20 日に制定されました。

この村章は、「三人寄れば文殊の知恵」のことわざと同様に、回りの三つの円は、湯川村を流れる川の名「大川」「湯川」「せせなぎ川」を表し、その三本の川が、村全体を創り、湯川村の限りない前進を象徴したものです。

図案は、当村浜崎地区の大須賀勝雄氏の作品です。

《湯川村民憲章》

※ 湯川村合併 30 周年記念 昭和 62 年 7 月 29 日 制定

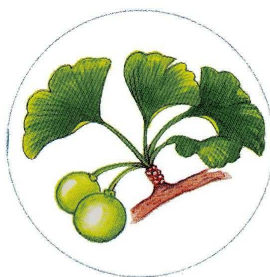
- 一、郷土を愛し、
心豊かな村をつくりましょう。
- 一、自然と文化に親しみ、
美しい村をつくりましょう。
- 一、互いに助け合い、
心のかよう村を作りましょう。
- 一、決まりを守り信じ合い、
住みよい村をつくりましょう。
- 一、健康で仕事に励み、
明るい村をつくりましょう。

《湯川村のシンボル》



●村の花…アジサイ

多くの家の庭などに植えられ、うつつうしい梅雨の時期に、多彩な色で咲き誇る「アジサイ」の花は、人々の心をなごませ明日への活力を与えてくれる。



●村の木…イチョウ

村々の寺社の境内などに植えられている葉も実も黄ばむ「イチョウ」は、幼い頃この木の下で遊んだふるさとへの思い出である。



●村の鳥…カツコウ

森や川辺の樹木から聞こえる「カツコウ」の鳴き声は、農作業の風物詩であり、特に五月の空のどこかな田園風景を連想させて、愛郷心を培ってくれる。



◇◆ 目 次 ◆◇

《 第1編 序 論 》

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景目的	1
2 計画の期間と構成	2
3 計画の位置づけ	3
第2章 計画策定の背景	4
1 時代の潮流	4
2 湯川村の歴史・現状・特徴	11
3 むらづくりアンケートから見た住民意識	24
4 むらづくりの主要課題	26

《 第2編 基本構想 》

基本構想体系図	29
第1章 むらづくりの基本理念	31
第2章 むらづくりのイメージ（将来像）	32
第3章 むらづくりの基本目標（むらづくりのあいうえお）	32
第4章 人口の将来展望（人口ビジョン）	32
1 基本的な考え方	33
2 具体的な目標	34
第5章 施策の大綱	35
1 安全・安心で誰もが快適に住める「むらづくり」	35
2 いつも健康で共に支え合える「むらづくり」	38
3 美しい田園風景と活力ある産業基盤の「むらづくり」	40
4 笑顔で学ぶ心豊かな「むらづくり」	43
5 お互いに心行き交う活力のある「むらづくり」	46

《 第3編 基本計画 》

第1章 基本計画の概要	49
1 基本計画の概要	49
2 基本計画における施策体系一覧	50

第2章 項目別むらづくり計画	52
《施策の大綱 Ⅰ 安全・安心で誰もが快適に住める「むらづくり」》.....	52
1 防災・消防対策の推進	53
2 救命・救急体制の整備	55
3 交通安全・防犯対策の推進	56
4 消費者保護	58
5 住みよい環境の保全	59
《施策の大綱 Ⅱ いつも健康で共に支え合える「むらづくり」》.....	61
1 人権の尊重及び男女共同参画社会の実現	62
2 生涯にわたる健康づくり	64
3 福祉組織の充実	66
4 高齢者福祉の充実	67
5 障がい者福祉の充実	69
6 子育て支援の充実	71
7 社会保障の充実	73
《施策の大綱 Ⅲ 美しい田園風景と活力ある産業基盤の「むらづくり」》..	75
1 農業の振興	76
2 商工業の振興	80
3 雇用促進と就労支援	82
4 定住・移住・交流の促進と地域連携	83
5 計画的な土地利用	85
6 交通体系の整備	87
《施策の大綱 Ⅳ 笑顔で学ぶ心豊かな「むらづくり」》.....	89
1 幼児教育の充実	90
2 学校教育の充実	92
3 社会教育、芸術・文化活動の推進	94
4 文化財の保護と活用	96
5 スポーツ・レクリエーションの振興	99
《施策の大綱 Ⅴ お互いに心行き交う活力のある「むらづくり」》.....	100
1 住民活動の推進とコミュニティづくり	101
2 開かれた村政運営	103
3 効率的な行財政運営と地方分権の推進	105
4 高度情報化及び情報セキュリティ対策の更なる推進	107



第 1 編 序 論

7 第1章 計画策定にあたって



1 計画策定の目的

「振興計画」は、自治体運営の基本的な指針となる最上位の計画であり、地域のビジョンや将来像を具体化するための道筋を示すものです。また、福祉や環境、むらづくりなど各分野で実施する施策に方向性を与え、湯川村として実施する施策に矛盾がないように一体性を確保しながら、村民、事業所や各種団体、国、県など、湯川村に関わるすべての人々が、共に理解し協力して取り組んでいくためのむらづくりの目標を定めるとともに、自主・自律を基本とする責任ある行政運営を進めるための指針ともなるものです。

湯川村では、平成18年度に「村民が主役のむらづくり」・「健康から始めるむらづくり」・「環境と共生したむらづくり」の3つを基本理念とした「第四次湯川村振興計画」を策定し、平成27年度を目標年次とし、湯川村の目指す将来像を、
「好きです！ この空 この米 この風土 みんなで創るゆがわむら」
として10年間のむらづくりを進めてきました。

この間、我が国の社会経済状況は、少子高齢化や人口減少の急速な進行による人口構成の変化、東日本大震災を機に自然災害をはじめとする様々なリスクに対する危機管理意識やエネルギー・環境に対する住民意識の高まりなどにより、大きく変化しています。

湯川村においても、人口減少や過疎化の進行、国等の財政支援措置の段階的な縮小など、本村を取り巻く環境はこれまで以上に厳しくなることが予想されます。

また、地方分権の推進、住民の参画と協働によるむらづくりへの期待など、市町村を取り巻く状況も大きく変化しており、こうした変化に柔軟に対応したバランスのとれた行政運営が必要となっています。

このような現状を踏まえ、本村の地域特性や資源を最大限に活かしながら、村民と行政が協働・連携して各種の政策課題を解決するための方策を探り、引き続き住みよいむらづくりを進めることを目的とし「第五次湯川村振興計画」を策定します。

なお、策定に際しては、次の3つの視点に留意して策定を進めました。

視点① 協働による計画づくり

村民の意見を的確にとらえ、村民と行政が一体となり計画策定を行う。

視点② わかりやすい計画づくり

各分野において、目指すべき将来像を具体的に示す等、誰もがわかりやすい計画とする。

視点③ 財政に適した計画づくり

村の財政計画等に即した、実施可能な計画策定を行う。

2 計画の期間と構成

(1) 計画の期間 ◇◆◆◆◆◆

第五次湯川村振興計画の計画期間は、
平成 28 年度(2016 年)から
令和 7 年度(2025 年)までの 10 年間
とします。

(2) 計画の構成 ◇◆◆◆◆◆

第五次湯川村振興計画は、
「基本構想」・「基本計画」・「実施計画」
で構成します。

基本構想

基本構想は本村の将来像と基本理念を定め、将来フレームや政策を明らかにするなか、総合的かつ基本的な村政運営の指針とし、その期間は 10 年間とします。

基本計画

基本計画は基本構想で示された将来像や政策などを具体的に進めるため、政策、施策、事業の体系や内容を明らかにし、村政運営の指針とし、その期間は、前期、後期それぞれ 5 年間とします。

実施計画

実施計画は基本計画に示された政策、施策、事業の達成を目指し、具体的に進める指針とします。実施計画は 3 ヶ年計画とし、毎年度順次策定をしていくローリング方式で策定します。

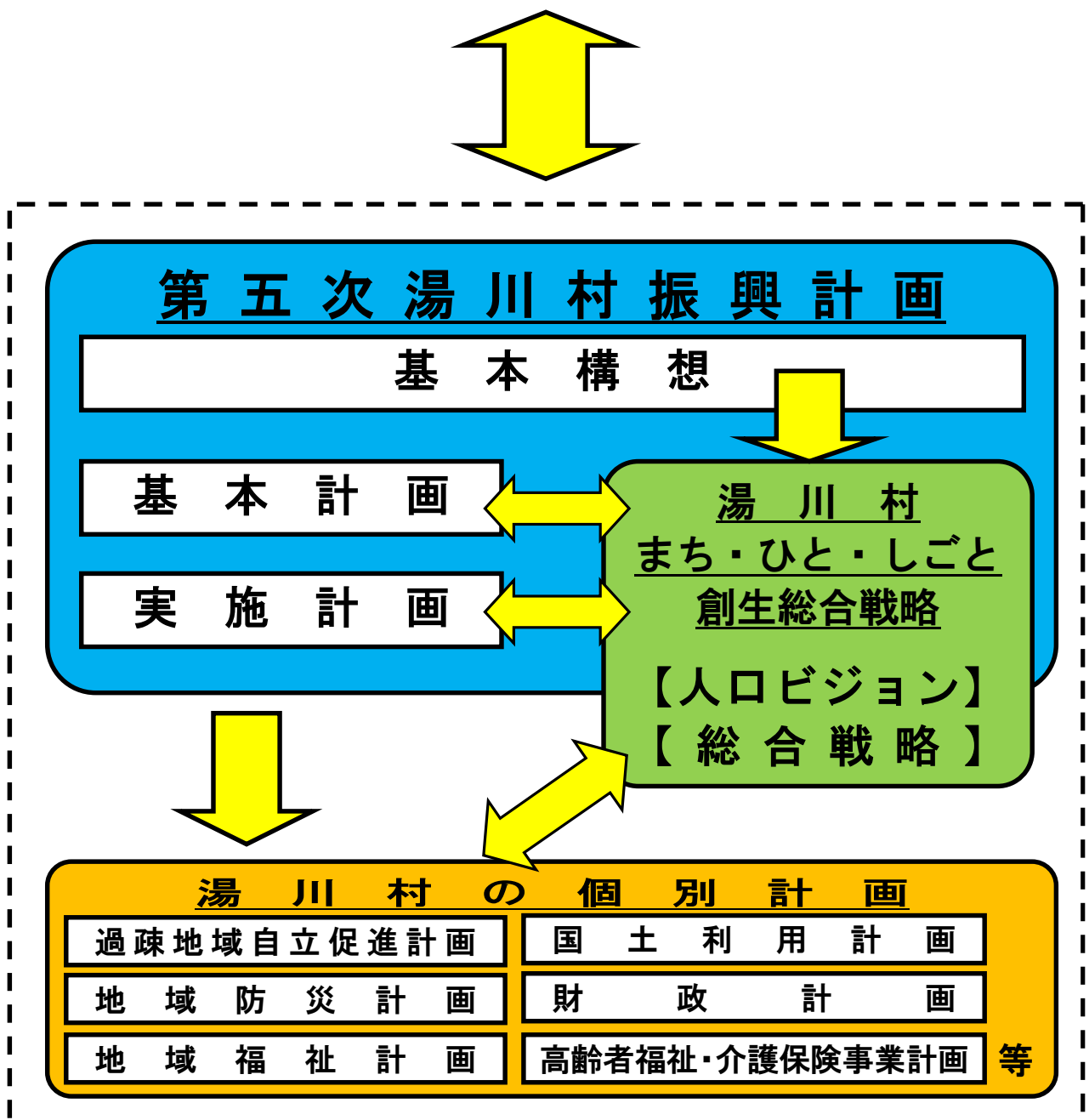
年 度	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
基本構想	基本構想（１０年間）										
基本計画	前期基本計画（５年間）					後期基本計画（５年間）					
実施計画	初年度			(3年間のローリング方式)							
	2 年目										
	3 年目										
	4 年目・・・										

3 計画の位置づけ

振興計画は、本村におけるむらづくりの最上位に位置づけられる計画であり、国や福島県の関連計画等と整合を取りながら、地方創生の動向にあわせて重点的な人口減少対策に取り組むための計画である、「湯川村まち・ひと・しごと創生総合戦略」と一体的に本村のむらづくりを推進するものです。

また、様々な分野ごとに具体的な施策や事業を定めた個別計画を、振興計画の方針にあわせて推進することで、湯川村の目指す姿に向けて取り組んでいきます。

国及び県の上位計画・関連計画との整合・連携



7 第2章 計画策定の背景



1 時代の潮流

近年、社会経済環境はさまざまな面で大きく変化しています。
以下に、本計画において留意すべき、時代の潮流を整理します。

(1) 人口増加を前提とした社会システムからの転換 ◇◆

わが国の総人口は、平成16年をピークに減少局面に入り、平成35年（2023年）には約1億2千万人になると見込まれています。合計特殊出生率は下げ止まったものの、1.4程度と人口を維持するための2.07よりも低く、少子高齢化が一層進んでいます。こうした人口減少や少子高齢化は、人口増加を前提とした今の社会システムに大きな影響を与えています。

人口減少は、労働力の減少や地域活力の低下、内需の縮小を招き、国内生産の維持が困難になり更なる空洞化を招きかねません。一方で、女性や高齢者といった、これまであまり活躍の機会が与えられなかった潜在労働力が活躍できる場面が増えれば、豊かな暮らし、持続的な成長につながることも可能となっています。

また、人口減少は過密な住環境を緩和してくれる可能性もあります。超高齢社会は、高齢者、特に後期高齢者の増加によって、年金や医療費などの社会保障費の増加など社会の様々な面での影響が懸念されます。

更に、平成37年（2025年）までには団塊世代が後期高齢者となり国民の4人に1人が高齢者になると見込まれており、医療・介護・福祉サービスの需要が急激に増加することが予測されています。

一方で、増加する高齢者向けの市場は大きな拡大が見込まれ、介護市場をはじめ、元気な高齢者を対象とした余暇活動、住宅のバリアフリー化などの分野で大きな期待がもてます。また、高齢者の労働意欲に応じ、「定年引退」から「生涯現役」へと変革することで、熟練した技術・知識の更なる高度化も期待できます。

人口減少や少子高齢化は、世帯構成にも変化がみられ、ひとり暮らしの高齢者や核家族世帯の増加など介護や子育てなどの生活不安を増大させています。家族や地域の絆の再生、災害時における要援護者への対応、住まいの選択に制限を受けやすい住宅確保要配慮者への対応など、各方面で課題への対応が求められます。

(2) 地方創生の取組みと行政改革の進行 ◇◆◆◆◆

わが国の債務は年々増加しており、平成25年時点で「国の借金」の残高が1,000兆円を突破し、国民1人あたり約792万円の借金を抱える状況となりました。国の財政が厳しさを増すなか、地方分権改革が進められ、地方自治体は財政的に依然厳しい状況下にあるものの、地域の実情に応じた独自の基準や計画を定めることができるようになったことから、自主的で自立した政策の立案及び推進体制の構築が急務となっています。また、平成22年6月には地方分権をさらに進めるために「地域主権戦略大綱」が閣議決定され、それ以降も地域主権戦略会議において、義務付け、枠付けの見直しや出先機関、一括交付金の扱い等が検討されており、こうした情勢を踏まえた行政の取り組みが必要です。

平成26年には、人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生できるよう、「まち・ひと・しごと創生本部」が設置されました。国では、令和42年（2060年）に1億人程度の人口を確保する中長期展望を提示した「人口長期ビジョン」を示すとともに、5か年の政策目標・施策を定めた国の総合戦略を策定し、これを踏まえて、全国のすべての都道府県・市町村が、地方人口ビジョン及び地方版総合戦略を策定し、地方が自立につながるよう自らが考え、責任を持って戦略を推進することとなっています。

(3) 高齢者の尊厳の保持と自助・互助・公助による自立生活の支援

国民皆保険制度のもと、わが国では、女性の平均寿命87歳（世界第1位）、男性80歳（同第8位）を実現するなど、世界でも類を見ない高水準の医療・介護制度を確立しました。その結果、65歳以上の高齢者数は、令和7年（2025年）には3,657万人となり、令和24年（2042年）には3,878万人とピークを迎える見込みで、高齢者のみの単独世帯や夫婦世帯の増加も予測されています。

このような社会状況にある中、国は、できる限り住み慣れた地域で必要な医療・介護サービスを受けつつ、安心して自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指しています。地域包括ケアシステムは、地方自治体が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが求められています。

(4) 地域経済を取り巻く環境の変化と産業構造の転換 ◇◆

わが国の経済情勢は、平成20年の世界同時不況によって大きな打撃を受けましたが、近年は政府が進める経済政策などの効果が顕在化しはじめ、個人消費を押し上げ回復の兆しを見せています。一方で、経済のグローバル化が進み、経済活動の機会が拡大すると同時に、国際競争の激化、生産拠点の海外移転による産業空洞化など、わが国を取り巻く経済環境は依然として厳しい状況となっています。

産業構造においては、農業従事者の減少や後継者不足等により農業の衰退が進むものの、健康意識の高まりのなか「食」の重要性が顧みられ、農業の重要性が高まっています。その一方で、TPPへの参加協議が開始され、農業をはじめ、医療や福祉、教育、金融、通信など国内産業への影響も不安視されています。

製造業に関しては業況改善の兆しがみえてきたものの、貿易収支については鉱物性燃料の輸入増加等を背景に過去最大の貿易赤字となっています。一部新興国（中国・タイなど）における人件費の上昇等を契機に、国内でのものづくりを再評価する動きも出てきています。

サービス産業等の三次産業においては、外国人旅行客が1,000万人を超え今後さらに増える見込みもあり観光産業が注目されています。

また、本村をとりまく環境では、「会津縦貫北道路」が平成27年9月に開通しており、こうした交通網の利便性を村の活性化につなげていくことが期待されます。

また、令和2年（2020年）には東京オリンピックが開催されることとなり、地方にも国外から多くの観光客が来訪する可能性も期待できます。この機会を捉え、英語をはじめとした多言語に対応できるおもてなし人材の育成など観光振興策が求められます。

(5) 社会資本の老朽化とコンパクトで持続可能な都市の形成 ◇◆

地方公共団体においては、公共施設等の老朽化とその更新費用の財政負担が大きな問題となっています。また、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことも予想されており、これらを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点からの対策が求められています。更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化し公共施設等の最適な配置を実現するとともに、受益者負担の徹底や地域住民との協働による施設管理など公共施設の管理形態を見直していく必要があります。更に、広域利用を前提とした施設については、1都市ですべてを整備するのではなく、近隣都市と連携し協力して維持していくといった視点も必要となってきています。

また、これまで拡大してきた市街地についても、都市の中心部に様々な施設をコンパクトに集中させ、地域の各拠点が公共交通等でネットワークされた、歩いて暮らせる集約型のまちづくりを実現する「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方も示されています。

(6) 地球環境問題の深刻化 ◇◆◆◆◆

化石燃料の大量消費などにより、二酸化炭素等の温室効果ガス排出量は近年も増加傾向にあります。地球温暖化の影響は年々顕在化し、洪水や干ばつなどの異常気象が生じ、地球環境への負荷低減が世界共通の課題として掲げられています。

わが国では、化石燃料を中心にほとんどのエネルギーを海外からの輸入に頼っているという脆弱性があります。このような状況を脱却するため、石油の代替を進め、一時、エネルギー自給率は19.9%にまで改善されましたが、なお、根本的な解決には至っていません。石油の代替として期待されていた原子力発電についても、平成23年に発生した、東日本大震災と東京電力福島原子力発電所事故により、安全性に係る信頼が損なわれ、中長期的にその依存度を可能な限り引き下げていくという方向性が目指されることとなっています。また、事故によって電力・石油・ガスといったエネルギーの供給に混乱が生じ、国のエネルギーシステムが抱える脆弱性が明らかになり、省エネルギーの徹底的な推進、再生可能エネルギーの開発・普及の強力な推進が重要となってきています。

一方、アジアを中心とした地域では、急激なエネルギー需要の伸びや中東情勢の不安定化を要因として、化石燃料を補完する有力なエネルギー源として、原子力の利用を拡大しようとする動きも見られるようになってきました。また、北米で始まったシェールガス革命は、天然ガスを始めとした国際的なエネルギー価格に大きなインパクトを与え、地域間によるエネルギー価格差を生じさせており、このことが、各国の産業構造に対して大きな影響を与える可能性も出てきています。

(7) 安全・安心意識の高まり ◇◆◆◆◆

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、被災地をはじめ、日本全体に甚大な被害をもたらし、人々の意識やライフスタイルまでも変える大きな衝撃を与えました。また、台風などによる局地的な集中豪雨も被災地域に大きな被害をもたらしています。こうした大規模地震や津波による被害、豪雨による土砂災害などの発生を契機として、人々の防災意識は急速に高まっています。平成24年、平成25年には、国において南海トラフ巨大地震の被害想定も見直しが行われ、東日本大震災の教訓を踏まえて、強くてしなやかな国をつくる国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）を推進していくことが求められています。

福島第一原子力発電所の事故を受け、原子力発電所に関する安全対策の見直しが進められていますが、対策については、まだまだ課題が多く山積していることから、これまで以上の原発安全対策が求められています。

また、高齢者や子どもが被害者となる凶悪犯罪や振り込め詐欺なども多く発生しており、身近な地域における犯罪への不安が増大しています。加えて、食品偽装や薬物混入など「食」の安全をゆるがす事件が多発し、国では消費者庁が設立されるなど、日常生活の様々な面で安全・安心の確保が強く求められています。

(8) 雇用状況の変化 ◇◆◆◆◆

リーマンショック以降、企業のリスクに対する慎重姿勢が高まるなか、雇用期間の定めのない正規雇用よりも、雇用期間に定めのある非正規雇用を優先する傾向にあります。非正規雇用による所得の減少や不安定な雇用の増加が、晩婚化や未婚率の上昇、出生数の減少になっていることが指摘されており、回復の兆しを見せはじめた経済情勢のもと、労働者の3人に1人を占めているといわれている非正規雇用から正規雇用へと転換されていくことが望まれています。

全国的に少子高齢化と人口減少が進み、団塊の世代の大量退職を迎えて労働力人口の減少が予想される中、女性や高齢者の労働市場への参加に加え、外国人の雇用のあり方についても議論を深め、労働環境の整備を進めることが求められます。

(9) 地域ぐるみの教育の推進 ◇◆◆◆◆

子どもの学力の低下や生活習慣の乱れなどが社会問題化しており、いじめや不登校などの問題についても、急務の課題としてその対応が求められています。こうした背景を踏まえ、教育基本法の改正や新学習指導要領の実施など、少人数学級や外部人材導入の促進、学校運営協議会制度の創設などの教育改革の取組が進められるとともに、子ども・若者育成支援推進法などにより、地域が一体となって子どもや若者の健全な育成を支えていく考え方が示されています。

核家族化や少子化、地域コミュニティの希薄化など、子どもを取り巻く家庭や地域環境の変化が、家庭や地域の教育力の低下の大きな原因となっています。すべての子どもに自立して社会で生きていく基礎を育てるため、確かな学力、豊かな人間性、健やかな体力をバランスよく育てることが大切であり、家庭・地域・学校が互いに連携し、地域全体で教育に取り組むことが必要です。

このように、地域の実態等を踏まえ、生徒の個性を生かせる創造的で柔軟な「特色ある学校づくり」が一層求められています。

(10) 情報化の更なる進展 ◇◆◆◆◆

インターネットをはじめとする情報通信技術の発達は、働き方や余暇活動、消費行動など生活の様々な面で大きな影響を及ぼしています。平成23年にはデジタル放送への完全移行が行われたほか、携帯電話ではスマートフォンが急速に普及し、Wi-Fiなどの通信環境も整うなど、家庭や地域の情報通信環境はめまぐるしいスピードで発達を続けています。また、情報端末も急速に進展し、身につけて持ち歩くことができるウェアラブル端末なども開発されてきています。

まちづくりに関連しても、インターネットや携帯電話、GIS（地図情報システム）などを活用した地域情報化の取り組みが進められ、様々な分野で市民生活の向上や地域活性化に情報通信技術が活用されています。

一方、個人情報保護の意識が高まるなか、情報流出等の問題の拡大など情報に関する様々な犯罪が社会問題化しており、情報に関する住民意識は高まっています。また、いつでもどこでも誰でも、情報を容易に入手し利用しやすくなってきた反面、情報機器に関する知識や操作能力の差などによって情報授受量に格差が生じることへの懸念も指摘されています。

行政が提供する情報のあり方も、これまでの「村が判断して情報を提供する」から、個人情報の保護といった課題があるものの「二次利用を前提とした積極的な情報公開（オープンデータ）」へシフトしつつあります。また、ICTの発展や、SNSの普及等により、日常生活のあらゆるシーンのデータが蓄積されており、これらビッグデータの活用も大きな課題となっています。

(11) 価値観や生活様式の多様化 ◇◆◆◆◆

経済効率を重視し個人的な豊かさを追求したり、地球環境や持続可能性といった社会全体を考えたりと多様な価値観が混在するようになってきています。また、経済情勢を背景とした非正規雇用の増大など雇用形態の多様化にともなう経済格差の拡大、未婚化・晩婚化といった社会を背景とした少子高齢化にともなう核家族の増加など家族形態の変化といったことことに起因して、個人のライフスタイルは大きく変容し、多様化してきています。そのようななか、スローライフ、ロハス（健康や環境と持続可能性を重視する生活スタイル）といった言葉に表される、癒し、健康、余暇など、心の豊かさを重視する考え方も一般化してきています。

経済的な豊かさを示すGDPなどの上昇が、必ずしも心の豊かさをあらわす幸福感の上昇につながっておらず、「幸せとは何か」、「何が幸せか」といった「幸福度・幸福感」をまちづくりに取り入れる動きも進められています。

男女共同参画やノーマライゼーション（障がい者や高齢者がほかの人々と等しく生きる社会の実現を目指す考え方）、多文化共生など、多様な価値観や個性を尊重し共生することの重要性も高まっています。文化活動やスポーツ活動は、健康の保持や青少年の健全育成、地域の活力創出、いきがづくり、住民交流の活発化など、まちづくり、地域づくりにおいても多様な効果が期待できます。平成21年の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正、平成23年のスポーツ基本法の制定なども、こうした多様な暮らし方、働き方を支援する動きの一例です。

(12) 住民参画・協働意識の高まり ◆◆◆◆◆

ボランティア意識の高まりとともに住民活動が活発化し、行政への住民参画や住民と行政の協働の重要性が高まっています。住民、団体、企業など多様な主体を地域づくりの担い手と位置づけ、協働でより良い社会サービスの提供を図る「新たな公」の考え方も広まっており、民間活力の一層の活用が求められています。

そうした中で、個人でできることはまず自らで行い、個人ではできないことは家庭や隣近所、地域で行い、それでもできないことは行政が行うという自助・互助・共助・公助による「補完性の原則」が再認識されています。特に、近年は家庭や地域コミュニティの機能低下が指摘されることも多く、助け合いながら共に暮らしていく互助や共助の重要性が高まっており、国や地方自治体において、家族や地域の絆を再生・活性化する取り組みも盛んになってきています。特に、平成23年に発生した東日本大震災では、人や地域の絆に対する重要性が再認識されました。これまで、サービスの一方的な受け手であった住民が、多様なニーズに応えていくために、行政と共に考え、共に選び、そして共に提供していくといった、住民と行政が一体となって自らの社会を形成していくことが求められています。

2 湯川村の歴史・現状・特徴

本村のおかれている歴史、自然環境はもとより、人の営みによる様々な環境条件を的確に把握・分析することにより、よりよい計画づくりを目指します。

(1) 湯川村の歴史と文化 ◇◆◆◆◆

本村は古代には会津郡に含まれていました。10世紀半ばの「和名類聚抄」(わみょうるいじゅうしょう)には、白河郡のところに「今分爲大沼・河沼二郡」と注記があります。これは会津郡に係わることで、河沼郡は平安中期以降に会津郡から分置され、本村はそれ以来、河沼郡に所属しています。文禄3年(1594年)の「蒲生領高目録」には河沼の項に、浜崎・勝常寺・笈川など本村に所属する村名が21ヶ村記載されています。寛文6年(1666年)の「会津風土記」には22ヶ村を数えます。文化6年(1809年)の「新編会津風土記」には笈川組の項に24ヶ村が記載されており、これが本村に相当するものであります。会津藩の郷村統治に数村を併せて組を置いた際に本村と河東町の範囲は代田組とされました。その後、承応2年(1653年)12月に代田組より分かれて笈川組が置かれ、組をまとめる郷頭は笈川に置かれ、礪部氏が任ぜられました。

明治8年の町村合併により笈川・清水田・桜町・湊・佐野目・熊ノ目・田川・三川・堂畑の村が成立しました。浜崎・勝常には合併がありませんでした。明治22年(1889年)の町村制実施により、湯川以東の笈川・清水田・桜町・湊・浜崎の五ヶ村は合併して笈川村となり、湯川以西の勝常・佐野目・熊ノ目・田川・三川・堂畑の六ヶ村は合併して勝常村となりました。そして旧村は新村の大字名となりました。

昭和32年(1957年)3月31日、笈川村と勝常村は合併して湯川村が成立しました。

村名は村を流れる湯川にちなんで命名されました。湯川村は『米と文化の里』を標語にして新しいむらづくりに努めてきました。平成11年度に三島区、平成16年度に桜つつみ区、平成26年度には美田園区がそれぞれ誕生し、現在、笈川地区に16の行政区(松川住宅を含む)、勝常地区に16の行政区を持ち、それぞれの地区に小学校があり第一次生活圏を形成しています。

(2) 湯川村の地理と自然 ◇◆◆◆◆

本村は、北緯 37 度 34 分、東経 139 度 53 分に位置し、東に名峰会津磐梯山、北に霊峰飯豊山を仰ぎ、周囲を山々に囲まれた眺望に優れた会津盆地の中央にある田園地帯であります。村域は、東西約 4.2km、南北約 4.8km とほぼ長方形の地形を有し、標高は 170m～180m で、面積は 16.37k㎡と県内で最も小さく、また、県内で唯一山が一つもない平坦地となっております。会津盆地の四季に彩られた美しい自然や豊かな緑、澄んだ空気を有する本村は、水資源にも恵まれ、肥沃な耕地では 9 割以上で水稲栽培が行われ、昔から農業を基幹産業として発展してきた農村であります。

(3) 湯川村の人口及び世帯数の現状及び減少要因等

(湯川村人口ビジョンより) ◇◆◆◆◆

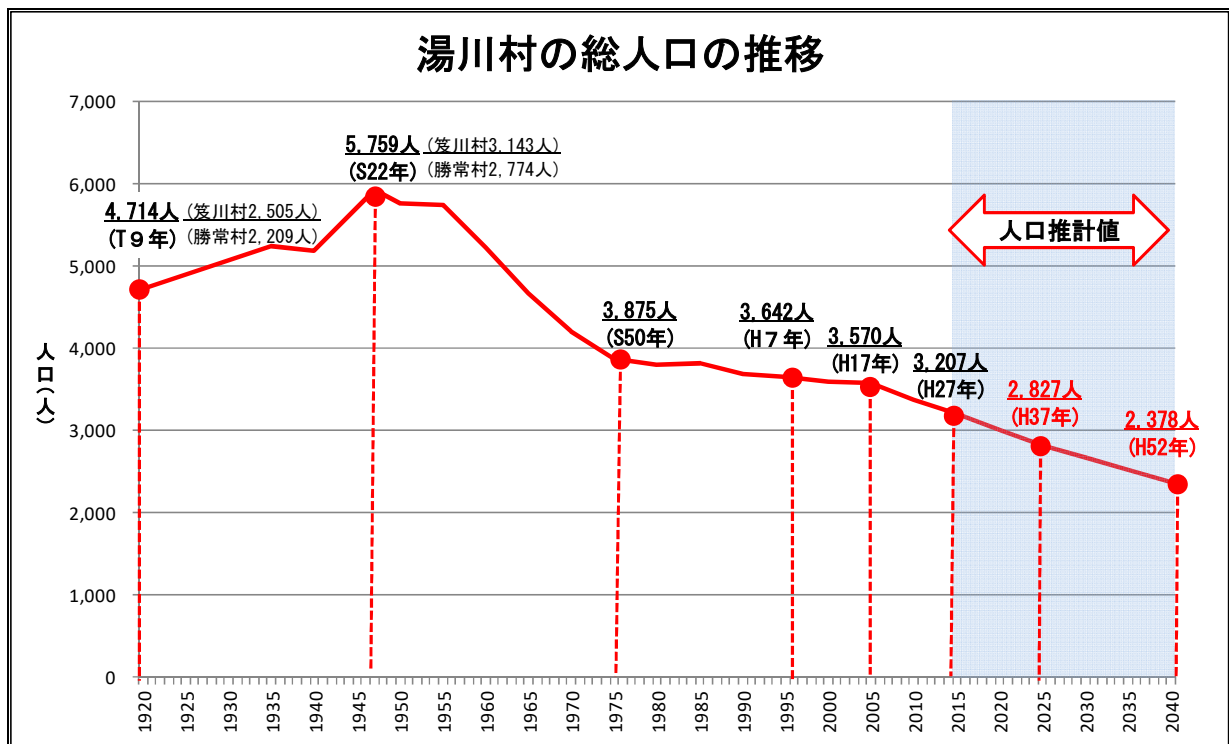
① 人口の推移

日本の総人口が 2008 年以降、減少局面に突入した中で、本村の人口は、1947 年（昭和 22 年）の 5,759 人をピークに減少し、1975 年（昭和 50 年）以降、一旦落ち着いたものの、1995 年（平成 7 年）を境に急速に人口減少が進んでいます。

今後、人口減少はますます進行し、2040 年の人口は、2,378 人と推計され、本村の人口減少は、全国の約 2 倍程度のスピードで進むと予測されます。

区 分	2010 年	2040 年	減少率
全 国	1 億 2,806 万人	1 億 728 万人	16.2%
湯 川 村	3,364 人	2,378 人	29.3%

※全国の人口は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 24 年 1 月推計）」より

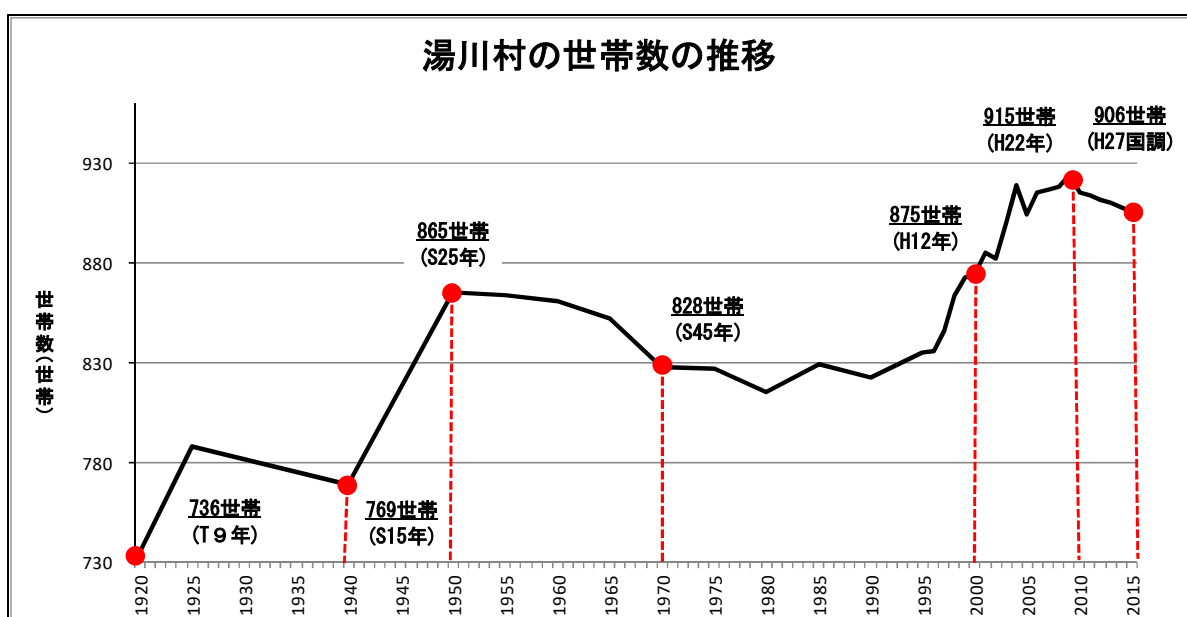


※ 2015年(平成27年)以降については、コーホート要因法による推計値

② 世帯数の推移

湯川村の世帯数は、昭和25年の865世帯をピークに年々減少していましたが、新しい住宅団地の整備(平成11年度三島区、平成16年度桜つつみ区、平成26年度美田園区)により、現在までに昭和25年当時から約40世帯増加しています。

しかしながら、世帯人員で計算すると、昭和25年で6.66人/世帯であるのに対し、平成27年では3.54人/世帯と減少しており、世帯数の増が必ずしも人口の増と結びついていないのが現状となっています。



※ 国勢調査による世帯数。(平成27年(2015年)は速報値。)

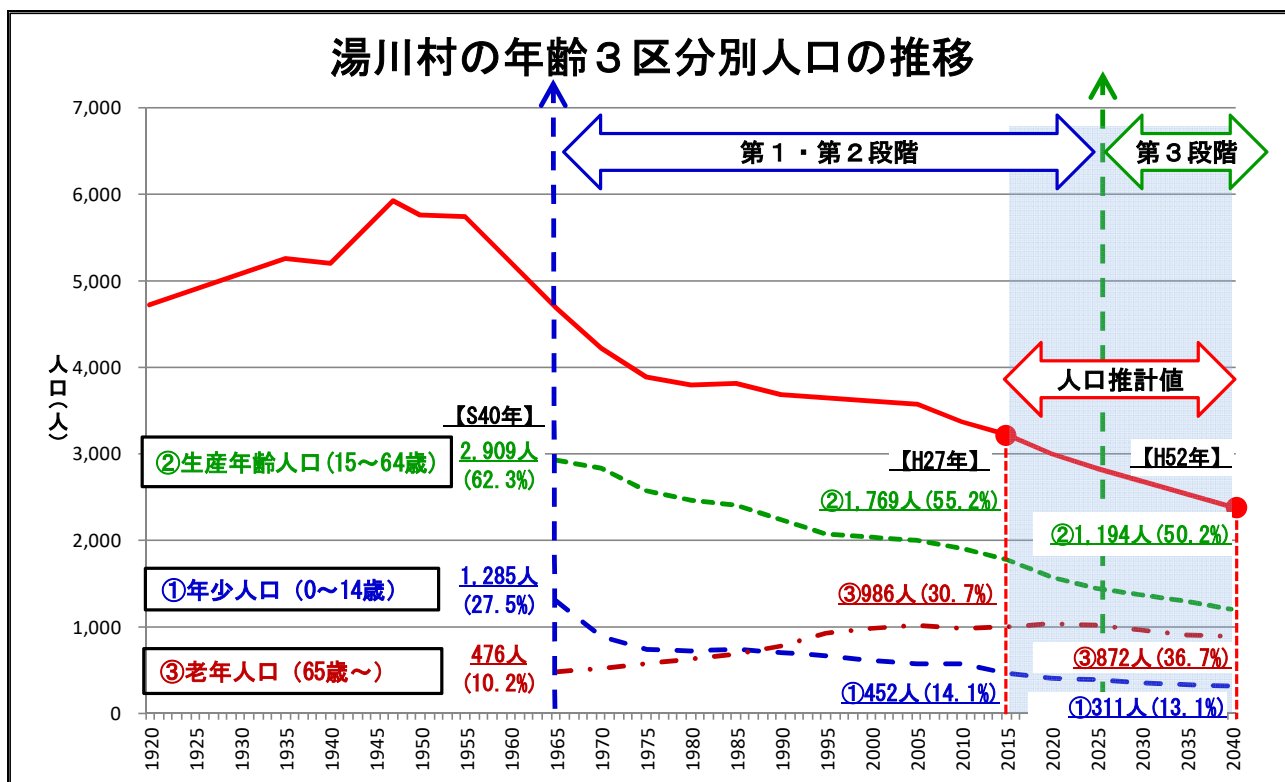
③ 人口減少の段階

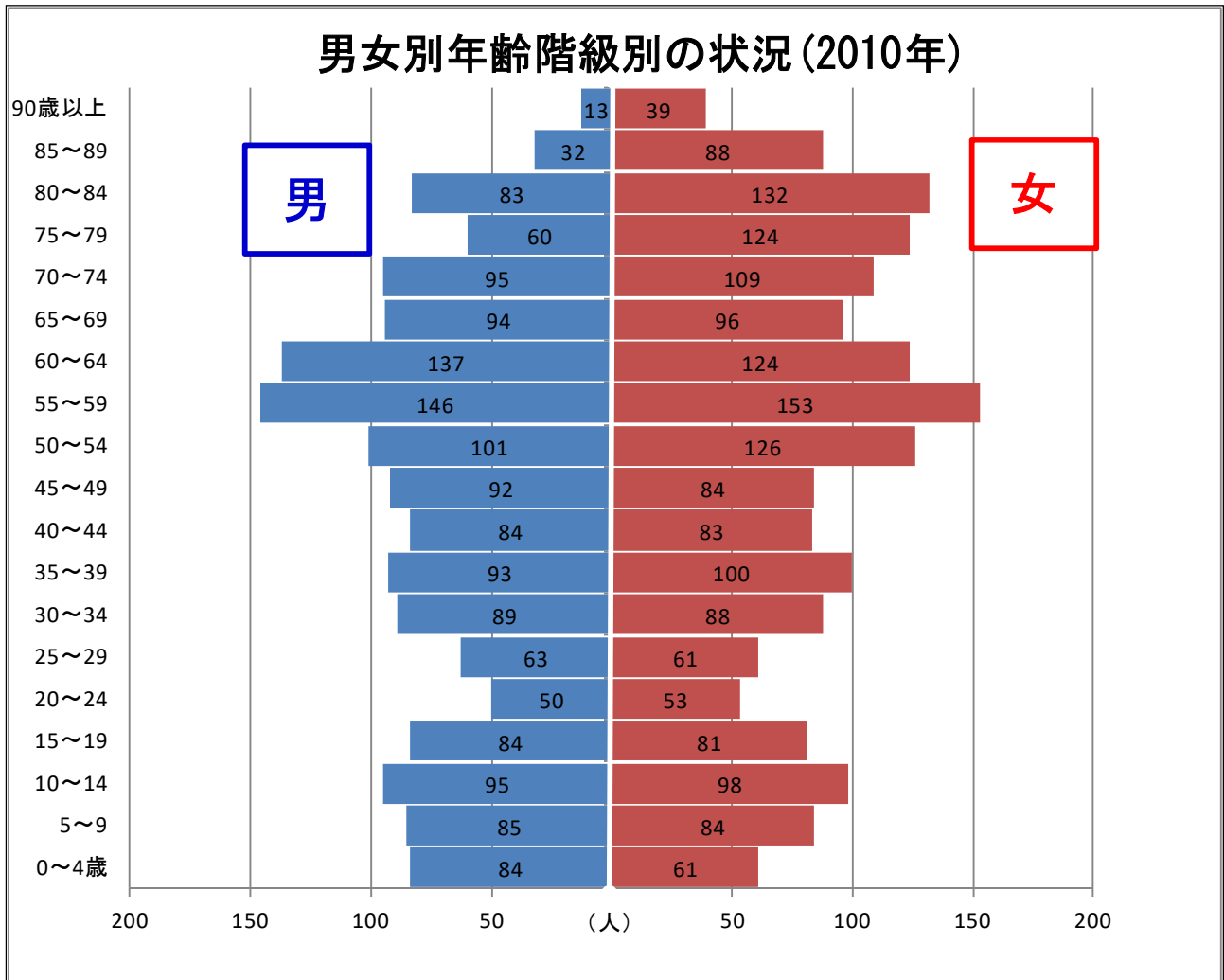
人口減少過程は、老年人口（65 歳以上）の推移の変化に伴い、3 段階に分けられ、「第1段階」として、若年人口は減少するが老年人口は増加する時期、「第2段階」として、若年人口の減少が加速するとともに、老年人口が維持から減少に転じる時期、「第3段階」として、若年層の人口減少がさらに加速し、老年人口も減少する時期としております。

本村における「第1段階」は、昭和の合併時期である 1955 年頃からすでに始まっており、2025 年を境に、「第2段階」から「第3段階」へ移行し、人口減少が一気に加速すると推計されています。

総人口に占める、年齢階層別の人口の推移は、生産年齢人口（15 歳～65 歳未満）・年少人口（15 歳未満）ともに総人口に比例して減少しており、今後も減少すると見込まれます。

2015 年の年齢3区分の割合は、年少人口 14.1％・生産年齢人口 55.2％・老年人口 30.7％であり、2040 年には、年少人口 13.1％・生産年齢人口 50.2％・老年人口 36.7％になると推計され、人口減少とあわせて、高齢化への対応も必要となってきます。





④ 人口減少の要因

本村では、1996 年以降、人口動態の要因である、社会動態・自然動態、双方において特に減少傾向が大きくなっており、現在までに本格的な人口減少社会に突入しています。

社会動態においては、1975 年以降、転出者数が転入者数をほぼ毎年上回っており、2000 年から 2006 年にかけては一時的に転入超過となったものの、過去 10 年間（2005～2014 年）の平均では 1 年あたり約 15 人の社会減となっています。

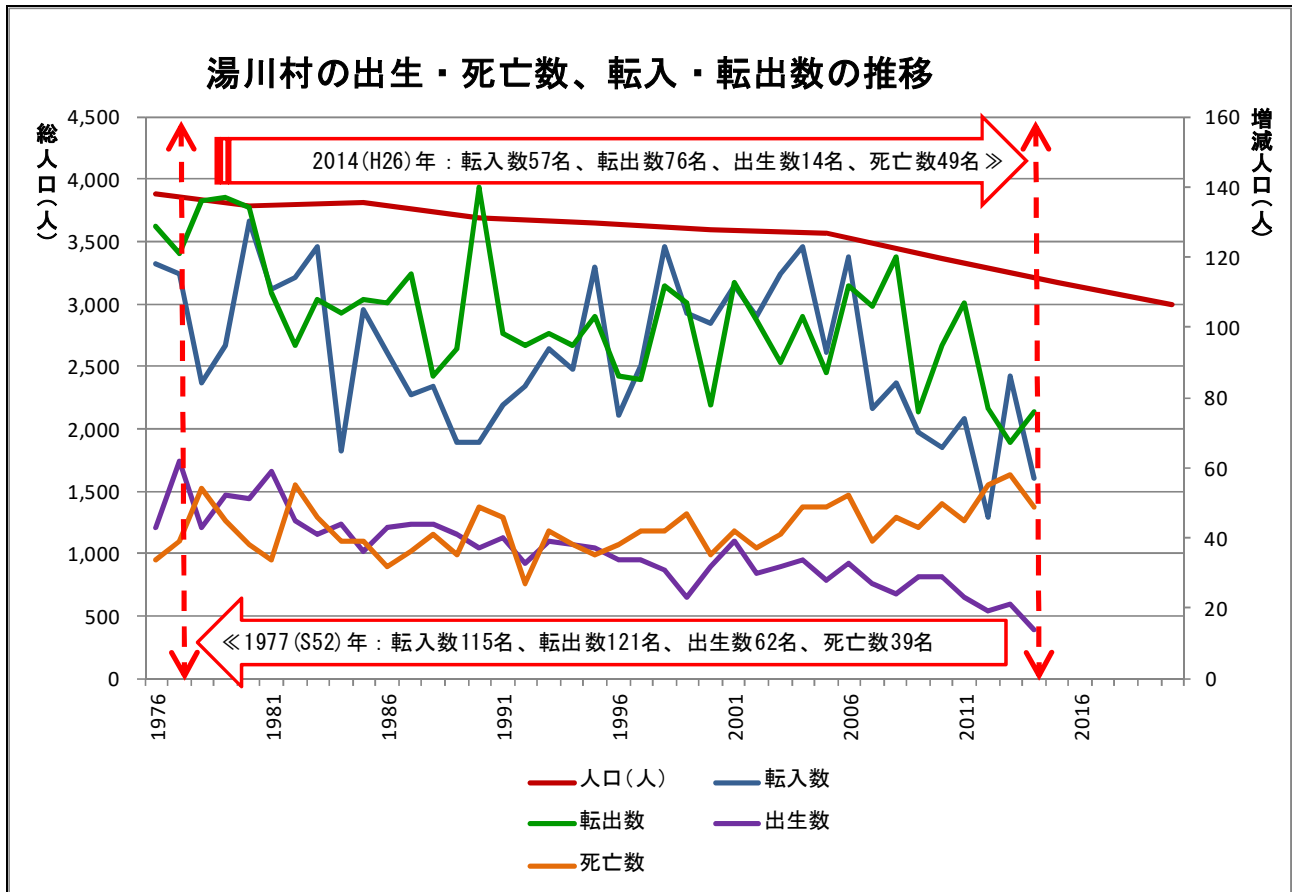
自然動態においては、1990 年以降特に出生数が死亡数を下回り始め、その後は自然減が続き、その差は広がっています。過去 10 年間（2005～2014 年）の平均では、1 年あたり約 24 人の自然減となっており、社会減と合わせて、毎年 39 人のペースで人口が減少している状況です。

④-1 自然動態による減少（合計特殊出生率の低下）

本村の合計特殊出生率は、1.80人（1998年－2002年平均）から1.47人（2008年－2012年平均）へと低下し、福島県の比率を下回っています。

出生数の低下は、将来子どもを産む世代が減少し、さらなる人口減少を加速させます。

合計特殊出生率を上昇させることが、長期的な人口減少対策につながるものと考えられます。



◇ 合計特殊出生率 ※人口動態調査より

区 分	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
全 国	1.38	1.34	1.36	1.33	1.32	1.29	1.29	1.26	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41
	1.36					1.31					1.38				
福島県	1.65	1.63	1.65	1.60	1.57	1.54	1.51	1.49	1.49	1.49	1.52	1.49	1.52	1.48	1.41
	1.64					1.52					1.48				
湯川村	1.80					1.62					1.47				

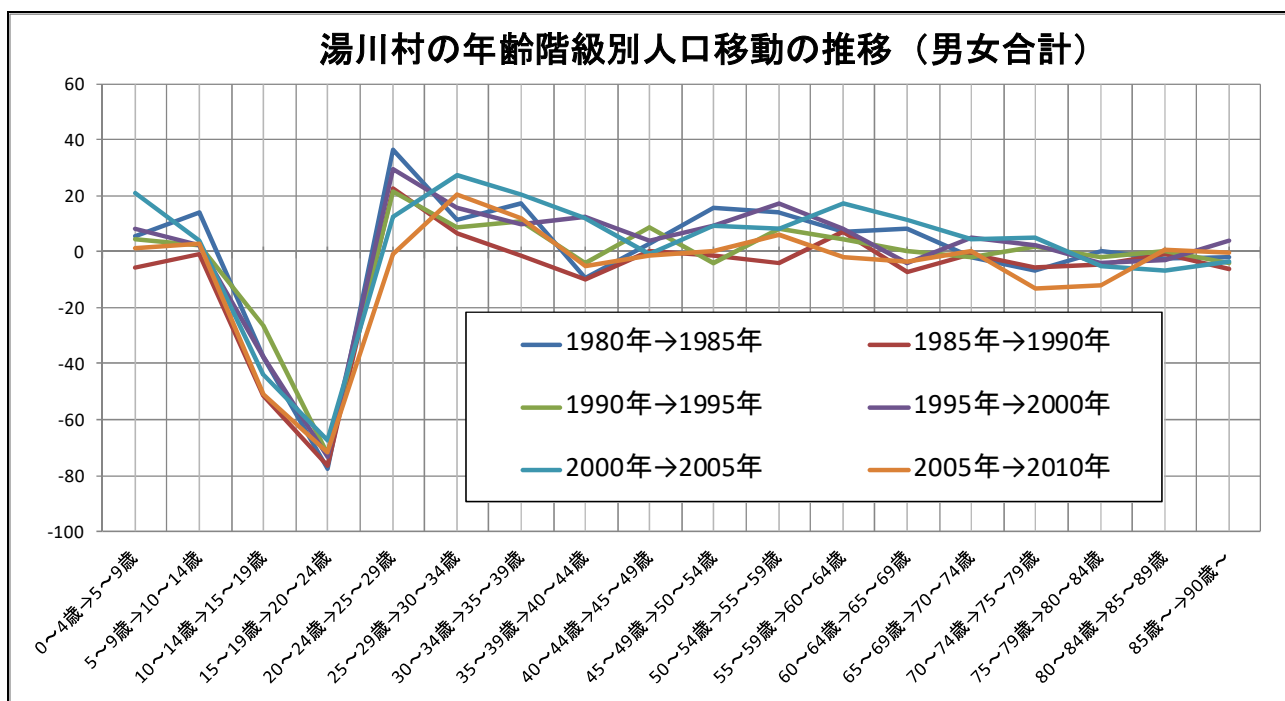
④-2 社会動態による減少（若年層の人口の流出）

傾向として、「10歳～14歳⇒15歳～19歳、15歳～19歳⇒20歳～24歳」の階級である若年層の世代において、人口移動はマイナスになっています。

一方、「20歳～24歳⇒25歳～29歳」では、人口移動は若干プラスになるものの、減少した人口を回復するまでには至っていません。

これは、高校卒業時の進学や就職による転出が多く、一度村外に転出した若い世代が戻ってこないということであり、親世代（子育て世代の）の人口が減少することは、出生数の減少につながっていきます。

高校や大学の卒業後も本村に住み続ける、Uターンできる雇用の場の確保・環境をつくり、若者の人口流出、子育て世代の転出抑制と転入を増加させる対策が必要です。



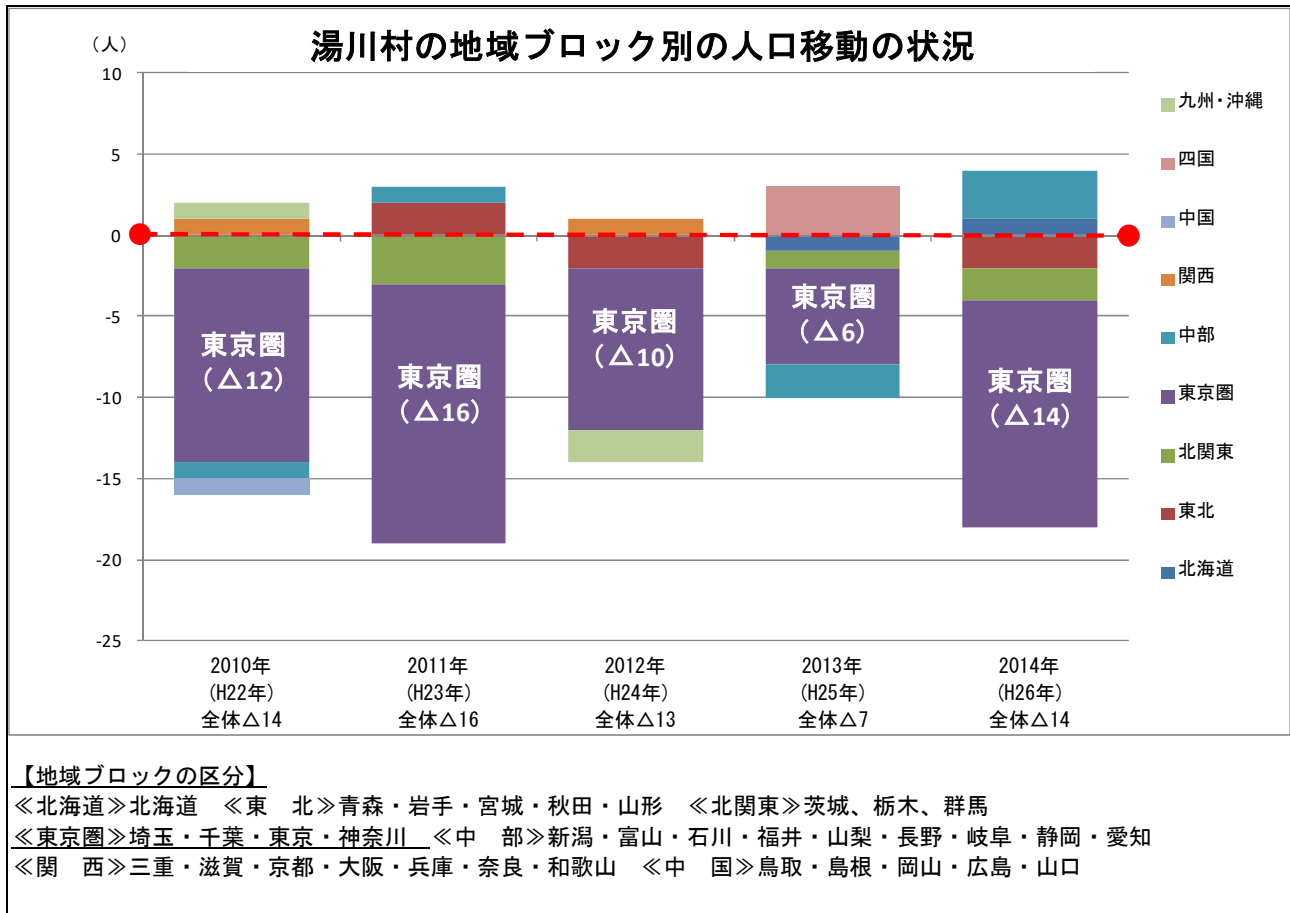
◇ 東京圏への人口流出

若年層が就職や進学を機会に東京圏（埼玉・千葉・東京・神奈川）へ移動することにより、人口減少が生じています。

本村の移動（転出）者の約7～8割が東京圏への転出となっており、これは、全国的な傾向でもあり、東京一極集中を招いています。

子育てがしにくい環境である東京圏（東京都合計特殊出生率1.13人2013年）へ若者の流出が続くことは、日本全体の人口減少を加速させることとなります。

地方の人口減少は、地方創生の柱でもある「東京への一極集中の是正」を要因とした、若年層の都市部への人口流出が最も大きな要因です。



⑤ 人口減少の影響

人口減少は経済規模の縮小、さらなる人口（労働力）減少、経済規模の縮小といった問題を引き起こし、地域コミュニティの維持が困難となり、それが継続することにより「負のスパイラル」に陥るとことが懸念されます。

特に地方において、その現象は深刻であり、以下のような地域全体の活力低下が懸念されます。

地域コミュニティ等の維持が困難となり「負のスパイラル」が発生

- ・ 経済の縮小により、地域住民の生活に必要な買い物・医療・福祉サービス、公共交通の維持が困難になる。
- ・ 仕事を求めて人口が流出する。
- ・ 高齢化の進行により、社会保障費の増加、それを支える働き手の負担が増加する。
- ・ 農業施設・農地の維持が困難になる。
- ・ 空き家が発生し、治安が悪化する。
- ・ 村の財政状況が悪化する。（財政破綻に陥る。）

(4) 湯川村の地域産業の状況 ◇◆◆◆◆

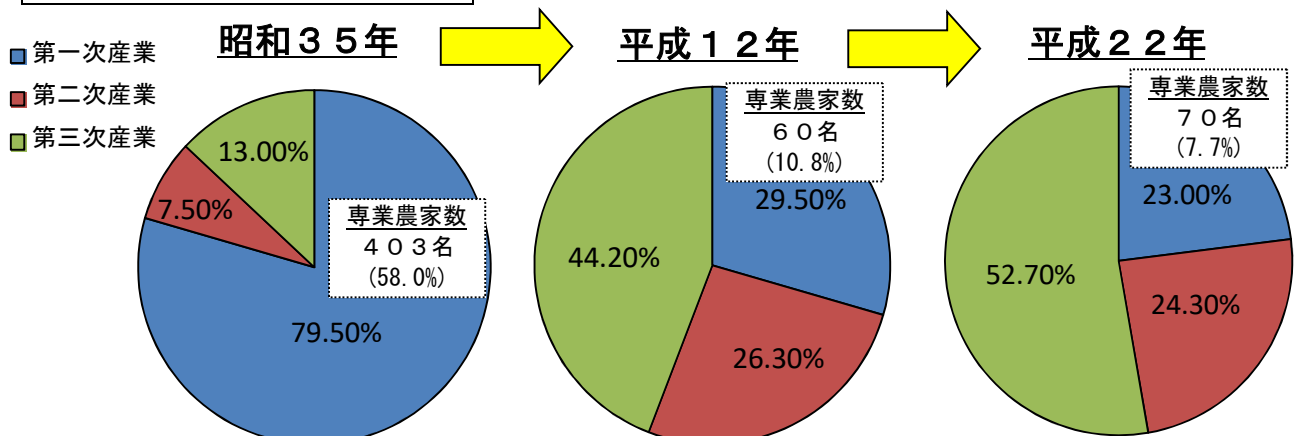
本村の産業別人口の動向は、昭和35年に第一次産業の占める割合が79.5%、第二次産業7.5%、第三次産業13.0%でありましたが、平成22年にはそれぞれ23.0%、24.3%、52.7%となり、第一次産業は一貫して減少傾向にあり、第二次産業はほぼ横ばい状態、第三次産業は一貫して増加しており、この傾向は今後もおおむね続くと考えられます。農業を基幹産業とする本村では、全世帯のうち約45%は農家世帯ですが、年々農家世帯も減少してきています。また、専業・兼業の別でも昭和35年に403世帯58%あった専業農家が、平成22年には70世帯7.7%と激減しており、兼業農家もその多くが第一種兼業から第二種兼業へと移行しています。これは農用地流動化促進事業による小規模農家から大規模農家への作業委託、農業の機械化による労働力余剰のための他産業への移行、他産業との所得格差の拡大等により特に若年層の農業離れが進んだためと考えられます。

村内の工業の事業所数・従業者数は、平成5年には6事業所179人でありましたが、その後工業団地の造成等により企業誘致を進めた結果、平成24年には7事業所339人と大きく増加し、平成25年には7事業所360人となっています。また、製造品出荷額についても、平成5年には14億4,920万円でありましたが、平成24年には63億556万円と4.4倍に伸び、平成25年には64億6,220万円となっています。

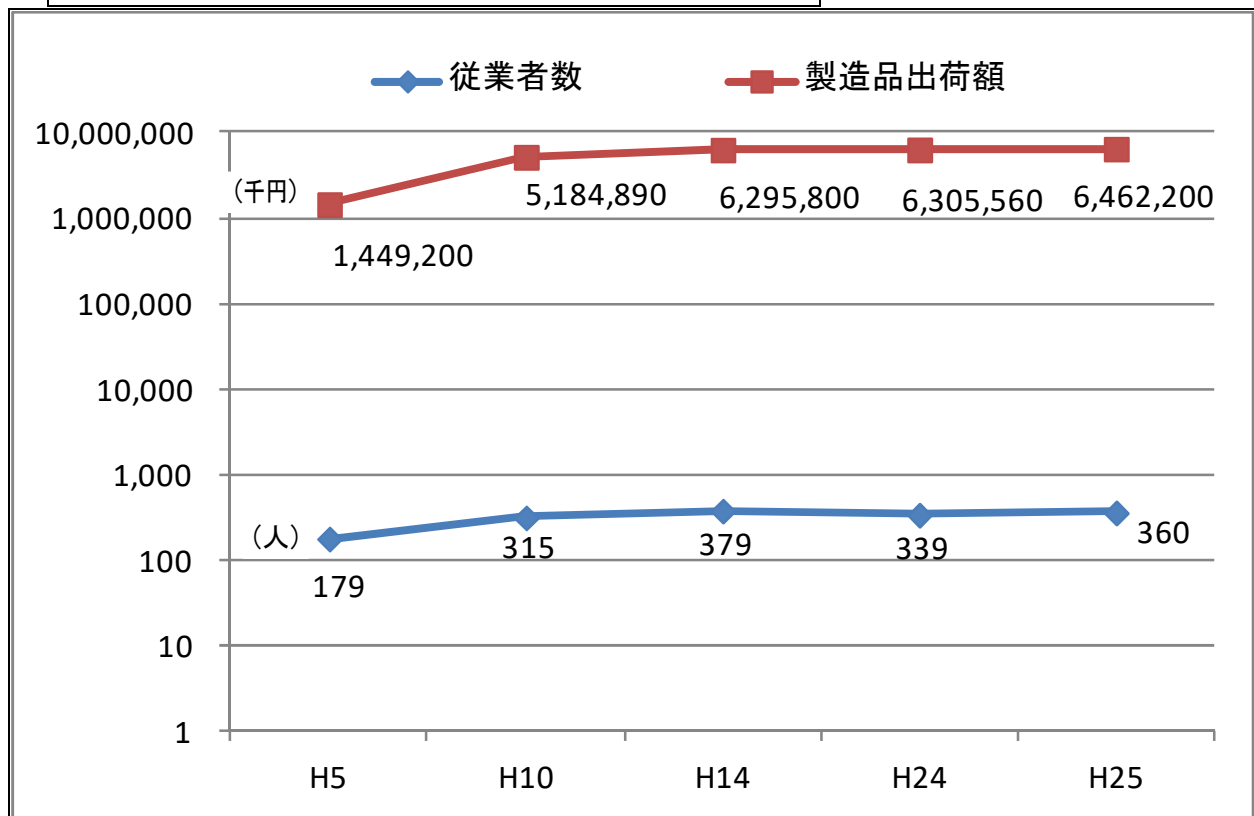
一方、商業は規模も小さくほとんどが兼業であり、商店街も形成されていません。商店数は平成19年で31店あり、その後道の駅ができるなど規模は拡大傾向にあります。

人口の流動は、平成22年で村内常住者数2,210人のうち、村内に従業・通学している人は995人45.0%で、残りの55.0%1,215人が村外へ流出しています。流出先では、会津若松市が688人で流出者数の半分強を占めており、次いで喜多方市268人、会津坂下町108人の順となっています。

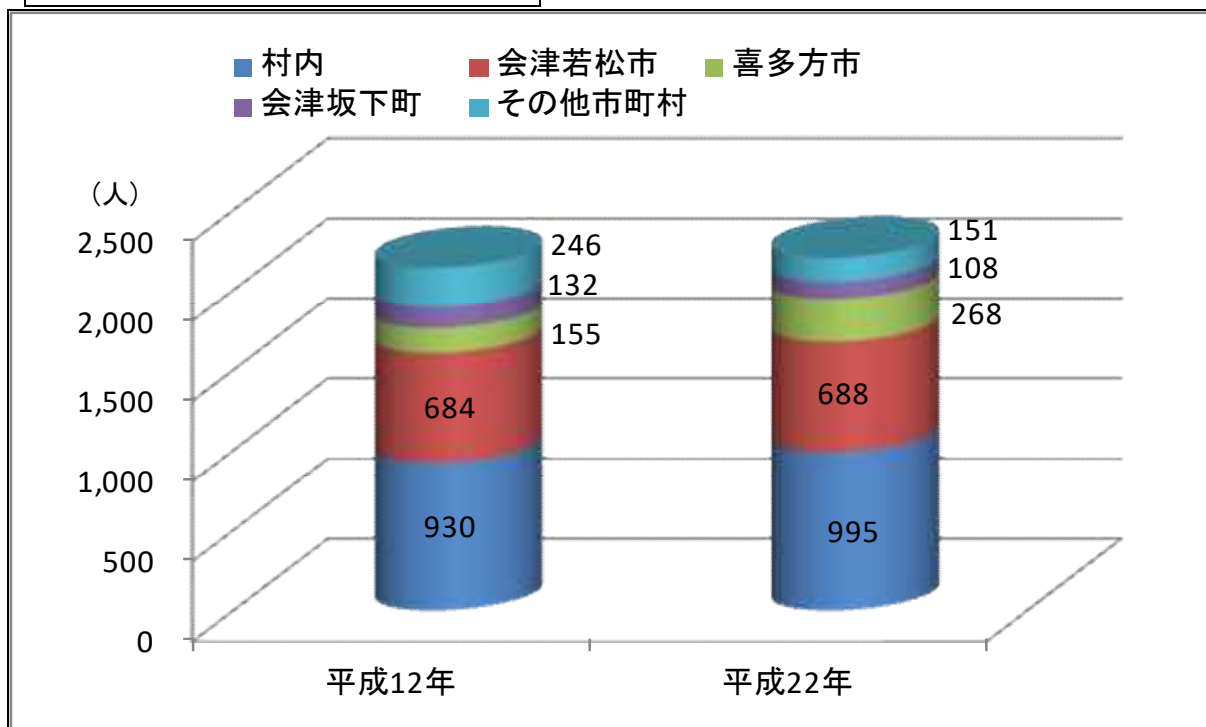
◇ 産業別人口割合の推移



◇ 村内工業の従業者数及び製造品出荷額の推移



◇ 従業・就学人口の流動状況



(5) 湯川村の財政の状況 ◆◆◆◆◆

本村における普通会計の歳出決算額は、平成21年度の2,428,935千円を境に年々増加していますが、財源面において、国・県補助金や交付金、過疎対策事業債等の有利な起債を活用しており、財政健全化基準等の財政分析においては良好な状態で推移しております。

しかしながら、例年歳入総額の約半分近くを占めてきた普通交付税については、平成23年度から交付額が減額傾向となり、平成26年度交付額については、979,441千円で平成22年度交付額と比較し約2億円の減額となっている現状であり、経常一般財源についても近年大幅な減収傾向となっている状況です。

歳出面においても、平成26年度においてピークを迎えた大型プロジェクト事業（人・川・道の駅整備事業、新庁舎建設事業、若者定住促進事業）において、数年にわたり多額の地方債の借入れ（3事業合計で約9億2千万円（うち過疎債8億6千万円））を実施しており、これらに係る償還（年額約5千万円～1億7千万円、平成30年度償還ピーク時全額2億7千万円）が開始されており、また、経常一般財源である村税や普通交付税についても、本村のような小規模自治体では、今後とも大きな増収は期待できないため、引き続き歳出の抑制は必要不可欠であり、現在の歳出予算規模を維持していくことが困難となる等の厳しい財政運営を強いられることは避けられない状況であります。

このため、歳入・歳出の不均衡の是正と持続可能な行財政基盤の確立は、引き続き重要な課題となっています。

◇ 普通会計の決算状況（平成21～26年度）

（単位：千円）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
歳入総額	2,428,935	2,567,310	2,644,715	3,080,178	3,071,054	4,059,531
歳出総額	2,315,771	2,431,621	2,570,044	2,950,501	2,687,711	3,553,731
歳入歳出差引額	113,164	135,689	74,671	129,677	383,343	505,800
翌年度へ繰越すべき財源	34,396	38,930	20,181	39,992	332,780	432,317
実質収支	78,768	96,759	54,490	89,685	50,563	73,483
単年度収支	22,872	17,991	△42,269	35,195	△39,122	22,920
財調基金等積立額	31,187	158,813	130,348	30,335	80,400	50,297
繰上償還額	0	0	0	0	0	0
財調基金取崩額	22,000	0	0	0	0	25,000
実質単年度収支	32,059	176,804	88,079	65,530	41,278	48,217

◇ 財 政 分 析 (平成21～26年度)

(単位：千円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
経常収支比率	(98.4) 90.9	(86.5) 79.4	(90.4) 84.8	(90.7) 85.5	(89.6) 84.8	(91.3) 86.6
実質公債費比率	10.3	9.5	8.8	7.8	7.3	6.7
将来負担比率	27.5	数値なし	数値なし	数値なし	数値なし	26.7
実質収支比率	5.0	5.7	3.5	6.0	3.4	5.0

※ 経常収支比率の()内数値は、経常一般財源から臨時財政対策債等分を除いた場合の比率。

※ 実質公債費比率については3カ年の平均値。

◇ 普通交付税の状況 (平成21～26年度)

(単位：千円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
① 基準財政需要額	1,375,674	1,475,313	1,400,824	1,338,002	1,320,500	1,309,939
② 基準財政収入額	314,302	295,445	310,826	301,849	307,174	332,095
③ 交付基準額①－②	1,061,372	1,179,868	1,089,998	1,036,153	1,013,326	977,844
④ 調整額	1,237	0	0	0	0	△1,597
⑤ 交付決定額③－④	1,060,135	1,179,868	1,089,998	1,036,153	1,013,326	979,441

◇ 財政力指数・標準財政規模の状況 (平成21～26年度)

(単位：％・千円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
単年度	0.228	0.200	0.222	0.226	0.233	0.254
(3カ年平均)	(0.244)	(0.227)	(0.217)	(0.216)	(0.227)	(0.237)
標準財政規模	1,577,012	1,694,015	1,579,992	1,504,344	1,486,221	1,478,334



◇ 基金の状況（一般会計分）（平成21～26年度）

（単位：千円）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
財政調整基金	377,172	535,985	666,333	696,668	777,089	802,386
減債基金	21,184	21,326	21,339	21,348	21,353	21,358
庁舎建設基金	361,787	447,624	477,980	498,245	610,545	70,732
住民生活安定・地域 経済振興支援基金			131,688	196,600	131,688	56,969
地域福祉基金	122,962	122,962	122,962	122,962	122,962	122,961
ふるさと創生基金	288,238	288,925	289,187	289,301	289,387	289,473
文化体育振興基金	28,468	27,679	26,958	26,223	25,232	24,135
ふるさと水と土保全対策基金	6,440	6,446	6,448	6,450	6,450	6,451
森林環境基金			4,093	2,964	4,093	5,174
水道事業統合円滑化基金		87,229	64,570	68,144	64,570	46,380
地域振興開発促進基金				90,584	31,213	53,795
土地開発基金	108,690	108,865	108,941	18,406	18,410	18,414
計	1,314,941	1,647,041	1,920,499	2,037,895	2,102,992	1,518,228

◇ 公債費元金残高の状況（一般会計分）（平成21～32年度）

（単位：千円）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
公債費元金残高 （実績額）	1,767,069	1,785,366	1,802,591	2,034,450	2,206,151	2,647,442
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
公債費元金残高 （見込額）	2,747,227	2,734,335	2,617,649	2,434,938	2,240,546	2,038,225

3 むらづくりアンケートから見た住民意識

「第五次湯川村振興計画」を策定するにあたって住民の意見を広く求め、今後のむらづくりの基本的方向を確立するために、今回、15歳（高校生）以上の住民 2,878人、村内小学校 5・6年生 62人、中学生全員 105人を対象にした本調査を行いました。

新しい時代の流れの中で、湯川村の基本的特性を再認識すると同時に、住民のむらづくりに対する考え方や要望を正確に把握することが、第五次振興計画の重要なポイントになるものと考えられます。

(1) 湯川村への定住意向について ◇◆◆◆◆

15歳以上の住民を対象としたアンケートでは、「現在のところずっと住み続けたい」が71.3%であり、定住意向や住みやすさに対する評価は高くなっています。その理由としては、「むら（地域）に愛着を持っているから」（16.5%）、「住宅に満足しているから」（13.3%）等が挙げられています。反対に「村から転出したい」（6.5%）の理由としては、「娯楽や余暇の場が少ないから」、「買い物が不便だから」、「むら（地域）に愛着を持てないから」という答えが挙げられています。

恵まれた自然環境と環境整備による自然災害の少なさなどにより、多くの人が住みやすいと感じているものの、農村特有の地域や人との関わりなどや生活の不便さに住みにくいと感じている人もいることが推測されます。

(2) 基本施策の満足度・重要度について ◇◆◆◆◆

15歳以上の住民を対象としたアンケートでは、第四次振興計画における基本施策（大項目 30 項目）についてそれぞれ、5段階の「満足度」・「重要度」の調査を実施しました。

「満足度」については、全施策項目において「ふつう」が最も多い回答となりましたが、「重要度」については、「高い」の回答が特に多い基本施策として、防災・防犯・住みよい環境の保全事業等の「安全・安心で、快適に住めるむらづくり」や、健康づくり・高齢者福祉・子育て支援事業等の「いつも健康、共に助け合う社会づくり」に係るものが多く、その他には、「幼児教育の充実」及び「学校教育の充実」等の事業が挙げられており、東日本大震災後の更なる防災意識への関心、高齢者福祉や

子育て支援等年齢層を問わない福祉事業全般への関心及び子育て世代における幼児・学校教育への関心の高さがうかがえます。

(3) 今後の重点施策について ◇◆◆◆◆

15歳以上の住民を対象としたアンケートでは、「今後、湯川村がどんなむらであってほしいか」の回答として、「高齢者や障がい者など誰もが安心して暮らせる福祉の充実したむら」469件 16.8%、次いで「公共交通や道路の充実した通勤・通学、買い物などに便利なむら」373件 13.4%、「災害や犯罪、事故の少ない安心・安全なむら」359件 12.9%の順となっており、福祉・防災等、これまで重点施策として取り組んできた分野においてこれからも更に需要が高まってきていると思われます。

また、今後の土地利用に関しては、「安定雇用や税収増のための流通業や工業産業用地の確保」301件 30.9%が一番多くなっていますが、「農業振興・緑地保全のための農地の有効利用・保全」が240件 24.6%と次いでおり、自然環境の保全を十分に配慮した振興施策を展開しなければならないと考えられます。

更に、「産業振興の取組み」については、「湯川米の産地としての知名度の向上」541件 21.0%、次いで「農業の効率化・付加価値の高い農業によるブランド力の向上」497件 19.3%、「産業に関わる人材や後継者の育成」459件 17.8%の順となっており、後継者育成を軸とした持続性の高い農業施策が求められていると考えられます。

(4) 湯川村の将来像について ◇◆◆◆◆

小学校児童・中学校生徒を対象としたアンケートでは、「将来どのような村になればよいと思いますか」の問いに対しては、「買い物が楽しめるショッピングセンターがある村」98件 15.6%が一番多く、次いで「スポーツ、レクリエーション、レジャー施設がある村」70件 11.1%、「美しい自然環境に囲まれた村」56件 8.9%、「みんなが元気で長生きできる村」52件 8.3%の順となっています。

身近に便利さを求める反面、豊かな自然環境・農村環境を大切に守り、将来に引き継いでいきたいという意志を持っていることがわかります。また、地域が産業振興により働く場に恵まれ、活気あふれる地域になっていくことも期待されています。

4 むらづくりの主要課題

時代潮流や本村の現状と特徴等を踏まえるとともに、「むらづくり住民アンケート」や「“ここがふるさと” 村づくり会議」などから得られた村民の意見・提案を踏まえ、今後の本村のむらづくりで対応すべき主要な課題を以下のとおり整理します。

(1) 人口減少の抑制と魅力ある定住環境の形成 ◇◆◆◆

本村の人口は年々減少しています。生産年齢人口の減少により、労働力の低下、むらづくりの担い手不足、税収の減少などの問題が懸念されます。そのため、本村の地域資源の活用により、快適に住み続けられる居住環境を形成し、人口流出の防止、出生率の増加を図るとともに、田舎暮らしの魅力の向上や対外的な発信力を強化し、減少の著しい若年層人口をはじめとして、U I Jターン等による流入人口を増加させ人口減少をできる限り抑制していくことが必要です。

(2) むらの活力再生と新たなにぎわいづくり ◇◆◆◆

本村の産業においては、特に、農業や商業の低迷が続いています。

農業は、本村の豊かな自然を継承する役割を果たし、村発展に大きく寄与してきました。しかしながら、近年の米価下落に伴う農業所得の低迷により、農業従事者の高齢化と担い手不足の問題が深刻化を増し、青年等の就農者の育成や所得の向上による活力ある農業を確立することが求められており、いのちと健康をはぐくむ重要な産業として、安全でおいしい「食べ物」の生産を基本に、集落組織の育成、担い手の育成に努め、安定的な生産体制の確立を進めることが重要となります。また、農産物の加工により付加価値をつける六次産業化など、さまざまな取組みにより、魅力ある農業振興を図り、活性化させることが必要となります。

商工業については、既存企業の経営安定のために行政支援策を講ずると共に、新たな商工業施設など新規に誘導するための施策を展開し、若者が就労できる場の創設や村民の利便性の向上を図るなどの振興策が重要となります。また、むらの身近な生活圏に対応した各地区の商店などのにぎわいは年々失われてきており、本村の活力低下の一因となっています。

そのため、村内で働き続けられる「しごと」をつくり、地域産業の担い手を確保していくとともに、地域の資源を活かしつつ、高齢化や地産地消、地域密着など新たな時代に対応したにぎわいを創出していくことが必要です。

(3) 安全・安心なむらづくり ◇◆◆◆

大規模災害時に被害を最小限に抑えるためには、村民一人ひとりが自ら守る自助、近隣で互いに助け合う共助、そして行政が行う公助、これらが連携し対策を行っていくことが重要となります。

そのため、村民や地域コミュニティが行う自助・共助を推進し、村民の防災意識を向上させ、日頃から災害に対して備え、災害発生時に的確に行動できるよう、地域の防災力の向上を図っていくことが必要です。また、行政が担う公助としては、防災、防犯、交通安全など村民の安全・安心な暮らしを守る観点から、公共基盤や生活環境の安全確保を図っていくことが必要です。

(4) いきいきと健やかに生活できる地域づくり ◇◆◆◆

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、要介護状態となっても住み慣れた地域で必要な医療・介護サービスを受けつつ、安心して自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が重要となります。

高齢期を迎えても、住み慣れた地域の中で、それぞれの方が、生きがい達成のために積極的に活動し、さらには地域の助け合い・支えあいの一役を担うことで、支援を必要としている高齢者や村民を地域全体で支えていくしくみづくりが必要です。

(5) 次世代を担う子どもを大切に育むむらづくり ◇◆◆◆

本村の人口は減少の途をたどっており、将来的にはさらなる人口減少が見込まれています。全国的にも人口減少社会となっているなか、本村で人口の減少を抑制していくためには、定住人口の増加策や若年層、特に子育て世帯に対し訴求力のある支援を打ち出し、住みやすい地域づくりを進めていく必要があります。

そのため、若者の出会いから出産、子育て、教育に至るまでの各段階に応じた多様な子育て支援や地域の特色を活かした教育の充実、女性の就労環境の改善などを図っていくとともに、湯川村で暮らすことの魅力をPRし、定住・交流人口を増やしていくことが必要です。

また、高齢者による子育て支援等による経験を地域で活かす組織づくりやサポート体制の拡充等が求められます。

(6) 歴史と文化を尊び、教育環境が充実したむらづくり◆◆

本村は、これまで第四次湯川村振興計画や各種教育関連計画のもとで学校教育、社会教育における各種施策を講じてきました。

しかし、近年、全国各地では、いじめ、不登校の増加、青少年などによる悲惨な事件が増加傾向にあり、これまで以上に学校、家庭、地域及び行政が連携しあい、郷土教育を進めるとともに地域全体で子ども達を育む体制を整備することが課題となっています。

さらには少子化に伴い小学校の適正規模、小中一貫教育など、将来を見据えた学校のあり方について検討する必要があります。

また、「子ども・子育て支援新制度」に基づき、なお一層、村独自の子育て支援を拡充させるとともに、認定こども園の検討など、幼保の環境整備を充実させなければなりません。

社会教育では、生涯学習の推進の充実が重要となり、幼児から高齢者までが楽しく活動・学習できるよう公民館、ユースピアゆがわ等社会教育施設の整備・改修が必要となります。

一方、高齢化社会の進展に伴い、スポーツ・レクリエーション活動が担う健康づくりへの役割は年々増加しています。主体となるスポーツ団体及び指導者の養成や村民ニーズに対応したプログラムの開発など、「健康づくり、仲間づくり、生きがいづくり、絆づくり」を志向したスポーツ・レクリエーションの推進が必要となります。また、村民が安心安全に利用できるよう計画的な施設の整備や季節、天候、日照時間に影響を受けず利用できる施設の検討など、気軽にスポーツ・レクリエーション活動にアクセスできる環境づくりも重要となっています。

また、村には勝常寺の国宝をはじめとした文化遺産が多数存在しており、文化財の整備と活用を通して、地域文化を活性化する必要があります。

これまで築き上げてきた歴史と文化を継承するとともに、新しい課題や村民の要望を踏まえ、歴史と文化を尊び、教育環境が充実したむらの実現を目指す必要があります。

(7) 未来へつなぐ最大効果のある行財政基盤づくり◆◆◆◆

少子高齢化に伴う経済の縮小により税収等の伸びが期待できないなかで、将来にわたる行政需要・行政課題に的確に対応し福祉の向上を図るためには、大幅な経費削減に最大限努めるとともに新たな財源を確保し、持続可能なむらづくりを支える財政基盤を確立することが必要です。

そのため、村民との役割分担と連携を促進し、協働のむらづくりを一層進めるとともに、行財政改革等の推進により、村政運営の一層の効率化、健全化を実現していくことが必要です。



第2編 基本構想

基本構想体系図

米と文化の里
ゆがわむら

基本理念（むらづくりの3つの柱）

- 村民が主役のむらづくり
- 健康から始めるむらづくり
- 環境と共生したむらづくり

むらづくりのイメージ(将来像)

「 **おいしいお米と 豊かな風土** ゆがわむら
みんなで創ろう 笑顔あふれる 湯川村 」

基本目標（むらづくりのあいうえお）

- あ**≫安全・安心で誰もが快適に住める「むらづくり」
い≫いつも健康で共に支え合える「むらづくり」
う≫美しい田園風景と
活力ある産業基盤の「むらづくり」
え≫笑 顔 で 学 ぶ 心 豊 か な「むらづくり」
お≫お互いに心行き交う活力のある「むらづくり」

人 口 ビ ジ ョ ン

令和7年総人口3,000人以上！！

施
策
の
大
綱

むらづくりの主要課題

- ① 人口減少の抑制と魅力ある定住環境の形成
- ② むらの活力再生と新たなにぎわいづくり
- ③ 安全・安心なむらづくり
- ④ いきいきと健やかに生活できる地域づくり
- ⑤ 次世代を担う子どもを大切に育むむらづくり
- ⑥ 歴史と文化を尊び、教育環境が充実したむらづくり
- ⑦ 未来へつなぐ最大効果のある行財政基盤づくり

時 代 の 潮 流
村民の意見・提案

I

安全・安心で誰もが快適に住める
「むらづくり」

- 1 防災・消防対策の推進
- 2 救命・救急体制の整備
- 3 交通安全・防犯対策の推進
- 4 消費者保護
- 5 住みよい環境の保全

II

いつも健康で共に支え合える
「むらづくり」

- 1 人権の尊重及び
男女共同参画社会の実現
- 2 生涯にわたる健康づくり
- 3 福祉組織の充実
- 4 高齢者福祉の充実
- 5 障がい者福祉の充実
- 6 子育て支援の充実
- 7 社会保障の充実

III

美しい田園風景と活力ある産業基盤の
「むらづくり」

- 1 農業の振興
- 2 商工業の振興
- 3 雇用促進と就労支援
- 4 定住・移住・交流の促進と地域連携
- 5 計画的な土地利用
- 6 交通体系の整備

IV

笑顔で学ぶ心豊かな
「むらづくり」

- 1 幼児教育の充実
- 2 学校教育の充実
- 3 社会教育、芸術・文化活動の推進
- 4 文化財の保護と活用
- 5 スポーツ・レクリエーションの振興

V

お互いに心行き交う活力のある
「むらづくり」

- 1 住民活動の推進とコミュニティづくり
- 2 開かれた村政運営
- 3 効率的な行財政運営と地方分権の推進
- 4 高度情報化及び情報セキュリティ
対策の更なる推進



むらづくりの主要課題を踏まえて“米と文化の里 ゆがわむら”の基本構想を策定します。



7 第1章 むらづくりの基本理念

むらづくりの基本は、本村に住む人が、かけがえのない人間として大切にされ、健康で安全・安心・快適に生活することができる地域社会を築くことにあります。

そこで、これまで行なってきたむらづくりを引き継ぎ、基本理念を次のとおりとします。

● 村民が主役のむらづくり

むらづくりの主体は言うまでもなく生活者である村民です。村民と行政の協働体制の充実に努め、村民が主役のむらづくりの推進に努めます。そこで、村民自らつくる活力あるむらづくりを推進していきます。

● 健康から始めるむらづくり

むらづくりの基本は人づくりから始まりますが、活力あるむらづくりを推進するには、村民一人ひとりが心身ともに健康であることが重要です。本村においても、高齢化の進展と多様な生活習慣病が増加しており、近年増加を続ける医療費や介護の負担など社会的にも大きな課題となっています。「健康づくり」は多方面にプラス展開する要素を持ち合わせていることから、健康づくりから始めるむらづくりを推進していきます。

● 環境と共生したむらづくり

近年、地球環境問題への関心の高まりとともに、心の豊かさや自然志向へと村民の意識が変化している中、かけがえのない財産である水や緑などの自然環境を保全することが最も重要です。次世代に引き継ぐべき自然環境を保全しながら、生活に必要な環境整備を進めるなど、環境と共生したむらづくりを推進していきます。

私たちは、先人が創り上げてきた歴史と文化、緑豊かな自然と豊穡の大地を基盤に、住む人はもちろん訪れる人が安らぎを感じ、誰もが定住したくなるような生活空間を創造していくむらづくりを目指します。

7 第2章 むらづくりのイメージ（将来像）



むらづくりの基本理念に基づき、むらづくりのイメージ（湯川村の将来像）を

「おいしいお米と 豊かな風土

みんなで創ろう 笑顔あふれる 湯川村」

ゆがわむら

とします。

7 第3章 むらづくりの基本目標



湯川村を取り巻く時代環境を把握した上で、本村の将来像に到達するため、むらづくりの主要課題や村民憲章の理念の基に次の基本目標（むらづくりのあいうえお）を設定します。

あ≫ 安全・安心で誰もが快適に住める

「むらづくり」

い≫ いつも健康で共に支え合える

「むらづくり」

う≫ 美しい田園風景と活力ある産業基盤の

「むらづくり」

え≫ 笑顔で学ぶ心豊かな「むらづくり」

お≫ お互いに心行き交う活力のある

「むらづくり」



7 第4章 人口の将来展望（人口ビジョン）

1 基本的な考え方

村としては、現在の人口を維持し、様々な施策を講じることで、最終的に増加させることが理想であると考えます。

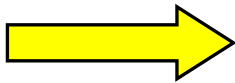
しかしながら、現実的には、出生率の低下による若年層の人口減少や高齢化の進行により、短期的に増加に転じることは困難な課題であります。

仮に合計特殊出生率が、人口置換水準である「2.07人」に回復したとしても、子どもを持つ世代に成長するまで時間がかかり、人口を維持するまでには数十年かかるという現実を認識する必要があります。

これらを踏まえ、以下の長期的視点に立ち、総合的なむらづくりに取り組みます。

◇ 人口減少に取り組む むらづくりの視点

- ① 日常生活の利便性が確保され、暮らしやすさが実感できること。



（居住世帯の転出の抑制・転入世帯の増加）

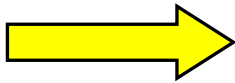
- ② 働く場が確保されていること。



（若者の流出抑制・若者のUターン促進

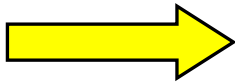
・広域地域間就労支援）

- ③ 安心して子どもが産み育てられる環境であること。



（出生率の上昇・若者の移住定住促進）

- ④ 魅力あるむらづくりが展開されること。



（域外からの人口流入（定住）・交流人口の拡大）

2 具体的な目標

① 2040 年に合計特殊出生率 1.80 人を目指す。

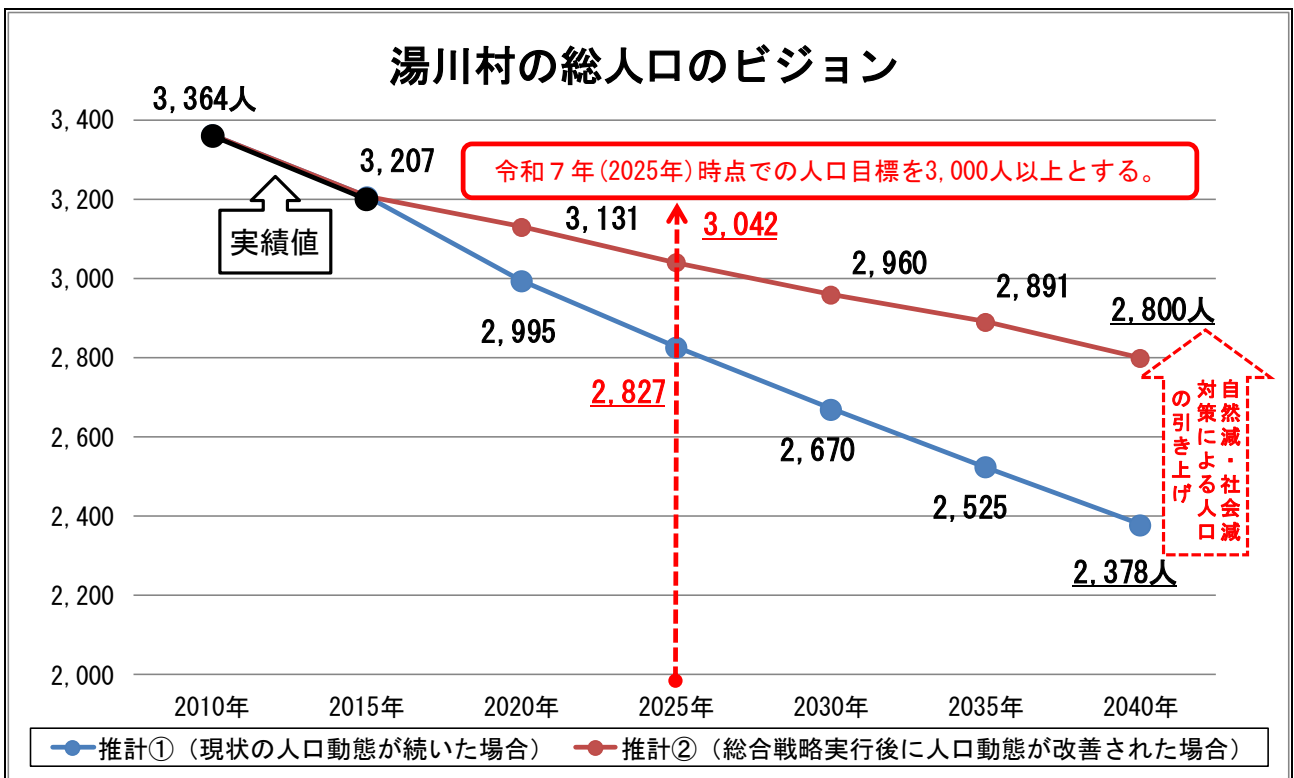
2040 年における本村の合計特殊出生率については、結婚や出産に関する国民の希望が実現すると達成する国民希望出生率（2002 年時湯川村特殊出生率）と同等の 1.80 人を目指します。

② 2020 年以降、社会動態減を抑制する。

子育て支援の充実や若者定住支援制度による子育て世代の移住・定住促進等、定住圏としての魅力あるむらづくりの推進等、総合戦略の実行により、社会動態の減を抑制し将来的に増加を目指していきます。

◆◆ 湯川村の人口のビジョン ◆◆

当計画及び総合戦略の実行により、人口の減少幅を緩やかにし、人口減少を抑制し、当計画の終期である 10 年後の令和 7 年（2025 年）時点において、
総人口 3,000 人以上（合計特殊出生率 1.55）を目指します。



※【推計①】社人研推計準拠（コーホート要因法）

※【推計②】湯川村独自推計（2040 年合計特殊出生率 1.80 人、2020 年以降社会増減±0）



7 第5章 施策の大綱

「むらづくりの基本目標」を柱として、施策の大綱を定めます。

1 安全・安心で誰もが快適に住める「むらづくり」

近年は、東日本大震災をはじめとした大地震や集中豪雨・台風などの自然災害による被害が各地で多発し、日本各地に甚大な被害をもたらしています。

また、宅地や商工業による土地開発は、緑地の減少や、大気汚染、水質汚濁、騒音などの環境問題を引き起こし、地域の歴史的・文化的資源や懐かしいふるさとの風景を変えつつあります。

更に、近年の都市化や高度情報化などの社会構造の変化に伴い、高齢者や子どもが被害者となる等、事件・事故・犯罪などが複雑かつ多様化してきています。

このような現状を踏まえ、安全・安心で誰もが快適に住めるむらづくりのために、安全な交通社会の構築、犯罪のない明るい社会の形成、総合的な防災対策推進、美しい自然環境の保全等に、地域と行政が連携して取り組める「むらづくり」を目指します。

(1) 防災・消防対策の推進 ◇◆◆◆◆

東日本大震災をはじめとし、自然災害は、「いつ」、「どこで」、「どのように」発生するか予測することは非常に困難であるため、災害による被害発生を未然に防ぐこと、また、災害の被害拡大を最小限に抑えることが重要な課題であります。

そのために、村民一人ひとりが自ら守る「自助」、近隣で互いに助け合う「共助」、そして行政が行う「公助」それぞれの連携による総合的な防災対策が重要となります。

限られた人材や後継者不足の問題等を十分に考慮しながら、村民や各種関係団体、行政の連携のもと、多面的な防災施策を進め、村民一人ひとりの防災意識の高揚と、情報伝達体制の整備、消防力の一層の充実、自主防災組織の育成、消防・防災施設の整備拡充など、村の現状に即した更なる防災体制の充実強化に努めます。

（２）救命・救急体制の整備 ◇◆◆◆◆

近年高齢化等の影響で、本村における救急車の出動件数は増加傾向にあります。

また、今後発生が懸念されている様々な災害時における迅速な救命措置の推進や広域的な医療・救急体制の一層の充実が必要になっています。

そのため、広域消防本部の救急体制や近隣医療機関との連携を密にし、住民に対しても、救急時対応の知識の啓発・普及を推進し、総合的な救命体制の充実に努めます。

（３）交通安全・防犯対策の推進 ◇◆◆◆◆

交通事故発生件数が年々増加傾向にある中、積極的な交通安全対策に取り組む必要があります。村民の安全で快適な生活の実現に向けて交通安全思想の普及・推進、道路交通環境の整備充実などを総合的・計画的に進めます。

また、犯罪形態が複雑・多様化している中、地域の連帯感や関係機関と一体となった防犯対策が急務となっています。だれもが安心して暮らせるよう、防犯啓発活動や暴力追放運動の普及・推進など犯罪防止に向けた更なる取り組みを進めます。

（４）消費者保護 ◇◆◆◆◆

住民の生活様式の多様化に伴い、悪徳商法や詐欺などの消費生活をめぐる問題が複雑・多様化しています。

住民にとって安全で安心な豊かな消費生活の確保に向け、各種啓発活動の推進や消費者保護・相談窓口の更なる充実に努めます。



(5) 住みよい環境の保全 ◇◆◆◆◆

地球温暖化等の環境問題については依然として大きな問題となっていることから、本村においても環境問題を身近でかつ重要な問題ととらえ、自然保護の啓発を一層推進するとともに、豊かで美しい環境を維持するため、無秩序な開発による自然破壊を未然に防止し環境に負荷の少ない社会を築き、再生可能エネルギーの積極的な導入の推進等、人と自然との共生による環境づくりに積極的に取り組むとともに、生活環境においても、公害防止や不法焼却、不法投棄の防止、老朽化した危険な空き家等の解体などに努めるとともに、ごみの減量化と資源ごみの分別、リサイクル化を継続して推進します。

また、上水道については、今後も供給元である会津若松市水道部と連携を図り、将来にわたり安全で安定した給水の確保に努めるとともに水資源の有限性を考慮し、節水意識の普及を図り、下水道については、事業目的である生活環境の改善、水資源の保全を図るため、施設の機能維持、適切な管理運営に努め、接続率の向上に努めます。

更に、村内の公園や公共施設周辺等には、地域住民の憩いの広場として集えるような機能を持たせるよう、緑や樹木の整備・再生・維持管理に努めるとともに、近年件数が増加している空き家対策についても各種施策を展開します。

2 いつも健康で共に支え合える「むらづくり」

少子高齢化社会が急激に進む中、健康や福祉、生きがいづくりに対する住民の関心は多様化・高度化しており、すべての村民がともに助け合い、健康でいきいきと安心して暮らせる社会づくりが求められています。

こうした中、村民一人ひとりがお互いにその人権を尊重しながら協力し、また、「自分の健康は自分で守る」という自覚をもとに、健康な生活習慣を確立できるよう、だれもがいつでも必要な保健福祉サービスを楽しむ体制の確立を目指します。

また、すべての人にやさしさと思いやりあふれる福祉社会づくりを推進します。

(1) 人権の尊重及び男女共同参画社会の実現 ◇◆◆◆

村民一人ひとりが、お互いにその人権を尊重しつつ考えを分かち合い、職場・家庭・地域において性別に関係なくその個性と能力を十分発揮できる男女共同参画社会の形成を目指します。

また、男女の人権尊重を基本とする教育・啓発活動を推進するとともに、むらづくりへの女性参画と、女性の視点や感性を活かした幅広い活動を促進します。

(2) 生涯にわたる健康づくり ◇◆◆◆◆◆

平均寿命がのびていく中、健康で長生きできることがますます重要になってきています。今まで以上に村民一人ひとりが自分の健康は自分でつくり・守ることを基本にすべての村民が生涯を健やかにいきいきと暮らしていけるむらづくりを目指します。

そのためには、健康日本21推進事業に基づき、母子保健から成人保健・精神保健・歯科保健対策等を地域ぐるみで推進し、村民それぞれのライフステージに応じた健康づくりを進めます。

また、地域の医療機関等と連携をとり、村民がいつでも安心して施設や在宅での医療を受けられる体制づくりを進めるとともに、保健・医療・福祉の一体的なサービス提供を推進します。

(3) 福祉組織の充実 ◇◆◆◆◆◆

少子高齢化と人間関係の希薄化が進む現代社会では、共に支えあう地域づくりが今まで以上に重要視されています。また、高齢者や障がい者なども、地域社会の一員としていきいきと生活するための活動の場が必要とされています。

こうした中、今こそ共に手を携えて、地域に根ざした助け合い・コミュニティ活動やボランティア活動に積極的に手軽に参加できる組織づくりと、社会福祉協議会を核としたそれらの一体的な連携を強化できる体制づくりを目指します。

(4) 高齢者福祉の充実 ◇◆◆◆◆

高齢者が、住み慣れた地域で可能な限り生涯にわたり心身ともに健康で生き生きと暮らしていくことができるよう、自分にあった健康像の実現に向けて、健康の保持増進や予防に取り組むことができる環境づくりを目指します。

また、健康づくり（健康長寿）や介護予防、生涯学習、生きがいつくり等の活動や講座に気軽に参加し、地域とのつながりを保ちながら継続的に取り組んでいくことができるよう、各種活動を支援する組織体制の整備及びリーダー等の養成を進めるなど、村民と協働して予防に取り組み地域づくりを支援します。

(5) 障がい者福祉の充実 ◇◆◆◆◆

ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念のもと、障がい者が必要としているサービスを、自ら選択し、決定できるよう、在宅サービスや支援体制・相談等のサービスの充実に努めるとともに、啓発活動・団体の育成の充実と、就労や余暇・教育・医療など、生活全般にわたる支援策を展開し、障がい者の社会参加を促進するむらづくりを目指します。

(6) 子育て支援の充実 ◇◆◆◆◆

急速に進む少子化社会の中で、子育てに関する総合的な支援対策を進め、次代を担う子どもたちが心身共に健やかに育ち、幸せな生活がおくれるむらづくりを目指します。このため、家庭、地域、学校、その他関係機関と連携を図り、子どもを安心して生み育てることができる環境づくりを進めます。

また、村民の子育てニーズに対応できるよう各種子育て支援サービスの提供を地域と一体となって進めます。

(7) 社会保障の充実 ◇◆◆◆◆

村民が生涯にわたり健康で文化的な生活をおくることができるよう、社会保障の充実を目指すとともに、増加する高齢者世帯の生活基盤となる、公的年金の給付抑制に伴う所得減少に対して、生活合理化対策を検討します。

また、国民健康保険事業や後期高齢者医療等の適正な運営などに努めるとともに、高齢者等の介護に対応し、給付の適正化、財政運営の健全化により介護保険事業の充実と適正化に努めます。

なお、経済的な理由により生活困難な村民に対しては、生活保護制度や諸貸付制度の活用により自立支援を図ります。

3 美しい田園風景と活力ある産業基盤の「むらづくり」

産業構造が大きく変化する中において、地域産業を取り巻く状況は、TPP交渉を巡る第一次産品の海外からの輸入増加に対する懸念、農業や商業等の低迷や後継者等の担い手問題、新たな企業立地の手控え、村民所得の減少など厳しい状況にあります。更に、道路・交通網の発達により、情報化や国際化といった新たな課題が出てきています。豊かで安定した生活を実現するには、活気あふれる地域産業の再生が不可欠です。

これからの地域産業に対し、自然環境や生活環境との調和を図り、美しい田園風景を守りながら、地域の特性と資源を活かした農業や商工業の再編・振興により産業全体の活性化を促進するとともに、住民生活の向上と地域経済の発展を促し、元気で活力ある産業基盤の強いむらづくりを目指します。

(1) 農業の振興 ◆◆◆◆◆

本村の特性と資源を生かした農業生産基盤の充実を図り水稻、畜産の振興を図り、畑作、果樹、施設園芸においても推進を図っていく必要があります。更に、低農薬及び有機栽培等の普及を推進し、環境にやさしい安全で安心な高付加価値のついた農産物の提供を目指し、優良農地の確保に努めます。

また、魅力ある農業の実現に向け、認定農業者や新規就農者、集落組織などの農業の担い手への農地の集積・集約化を図り、生産体制の組織化・法人化等を進めながら、新しい時代に対応する農業生産構造への転換を促進し、遊休農地の発生等を防ぎます。

更に、消費者ニーズや市場動向に即応したブランドの確立や地産地消及び六次産業化の推進等、農業と他産業を結びつけた特色のある新しい事業の定着に努めます。

(2) 商工業の振興 ◆◆◆◆◆

消費者ニーズに応える魅力ある店づくりを目的とした経営者意識の啓発と経営指導の強化を湯川村商工会と連携を密に図り、地域に密着した経営形態の確立に努めます。また、地元産品活用による新たな特産品の開発や観光と結びつけた村外への販路の拡大により収入の安定を図り、後継者が育つ魅力ある商店づくりを目指します。

農商工一体のむらづくりをめざす中で、雇用の創出につながる優良企業誘致の受け皿となる工業団地の整備を検討し、積極的に誘致に努め、また、既存中小企業については、小規模企業法が施行されたことを受け、



経営の安定や施設の近代化等への支援に努めます。

更に、異業種連携の強化や広域連携強化による活性化や情報産業及びC L T等の木材新開発素材生産拠点の整備等を検討し、地域特性を活かした新規事業の創出に努めます。

(3) 雇用促進と就労支援 ◇◆◆◆◆

デフレからの脱却と富の拡大を目的として打ち出されたアベノミクスにより日本経済は若干の好転をみせたものの、雇用を取り巻く状況は引き続き大変厳しい状況にあります。また、価値観の多様化や少子高齢化、国際化の進展は、女性の社会進出や外国人労働者の増加、多様な雇用形態となっている状況です。

このような中、村民の就労促進のため、関係諸機関等と連携した雇用情報の提供、更に、村内から通勤可能な範囲で就労できるよう若年者や高齢者、障がい者などの就労支援を積極的に進めていきます。

(4) 定住・移住・交流の促進と地域連携 ◇◆◆◆◆

少子高齢化が進み、人口減少が続く本村にとって活力ある産業基盤づくりには、若者の定住・移住対策は最も重要な課題です。

本村では、現在までに村が整備した工場用地及び住宅用地は全て分譲済みであり、若者の定住・移住対策のためには、更なる雇用創出のための工場用地の整備の検討も視野におきながら、美しい田園風景と調和した住宅用地や緑あふれる魅力ある住環境の整備、交通の利便性の拡充、情報通信網の活用など質の高い生活環境が重要といえます。

子育て支援や教育環境については、村内だけでなく村外からも高い評価を受け、若者世代も注目していることから、更なる充実とともに、取り組み状況について村内外、特に都市部への情報発信をするとともに、その受け入れ体制を整備していくことが必要です。

また、本村には、薬師如来と日光・月光両脇侍像が国宝指定を受けた勝常寺があり、県内外から多くの参拝客が訪れており、会津盆地の中央に位置することから、地の利を生かした事業を展開するとともに、地域の更なる活性化と就農者雇用の拡大のために、会津坂下町と共同設置した「道の駅あいづ 湯川・会津坂下」の活用の促進等により、他自治体との地域連携施策の強化を図りながら、交流人口の増加に向けて取り組んでいきます。

更には、刻々と変化する時代の流れに取り残されることのないよう常にアンテナを張り巡らせ、高速通信網の整備を図るとともに地域間

交流等を積極的に推進し、本村特有の文化を発信していく中で、物心両面の交流による新たな出会いと創造を構築し、「湯川村の人と結婚したい。住んでみたい。」と感じさせるような施策の展開を積極的に図ります。

(5) 計画的な土地利用 ◇◆◆◆◆

村民の多くは自然環境や居住環境の保全・整備を求めており、今後も自然環境や居住環境、景観や歴史的環境などと調和した生活環境づくりを進めていきます。

適正な土地利用を誘導するため、地理的、地域的特性を生かした土地利用を推進します。

(6) 交通体系の整備 ◇◆◆◆◆

商工業をはじめとするあらゆる産業の活性化や地域間交流を促進していくため、周辺市町村と連携し、広域的視野にたった高速交通網の整備や総合的な交通体系づくりに努めます。

特に本村は、会津盆地の中央に位置し交通の要衝となっているため、幹線道の整備や歩行者・高齢者にやさしい交通環境整備に向け、関係機関との調整に努めます。

また、既存の村道、農道、集落内道路などの身近な生活道路については、村民の安全と快適な生活を確保するため、老朽化等で傷んだ箇所の早期の補修を進めるとともに、生活交通路線の確保のため、冬期間の除排雪については、車道の確保はもとより、歩道除雪も効率的な除雪作業の充実に努めていきます。

4 笑顔で学ぶ心豊かな「むらづくり」

「むらづくりは人づくり」から始まります。「三つ子の魂、百までも」の思いをもって、子育て支援と連携した保育、幼児教育及び夢と生きる力を育む学校教育を推進するとともに、村民一人ひとりがそれぞれのライフスタイルにあわせて、いつでもどこでも学べる生涯学習を推進し、個性や創造性を養い、健全な心身と絆を育む教育の振興を目指します。

また、村に伝わる歴史と文化を誇りとし、村民の生きる基盤として大切に保護・継承するとともに、地域振興への活用を図り、交流と活気あふれるむらづくりを進めます。そうした取り組みの中から、村民が笑顔で明るく元気に学ぶことができるむらづくりを目指します。

(1) 幼児教育の充実 ◆◆◆◆◆

幼児期が人として基本的な生活習慣や豊かな人間性を育む重要な時期であることを踏まえ、保育所、幼稚園、小・中学校の連携・ネットワークを密にし、一貫性のある教育・指導を推進します。

また、地域の自然や環境を通しての豊かな感性と情操を育てる教育活動の推進や家庭教育に関する学習機会の提供、相談体制を充実させるとともに、保育所、幼稚園に入所・入園する乳幼児が環境良く過ごせるよう施設整備の充実に努めます。なお、「認定こども園」についても協議を進めます。

更に、幼児教育の充実に向けた幼稚園、保育所等の職員体制を確保し、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供に努めます。また、特別支援教育体制を充実させ、家庭や地域と連携した子育て環境の整備を推進します。

(2) 学校教育の充実 ◆◆◆◆◆

次世代を担う子どもたちに、生きていくための自信と希望、郷土を愛する心を育てるため、時代の変化に柔軟に対応し、自主性、創造性を培い、個性豊かに生き生きと学ぶとともに「知・徳・体」のバランスのとれた学校教育を目指します。

また、少子化や多様化する教育への需要や安全対策に配慮し、地域全体で子どもを育む学校運営や小学校の適正規模、小中一貫教育などの検討を図りながら、児童生徒が生活しやすい学校施設の環境整備の充実に推進します。

更に、いじめや不登校などの問題に対しても、心の教育や教育相談体制を充実させ、学校、家庭、地域が一体となって問題の未然防止と解消に努めます。

(3) 社会教育、芸術・文化の推進 ◇◆◆◆◆

豊かな体験活動を支援することで子どもたちの「生きる力」を育みます。女性や高齢者、関係する団体の活動を支援し、青少年の健全育成等に取り組むとともに生涯学習に対する啓発活動を推進し、家庭、学校、地域、行政が連携しながら、村民各層の学習環境の充実と支援体制を整備するとともに人材バンクの育成を進めます。

村の生活文化・習慣等をしっかりと子どもたちに伝えることで世代間交流を図り、村民が地域に誇りと愛着・魅力を感じ、ゆとりや潤いのある生活づくりを目指します。

また、芸術・文化活動の推進や団体・人材の育成支援とともに、各種の芸術・文化に触れる機会や環境整備を進めます。

更に、村民の利便性を図るために公民館、ユースピアゆがわ等の社会教育施設の整備、改修を進めます。

(4) 文化財の保護と活用 ◇◆◆◆◆

本村は国宝薬師三尊像の他に国重要文化財 7 件（建造物 1 件、美術工芸品 6 件）、県指定文化財 2 件（美術工芸品 1 件、無形民俗文化財 1 件）村指定文化財 26 件（美術工芸品 23 件、史跡 2 件、無形民俗文化財 1 件）と会津管内でも類を見ない数多くの文化財を有しております。

また、近年、勝常地区で行われている堂後遺跡の調査を推進していくことによって、勝常寺建立当時や再建時の人々の暮らしを明らかにし、地域の文化遺産の保護及び活用が求められています。

今後は、貴重な文化財を保護する施設整備を検討するとともに、文化財の活用を図り、会津地方の仏教文化の中心地として歴史と文化を尊重するむらづくりを進めます。



(5) スポーツ・レクリエーションの振興 ◇◆◆◆◆◆

村民が健康で生き生きとした生活がおくれるよう、生涯にわたり気軽にスポーツ・レクリエーションに親しめるむらづくりを目指します。そのためにも、主体となる団体や指導者の育成や新しいニーズに対応したプログラムの開発など、「健康づくり、仲間づくり、生きがいづくり」を志向し一人一人が年齢、体力、趣味、目的に応じて参加できる生涯スポーツの振興に努めます。

また、村体育館を核とした既存のスポーツ・レクリエーション施設の整備に加え、冬季や夜間に対応した施設の充実の検討を進めます。

5 お互いに心行き交う活力のある「むらづくり」

本計画をむらづくりの拠りどころとし、村民の自発的参画、行政への理解・関心を高め、住民と行政の協働による計画の実現に努めます。

「自治・分権・参画」の理念にもとづき、広報広聴活動を充実させ、行政情報を積極的に提供することにより、村民と行政とのコミュニケーションを深めるとともに、行政と地域の役割を明確にし、時代に対応した行財政運営に努め、開かれた透明な村政の実現に努めます。

(1) 住民活動の推進とコミュニティづくり ◇◆◆◆

急激な社会情勢の変化や人々の価値観の多様化などにより住民相互のふれあいや連帯感・郷土愛が希薄になる傾向にあります。また地域社会には、少子高齢化の進行や環境問題、災害など住民生活に密着したさまざまな問題への対応が求められています。

そうした中、自由時間の増大や自然、文化など精神的な豊かさへの関心の高まり等により、ボランティア活動に積極的に取り組む自主的な活動への意欲も大きくなっています。

今後、ますます村民の主体的参加による地域活動及び集落の自治活動の促進が求められるため、住民自治の意識の高揚を図りながら、村民の自主的・主体的な活動によるコミュニティづくりへの支援に努めます。

(2) 開かれた村政運営 ◇◆◆◆◆◆

住民ニーズの把握と反映や村民と行政の相互理解など、なお一層の住民対話を促進し、村民の意向や行政ニーズを村政に反映させるため、行政活動への村民の参画・協働意識により共感が深まり、強い相互信頼感が養われ、行政へ対する意識の高揚が図られるよう、積極的な行政情報の公開とインターネット等を利用した情報の共有化・提供に努めます。

(3) 効率的な行財政運営と地方分権の推進 ◇◆◆◆◆◆

本村においても、近年、厳しい財政状況にありながらも行政需要が多様化してきており、そこから新たな課題が発生しています。

このことから、住民の理解を得ながら、既存事業の評価・見直しも含め、効率的・効果的な事業を行うため、行財政改革を今後とも推進していきます。

また、地方分権等の進展により、本村の特性や自主性を活かした行政



運営を進めるため、職員の政策形成能力の向上を図るとともに、様々な村の施策に関して、多くの村民の参画・協働・共感を推進し、住民自治が醸成された行政運営を目指します。

（４） 高度情報化及び情報セキュリティ対策の更なる推進 ◇◆

近年の情報技術の著しい発展と普及に伴い、情報の取得・活用手段が大きく変化している中、本村においても社会の変化に伴うシステムへの対応等が必要不可欠であります。

そのためには、更なる住民サービス向上のための情報システムの研究をはじめ、村民があらゆる分野で今以上に有効に活用できるよう、地域の情報通信基盤の整備と利用促進を図り、村民だれもが情報化に対応・利用できる仕組みづくりを進めていくとともに、そのことに伴い発生する危険性へ対する情報セキュリティ対策の強化も図っていきます。

第五次湯川村振興計画 基本計画

第3編 基本計画

< 後期 >
(令和3~7年度)

基本構想の実現に向けて

米と文化の里 ゆがわむら

基本理念（むらづくりの3つの柱）

- ◇ 村民が主役のむらづくり
- ◇ 健康から始めるむらづくり
- ◇ 環境と共生したむらづくり

むらづくりのイメージ(将来像)

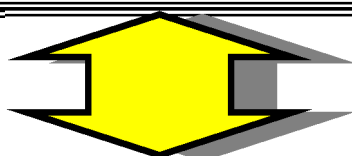
「おいしいお米と 豊かな風土 ゆがわむら
みんなで創ろう 笑顔あふれる 湯川村」

基本目標（むらづくりのあいうえお）

- あ≫安全・安心で誰もが快適に住める「むらづくり」
い≫いつも健康で共に支え合える「むらづくり」
う≫美しい田園風景と
活力ある産業基盤の「むらづくり」
え≫笑顔で学ぶ心豊かな「むらづくり」
お≫お互いに心行き交う活力のある「むらづくり」

人 口 ビ ジ ョ ン

令和7年総人口3,000人以上！！



施 策 の 大 綱

本基本計画に掲げる各施策の確実な実施により、「基本構想」の各目標の実現を目指します。



7 第1章 基本計画の概要

1 基本計画の概要

基本計画では、本村が実施する5つの施策の大綱（基本目標）及び付随する基本項目について、それらを推進するための基本施策を体系的に示し、基本施策ごとに施策の基本的な展開方向と取り組み内容を示しています。

基本計画では、次の事項を基本項目及び基本施策ごとに整理しています。

基本項目	「施策の大綱（基本目標）」を実現するうえで核となる項目です。
現状と課題	「基本項目」における本村の現状や課題を簡潔にまとめています。
基本的な方向	「現状と課題」を踏まえて、基本施策を推進する上での基本的な方向性を示します。
施策の体系	「基本項目」を具体化していくための施策の展開方向を体系化しています。
基本施策	施策の展開方向に沿って推進する、基本的な施策の名称です。
施策の内容	「基本施策」における具体的な施策の取り組みの内容を示します。



2 基本計画における施策体系一覧

将来像	施策の大綱(基本目標)	基 本 項 目	基 本 施 策
おいしいお米と豊かな風土 みんなで創ろう 笑顔あふれる湯川村	I 安全・安心で 誰もが快適に住める 「むらづくり」	1 防災・消防対策の推進	(1)危機管理体制の充実 (2)消防力の整備・充実
		2 救命・救急体制の整備	(1)組織体制の充実 (2)応急処置法の普及
		3 交通安全・防犯対策の推進	(1)交通安全思想の普及の徹底 (2)道路交通環境の整備と充実 (3)地域安全活動の推進
		4 消費者保護	(1)消費者啓発活動の充実 (2)消費者保護・相談体制の強化
		5 住みよい環境の保全	(1)自然環境の保全 (2)生活環境の保全
	II いつも健康で 共に支え合える 「むらづくり」	1 人権の尊重及び男女共同参画社会の実現	(1)人権啓発・人権啓発教育の推進 (2)男女共同参画を推進する社会システム構築 (3)職場・家庭・地域における男女共同参画の実現 (4)男女の人権が尊重される社会の形成
		2 生涯にわたる健康づくり	(1)心と体の健康づくり推進 (2)地域保健・健康増進事業の充実 (3)母子保健事業の充実 (4)歯科保健対策の充実 (5)感染症対策の充実
		3 福祉組織の充実	(1)地域福祉のネットワークづくり (2)関連団体への支援・育成
		4 高齢者福祉の充実	(1)高齢者生きがいづくりの充実 (2)介護保険制度の充実 (3)高齢者の住環境の整備
		5 障がい者福祉の充実	(1)障がい者に対する理解と交流の促進 (2)障がい者福祉サービスの充実 (3)障がい者の自立支援と社会参加の促進
		6 子育て支援の充実	(1)地域社会による子育て支援の充実 (2)子育て機能の強化
		7 社会保障の充実	(1)生活困窮者・生活保護対策の充実 (2)国民健康保険事業の推進 (3)後期高齢者医療事業の推進 (4)国民年金制度の周知 (5)介護保険事業の充実

将来像	施策の大綱(基本目標)	基本項目	基本施策
おいしいお米と 豊かな風土 みんなで創ろう 笑顔あふれる 湯川村	Ⅲ 美しい田園風景と 活力ある産業基盤の 「むらづくり」	1 農業の振興	(1)農業生産基盤の強化と 地域特性を生かした農業 (2)担い手の育成強化と農業法人・集落営 農等の支援強化 (3)効率的かつ安定的な農業経営 (4)水稻・果樹・畑作・施設園芸・畜産の 振興 (5)農業・農村の活性化と交流人口の増大 (6)都市との交流等による集落の活性化 (7)畑地等を有効活用した高齢者生きがい 農業システムの構築化 (8)新規就農者の掘り起こしと 道の駅活用による集落おこし
		2 商工業の振興	(1)商工業の基盤強化 (2)企業誘致及び工業団地の整備検討 (3)ＣＬＴ等の木材新開発素材の活用推進 (4)「道の駅あいつ湯川・会津坂下」の活用促進 (5)特産品の開発
		3 雇用促進と就労支援	(1)村内在住者雇用の拡大 (2)就労支援の推進
		4 定住・移住・交流 の促進と地域連携	(1)県内外への情報発信と受入れ体制の整備 (2)地域間交流の推進
		5 計画的な土地利用	(1)地理的・地域的特性を生かした 土地利用の推進
		6 交通体系の整備	(1)道路・橋梁等の修繕及び整備促進 (2)公共交通の確保及び交通弱者対策
	Ⅳ 笑顔で学ぶ 心豊かな 「むらづくり」	1 幼児教育の充実	(1)教育環境の充実 (2)職員の確保と資質向上 (3)保幼・幼小の連携と継続的支援 (4)子育て支援の拡充
		2 学校教育の充実	(1)教育内容の充実 (2)教職員の資質向上 (3)教育環境の整備
		3 社会教育、芸術 ・文化活動 の推進	(1)社会教育・生涯学習活動の推進 (2)伝統・芸術文化の振興 (3)人材及び団体の育成 (4)生涯学習施設の整備
		4 文化財の保護と活用	(1)文化遺産の保護 (2)文化遺産の活用 (3)関係機関や地元住民との連携
		5 スポーツ・レクリエー ションの振興	(1)スポーツ・レクリエーション活動の推進 (2)スポーツ指導者及び団体の育成 (3)スポーツ・レクリエーション施設の整備
	Ⅴ お互い 心行き交 活力のあ 「むらづくり」	1 住民活動の推進と コミュニティづくり	(1)住民活動の推進 (2)コミュニティ活動の推進 (3)協働社会の形成の推進
		2 開かれた村政運営	(1)村民との対話の更なる推進 (2)村民との情報の更なる共有 (3)公正で透明な行政運営
		3 効率的な行財政運営 と地方分権の推進	(1)効率的な行財政運営 (2)公共施設等の適切な維持管理 (3)広域行政の連携
		4 高度情報化及び情報セキュ リティ対策の更なる推進	(1)情報通信技術の利活用及び活用のため の基盤整備 (2)情報セキュリティ対策の更なる推進



《 施策の大綱 - I 》

安全・安心で
誰もが快適に住める
「むらづくり」

【基本項目一覧】

1 防災・消防対策の推進

2 救命・救急体制の整備

3 交通安全・防犯対策の推進

4 消費者保護

5 住みよい環境の保全

基本項目

Ⅰ 安全・安心で誰もが快適に住める「むらづくり」

1 防災・消防対策の推進

《 現 状 と 課 題 》

本村は、会津盆地の真ん中に位置し、海、山に接していないことから津波や土砂災害による被害を受けることがなく、会津地方では自然災害の少ない地域です。過去には阿賀川や日橋川、湊川の氾濫による災害が数多く発生しましたが、現在では各河川の整備が進み、大規模な水害の危険性は著しく低下し、村内でも身近な災害に対する危機感が希薄になりつつあるのが現状です。

しかし、未曾有の大災害となった東日本大震災をはじめ、近年多発している異常気象によって起こる災害は、発生時期、被害範囲を予測することが非常に困難であるため、引き続き村民の防災意識の高揚に努めると共に、村民一人ひとりが自ら守る「自助」、近隣で互いに助け合う「共助」、そして行政が行う「公助」それぞれの連携による総合的な防災対策が重要であるため、大災害を想定した村民参加型の総合防災訓練、村民主体型の地区防災訓練等を定期的の実施していくことが必要です。

また、このような現状を踏まえ、災害時に村が迅速に処理すべき業務を定めた村地域防災計画について定期的に見直しを図り、今後一層村一丸となって防災対策全般にわたり活動を展開していかなければなりません。

消防については、会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部会津若松消防署が常備消防として本村を管轄しており、十文字出張所が本村における火災の予防、発生時における対応を行っています。

一方、本村の消防団は、1本部2分団10部28班で組織し、日々の防火消防活動を行っています。消防資機材として消防ポンプ自動車2台、消防小型動力ポンプ積載車9台、小型動力ポンプ27台を各班にそれぞれ配備していますが、耐用年数が経過し使用に耐えない機材、消防施設が増えてきていることから、機材、施設の維持管理、更新計画などについて総合的に検討する必要があります。

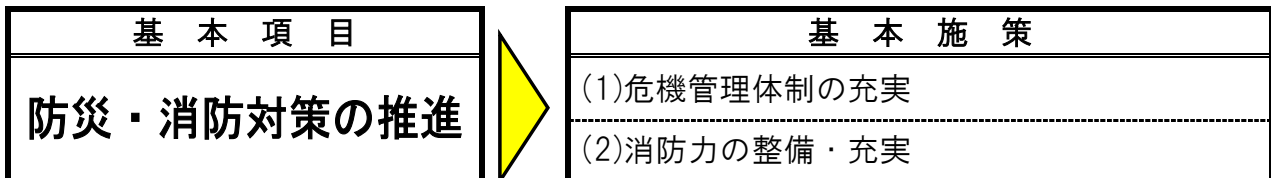
消防団員の定員については、近年、実員数が条例定数を下回っており、各班とも団員確保には苦慮しているのが現状です。これは若者の新規入団が少ないことが主な要因であり、各班の団員定数や組織体制の適正化を図る必要があるほか、報酬の見直しなど、団員の入団促進、意欲向上につながる処遇改善を行っていくことも必要です。

特に、本村の場合、消防団員の大半が村外に勤務しているため、日中に起こる火災、災害においては団員のほとんどが不在となり、すぐに対応することが困難な現状であるため、村内に勤務する村内被用者の消防団への加入や、有事の際のみ消火活動を行う機能別消防団員及び自主防災組織等の育成を図るなど、既存消防団員を補填する組織体制の強化が必要であるとともに、新しい住宅団地等における、消防・防災組織の構築等についても早急に検討する必要があります。

《 基 本 的 な 方 向 》

- ◇ 地震や水害などに備え、村地域防災計画に基づき、災害発生時の情報伝達や避難誘導などの総合的な防災体制の確立を図り、危機管理体制の強化を図ります。
- ◇ 消防団の再編を含め、組織体制の充実と施設装備の強化を図ります。

《 施 策 の 体 系 》



《 施 策 の 内 容 》

(1) 危機管理体制の充実

- ① 現状に即した地域防災計画の定期的な見直しと、各種防災活動マニュアルの随時見直しによる緊急時災害対策の充実
- ② 村一体となった災害時の初動体制や協力体制の徹底と、他自治体等との災害相互応援協力体制の推進
- ③ 実践に即した総合防災訓練、地区防災訓練の定期的実施による防災体制の強化
- ④ 防災情報通信システム、防災無線の整備による災害情報伝達体制の強化
- ⑤ 防災資機材の更新及び備蓄の充実
- ⑥ 災害時における要配慮者への支援策の充実
- ⑦ 地域住民への防災意識の普及啓発

(2) 消防力の整備・充実

- ① 消防水利の確保による消火困難地区の解消
- ② 消防機材・施設の管理・更新による消火体制の強化
- ③ 消防団員を補填する組織や自主防災組織等の育成による地域協力体制の確立
- ④ 地域の実態に応じた団構成の再編
- ⑤ 団員の処遇改善を含めた消防環境整備と教育訓練の充実
- ⑥ 地域住民への予防消防知識の普及と消防訓練の充実

基本項目 ◀ I 安全・安心で誰もが快適に住める「むらづくり」

2 救命・救急体制の整備

《 現 状 と 課 題 》

本村においては高齢化等に伴い救急出動件数が年々増加しており、今後更に消防本部や近隣医療機関との連携強化を図ることはもちろんのこと、我々住民相互による初期救命活動（応急処置法）の強化が必要不可欠となっております。

このようなことから、村民や村内事業所に対しても、誰もが迅速な応急手当ができるよう救命講習会等を定期的に行い、救急時対応の知識の普及・啓発を推進する必要があります。

《 基 本 的 な 方 向 》

- ◇ 迅速な救急・救助活動を行うため、組織体制の一層の強化に努めます。
- ◇ 誰でも緊急時における適切な対応と応急手当ができる知識の普及・啓発に努めます。

《 施 策 の 体 系 》



《 施 策 の 内 容 》

(1) 組織体制の充実

- ① 消防本部、医療機関及び地域住民間との協力体制の確立

(2) 応急処置法の普及

- ① 村民及び村内事業所を対象とした、定期的な普通救命講習会の開催
- ② 適正な応急処置法の普及
- ③ 主要公共施設に配置した医療機器（A E D等）の保守

基本項目 ◀ I 安全・安心で誰もが快適に住める「むらづくり」

3 交通安全・防犯対策の推進

《 現 状 と 課 題 》

本村は、1世帯当りの自動車保有台数が多く、幹線道路が村内を縦横断しており、常時一定の交通量があります。そして、平成26年の道の駅あいづ湯川・会津坂下のオープンや平成27年に会津縦貫北道路が全線開通した影響により交通量が増加しています。このような状況下、村交通対策協議会を中心に広報活動、交通教室や街頭指導、学校や事業所、家庭や地域においての交通安全意識の普及・推進活動に努めています。

しかし、全国的に交通事故の発生件数が減少傾向にあるなか、本村においては、高齢者の事故の割合が高くなっています。特に高齢者の自動車運転に注意を喚起しながら、交通事故ゼロを目標にした村民の安全確保に努め、湯川村交通安全計画の見直しを図ります。この計画に掲げる基本理念に基づき、村民と交通関係団体、そして村が一体となって、交通道德や交通安全意識の高揚を図ると共に、交通安全機材の整備をはじめとする総合的な交通安全対策を講じていきます。

防犯に関しては、社会経済状況の変化に伴い、犯罪形態が複雑化し、内容も悪質化、低年齢化してきており、車上ねらいや自販機ねらいなど軽犯罪や、子どもたちへの声かけ事件なども目立ってきています。村では犯罪を未然に防ぐため、広報活動や防犯パトロール、街路灯設置事業等を行っていますが、今後は村民一人ひとりが防犯意識を高めていくために、関係団体、家庭、学校、地域が連携・協力し合い、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を図っていきます。

《 基 本 的 な 方 向 》

- ◇ 交通事故の減少を目指し、交通安全計画に基づき、交通モラルの高揚と交通安全教育の徹底に努めます。
- ◇ 交通事故防止のため、交通安全施設の維持管理及び新設に努めます。
- ◇ 犯罪防止のため、地域ぐるみの防犯意識の高揚に努めます。
- ◇ 地域・学校・警察・団体等と連携を深め、防犯・非行防止活動を推進します。

《 施 策 の 体 系 》

基 本 項 目
交通安全・防犯対策 の推進



基 本 施 策
(1)交通安全思想の普及の徹底
(2)道路交通環境の整備と充実
(3)地域安全活動の推進

《 施 策 の 内 容 》

(1) <u>交通安全思想の普及の徹底</u> ① 村民の交通安全意識と交通マナー向上の推進 ② 交通情報に則した啓発活動の効果的推進 ③ 交通安全協会・交通安全母の会等との連携強化 (2) <u>道路交通環境の整備と充実</u> ① 交通安全施設の維持管理及び整備 ② 警察、道路管理者への交通安全施設の設置要請 (3) <u>地域安全活動の推進</u> ① 地域における防犯意識の高揚と防犯組織の充実 ② 関係団体との連携による少年非行犯罪の未然防止 ③ 防犯灯の計画的な設置 ④ 暴力追放運動の推進 ⑤ 地域ぐるみによる安全活動の推進

基本項目

I 安全・安心で誰もが快適に住める「むらづくり」

4 消費者保護

《 現 状 と 課 題 》

近年、住民の生活様式の多様化、社会環境の変化に伴い、悪徳商法や詐欺など消費者をめぐるトラブルが複雑・多様化しています。

そのため、村では消費者の利益を保護するべく、適正な取引に関して広く、より正しく理解してもらうための各種啓発や、悪質な業者に関する情報提供に努め、消費者保護の充実を図っていきます。

《 基 本 的 な 方 向 》

◇ 消費者保護対策に必要な情報を住民に提供し、消費生活上での問題発生
の未然防止、解決に努めます。

《 施 策 の 体 系 》

基 本 項 目
消 費 者 保 護



基 本 施 策
(1)消費者啓発活動の充実
(2)消費者保護・相談体制の強化

《 施 策 の 内 容 》

(1) 消費者啓発活動の充実

- ① 悪徳商法や詐欺による被害を未然に防ぐための広報活動の充実
- ② 電子商取引の拡大に伴うフィッシング詐欺等への注意喚起

(2) 消費者保護・相談体制の整備と充実

- ① 村民の消費生活相談に対応できる体制の整備と充実

基本項目

Ⅰ 安全・安心で誰もが快適に住める「むらづくり」

5 住みよい環境の保全

＜ 現 状 と 課 題 ＞

本村は、会津盆地の四季に彩られた美しく豊かな自然に恵まれています。この貴重な財産を未来に引き継いでいくために、無秩序な開発による自然破壊を未然に防止し、環境への負荷の少ない人と自然の共生した環境づくりを推進する必要があります。

東日本大震災での福島第一原子力発電所の爆発事故に伴う放射性物質による環境汚染の教訓を踏まえ、原子力エネルギーに依存せず、本村の豊かな自然環境・自然資源を活用して、安全・安心な社会づくりを進めるため、再生可能エネルギーの利用を推進します。

また、大量消費型の社会が地球規模の環境問題になっており、本村においても例外ではなく、ごみの排出量は年々増え続けています。

国・県ではこのような状況を鑑み、ごみの排出規制だけではなく、リサイクルによる資源循環型社会の構築をめざし、取り組みを進めております。本村においても、豊かな自然環境をより良いものとして再生し、次の世代に引き継ぐ責任があります。

本村が加盟している会津若松地方広域市町村圏整備組合では、令和7年度に向けて新しいごみ焼却施設の建設計画が進められており、今後は行政のみならず住民、事業者も一体となったごみの減量や再利用などは不可欠であります。発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の「3R」を推進し、環境にやさしい循環型社会づくりを定着させる必要があります。

また、不法投棄については、今後も県等との連携を一層密にし、対処していく必要があります。法律で禁止されているごみの焼却は、環境破壊の観点からも、ごみの適正処理と共に防止していく必要があります。

村民が安全で快適な暮らしをしていく中で欠くことのできない重要な生活基盤のひとつに上下水道があげられます。

上水道事業については、水道水の供給元である会津若松市と連携を図り、安定した給水確保の取り組みが必要となります。下水道事業は、供用を開始して18年を超えることから、定期点検・維持管理・修繕の計画を立て、適切に対処すると共に、事業効果を上げるため、今後とも村内全世帯の下水道接続（加入）について推進していく必要があります。

また、下水道事業の公営企業法適化の導入に伴い、持続可能な下水道事業の経営を図ります。

また、本村には墓地が集落ごとにあり、それぞれ地域住民が維持管理を担っていますが、近年の宅地開発により新たな行政区が誕生し、墓地需要が見込まれたことから、平成21年度において村営墓地を整備したところであり、今後については、当村営墓地の適切な管理・運営を図っていく必要があります。

《 基本的な方向 》

- ◇ 自然保護思想の啓発を図り、無秩序な開発による自然破壊を未然に防止します。
- ◇ 原子力エネルギーに依存しない安全・安心な社会づくりを進めるため、再生可能エネルギーの利用を推進します。
- ◇ 地球規模での環境問題を身近な問題ととらえ、地球環境にやさしいライフスタイルを確立し、環境への負荷の少ない循環型社会づくりを進めます。
- ◇ ごみ処理については、会津地区広域事業組合で広域的に適正処分し、ごみの減量化と再資源化に向けて積極的に推進します。
- ◇ 不法投棄については、県等関係機関と連携をとり防止に努めていきます。
- ◇ 不法焼却への対応として、環境問題に対する認識を深めていくための啓発を進めていきます。
- ◇ 上水道の供給元である会津若松市と連携を密にし安全安定供給に努めます。
- ◇ 下水道施設・設備の維持管理の適正化を図り、全戸加入を促進していきます。
- ◇ 公営企業法適用化を推進し、財政の明確化を図ります。
- ◇ 村営墓地の適切な管理・運営を図るとともに、使用者の増加を図るための周知・広報等に努めていきます。

《 施策の体系 》

基本項目
住みよい環境の保全



基本施策
(1)自然環境の保全
(2)生活環境の保全

《 施策の内容 》

(1) 自然環境の保全

- ① 自然環境の保全意識高揚を図るための啓発活動の推進
- ② 自然環境に負荷のない再生可能エネルギーの利用推進

(2) 生活環境の保全

- ① 環境汚染防止に向けた啓発活動の推進
- ② ごみ減量化と分別収集によるリサイクルの推進
- ③ ごみ処理の広域システム化の整備と充実
- ④ 不法投棄、不法焼却の防止対策
- ⑤ 上水道の安全安定供給
- ⑥ 下水道施設維持管理の適正化
- ⑦ 下水道事業の公営企業法適化
- ⑧ 下水道全戸加入への促進
- ⑨ 村営墓地の適切な管理・運営及び使用者増のための更なる周知・広報

《 施策の大綱 - Ⅱ 》

いつも健康で
共に支え合える
「むらづくり」

【基本項目一覧】

1 人権の尊重及び男女共同参画社会の実現

2 生涯にわたる健康づくり

3 福祉組織の充実

4 高齢者福祉の充実

5 障がい者福祉の充実

6 子育て支援の充実

7 社会保障の充実

基本項目 ◀ II いつも健康で共に支え合える「むらづくり」

1 人権の尊重及び男女共同参画社会の実現

《 現 状 と 課 題 》

現代においては、人間関係の希薄化の進行が危惧される状況にあります。最近のニュース報道などではセクハラ（性的嫌がらせ）、家庭内暴力、子どもや高齢者への虐待、いじめ、強盗殺人、拉致・誘拐など人権を尊重しない事件が多発しております。本村においてはこうした状況を踏まえ、人権意識を高揚させていくと共に、村民一人ひとりがお互いの個性を認め合い、差別や人権侵害のない、人間としての尊厳を大切にする社会を築いていきます。

また、少子高齢社会の進行、国際化、情報化など、社会環境が急速に変化し、ライフスタイルは多様化してきています。しかし、男女の固定的な役割分業意識等、社会的・文化的につくりあげてきた男女の性差（ジェンダー）は、社会の制度や慣行の中に今なお存続しています。このことが、男女の生き方や働き方、個人が持つ能力や多様な可能性の制約となっていることが少なくないのが現状です。

男女平等を根底に、男女がお互いの立場を理解し、人権を尊重し合いながらそれぞれの個性と能力が発揮できる、男女共同参画社会の早期実現をめざす必要があります。

《 基 本 的 な 方 向 》

- ◇ すべての村民が人権尊重の精神に基づき行動できる地域社会の実現を目指します。
- ◇ 社会のあらゆる分野に男女共同参画の視点を反映させると共に、男女共同参画社会の形成に向けた施策や事業を総合的・計画的に推進します。

《 施 策 の 体 系 》

基 本 項 目
人権の尊重及び男女 共同参画社会の実現



基 本 施 策
(1)人権啓発・人権教育活動の推進
(2)男女共同参画を推進する社会システムの構築
(3)職場・家庭・地域における男女共同参画の実現
(4)男女の人権が尊重される社会の形成

《 施 策 の 内 容 》

(1) <u>人権啓発、人権教育活動の推進</u> ① 人権啓発、人権教育活動の推進 ② 人権擁護委員との協力体制の充実 ③ 人権相談窓口の周知と充実
(2) <u>男女共同参画を推進する社会システムの構築</u> ① 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進 ② 男女共同参画の視点に立った社会の制度・慣行の見直しと意識改革
(3) <u>職場、家庭、地域における男女共同参画の実現</u> ① 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 ② 農家や個人商店など家族経営的な職業における男女共同参画の確立 ③ 家事・子育て等における男女共同参画社会の推進
(4) <u>男女の人権が尊重される社会の形成</u> ① 男女共同参画を推進するための教育・学習の充実と啓発活動の推進 ② 家庭における男女共同参画の促進

基本項目 ◀ II いつも健康で共に支え合える「むらづくり」

2 生涯にわたる健康づくり

《 現 状 と 課 題 》

生活習慣が引き起こす、「生活習慣病」に罹患する割合が多く、その中でも糖尿病に罹患している方が多くみられます。令和元年度特定健診結果からも、糖尿病治療中の割合が11.2%と全国（8.3%）、県（10.1%）、県内の同規模自治体（10.2%）と比較しても高くなっています。そのため、乳幼児期からの関わりを通して、更には学校教育等との連携も図りながら、地域ぐるみで健康づくりを推進していくことが今まで以上に必要になってきています。

また、特定健診・健康診査をはじめとする、各種検診の受診が定着し、受診率も増加傾向にあります。その一方で、受診後の健康管理ができない方も多く、検診結果から自分自身に必要な健康管理方法も正しく理解できるようにしていく必要があります。

未受診者も多く、その年齢にあった必要な検診をきちんと受けていただくために、検診への理解を深めていくような働きかけも必要です。

近年は、体の病気だけではなく、うつ病や統合失調症など心の病気も問題になっており、不登校・閉じこもりなどは低年齢化しています。このような、さまざまな心の問題を抱えている方、またその家族への支援が今後必要となります。

一方、女性の就労率の向上、少子化や核家族化の進行、生活の多様化、地域間の希薄化など、母子をとりまく環境は急激に変化しています。これに伴い育児不安や悩みへの支援ニーズが増加傾向にあり、心身ともに健やかな子を産み育てるためには、妊娠、出産、乳幼児期の時々に応じ適切な助言・支援を地域と行政が一体となって行っていく必要があります。

新型コロナウイルス感染症は、世界中で感染が拡大しており、ワクチンや特效薬もまだ確立しないことから、村民生活や社会経済に甚大な影響を与え続けています。今後も長い期間の対策が必要であると考えられ、そのためには一人ひとりがこれまでの日常生活の行動を変え「新しい生活様式」を定着させていくことが大切です。「3密」（密集、密接、密閉）の回避や、マスクの着用、手洗い・うがいの徹底。人と人との距離（ソーシャルディスタンス）を確保し、不要不急の外出は控えるなどの感染拡大防止を図っていく必要があります。

《 基 本 的 な 方 向 》

- ◇ 地域ぐるみで健康づくりを推進していきます。
- ◇ 各種検診を適正に受けられるよう働きかけていきます。
- ◇ 心の病についての知識を普及し理解を深めるよう働きかけます。
- ◇ 保健センターを核として、村内各種団体や医療機関と連携をとりながら、各種保健事業を推進していきます。
- ◇ 地域と行政が一体となり、母子保健に取り組めます。

- ◇ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため「新しい生活様式」の実践を働きかけていきます。

《 施 策 の 体 系 》

基 本 項 目
生涯にわたる 健康づくり



基 本 施 策
(1)心と体の健康づくり推進
(2)地域保健・健康増進事業の充実
(3)母子保健事業の充実
(4)歯科保健対策の充実
(5)感染症対策の充実

《 施 策 の 内 容 》

(1) 心と体の健康づくりの推進

- ① 健康づくりのための生活習慣の改善、日常的な運動習慣の促進
- ② 心の病と健康づくりの講演会や学習会の実施
- ③ 子どもの心を育てるための支援
- ④ 教育部門や職域との連携による心や体の健康教育・相談の実施

(2) 地域保健・健康増進事業の充実

- ① 健康診査・健康相談・健康教育などを通じての自己管理意識の高揚
- ② 検診を適正に受けられるよう広く村民に働きかけ、検診後の保健指導の充実と精密検査未受診者への勧奨
- ③ 効率的な検診内容による受診者の利便性の向上
- ④ 糖尿病・高血圧症・高尿酸血症などの慢性疾患患者が適正値を維持できるよう支援
- ⑤ 医療機関との連携の推進

(3) 母子保健事業の充実

- ① 妊産婦の健康相談・訪問等を通じての健康管理への支援
- ② 育児不安軽減・解消のための健診と相談体制の充実
- ③ 疾病予防のため、適切に予防接種がなされるよう個別支援の充実
- ④ 育児への認識を深め、育児法スキルアップのための教室開催

(4) 歯科保健対策の充実

- ① 妊娠期から乳幼児期の健診を通じて、また幼稚園・小中学校と連携して、虫歯の罹患率を減らす取り組みの充実
- ② 総合健診や健康教室・健康相談などを通じての歯周疾患予防の推進

(5) 感染症対策の充実

- ① 「新しい生活様式」の定着化の推進
- ② 正確な情報の提供と基本的な感染防止対策の徹底
- ③ 感染された方やその家族等に対する差別や誹謗中傷の抑制

基本項目 ◀ **Ⅱ いつも健康で共に支え合える「むらづくり」****3 福祉組織の充実**

《 現 状 と 課 題 》

本格的な少子・高齢社会が到来し、人間関係の希薄化も進む現代社会では、地域の人々が共に支え助け合う組織づくりが重要となってきています。また、高齢者・障がい者なども、その地域の一員としていきいきと活動できる場が必要です。

このような中、すべての人びとが共に手を携えて、地域に根ざした助け合い・コミュニティ活動・ボランティア活動に積極的に参加できる組織づくりを村・社会福祉協議会が核となって支援し、各種団体と連携を図りながら推進していく必要があります。

《 基 本 的 な 方 向 》

- ◇ 地域の福祉を皆で支え、助け合うネットワークづくりを進めます。
- ◇ 多くの福祉課題についてそれぞれの分野ごとに関係する機関で担う役割を支援していきます。

《 施 策 の 体 系 》

基 本 項 目
福祉組織の充実



基 本 施 策
(1)地域福祉のネットワークづくり
(2)関連団体の育成・支援

《 施 策 の 内 容 》

(1) 地域福祉のネットワークづくり

- ① 村・社会福祉協議会・民生児童委員・地域のボランティア・関係機関の連携強化

(2) 関連団体の育成・支援

- ① ボランティア・NPO団体の育成、活動支援

基本項目

Ⅱ いつも健康で共に支え合える「むらづくり」

4 高齢者福祉の充実

《 現 状 と 課 題 》

村の65歳以上人口は、令和2年4月1日現在1,082人で総人口の33.9%と3人に1人以上が高齢者となっております。

このような高齢化の進展は、寝たきりや認知症など、何らかの介護を必要とする要介護者の増加とその介護期間の長期化、更には家族の負担の増大をももたらす危険性を秘めています。

このような中、高齢者がいきいきと元気に暮らすための生きがい活動を充実させ、高齢者やその家族が安心して相談・受診できる保健・医療・介護の一体的な体制の整備と、地区公民館等を活用した介護予防事業を展開し、そこにより多くの参加者が集い、活発に活動していくことが重要となってきています。

また、地域での支え合い活動の大きな力になる老人クラブや社会福祉協議会との連携で自主ボランティア組織を育成・活性化、更には、シルバー人材センターを活用し、高齢者の生きがい活動・就労活動を活発にしていける必要があります。

在宅の要介護者やその家族に対しては、地域包括支援センターを中心として、在宅介護に関する相談支援体制の整備と介護事業の積極的推進を図る必要があります。

《 基 本 的 な 方 向 》

- ◇ 高齢期を明るく楽しく生活するため、「自分の健康は自分でつくる」ことを基本に据え、地域で支え合う体制を整備します。
- ◇ 高齢者福祉担当・地域包括支援センター・保健センターの3者で「福祉・保健・医療」の援助体制の連携強化を推進します。
- ◇ 介護が必要になっても安心して住める住環境づくりを進めます。
- ◇ 健康づくりや介護サービス利用のための支援を行っていきます。
- ◇ 生きがいを持って、積極的に社会参加できる体制を充実させていきます。
- ◇ 老人クラブや社会福祉協議会と連携しながら高齢者のふれあいと生きがいづくりに努めます。
- ◇ 地域での支援組織の育成を推進します。

《 施策の体系 》

基本項目

高齢者福祉の充実

基本施策

- (1) 高齢者生きがいづくりの充実
- (2) 介護保険制度の充実
- (3) 高齢者の住環境の整備

《 施策の内容 》

(1) 高齢者生きがいづくりの充実

- ① 老人クラブの活性化や自主ボランティア組織の育成
- ② シルバー人材センターを活用しての就労の場の提供
- ③ 高齢者による子育て支援の組織づくり
- ④ 老人クラブ等、高齢者団体組織をリードしていく人材の育成

(2) 介護保険制度の充実

- ① ボランティアの育成により、介護保険制度における、認知症対策等、新しい地域支援事業の充実による、介護予防事業の積極的な推進
- ② 地域包括支援センターを総合窓口とした相談支援体制の構築

(3) 高齢者の住環境の整備

- ① 多様な高齢者ニーズに対応した住環境の整備による居住の安定確保の支援
- ② 緊急通報装置の設置の実施

基本項目

Ⅱ いつも健康で共に支え合える「むらづくり」

5 障がい者福祉の充実

《 現 状 と 課 題 》

令和2年4月1日現在の本村の身体障がい者手帳交付者は149人、知的障がい者療育手帳交付者は29人、精神障がい者手帳交付者は25人となっています。

身体障がい者手帳交付者は減少傾向にありますが、障がい福祉サービス等の支援が必要な障がい者数は年々増加傾向にあり、総合的な障がい者施策の必要性が一段と高まってきています。

障がい者福祉については、関心や理解の広まりと、障がい者自身の自立意識の高まりと相まって「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」の理念が少しずつ定着しつつあります。しかしながら、依然として偏見、差別といった「こころの壁」が家庭内外を問わず存在しており、障がいに対する正しい理解と認識を深める必要があります。

特に精神障がいは、身体障がいや知的障がいに比べ、まだ理解されにくい状況にあるため、正しい情報を伝えていくことが必要です。

《 基 本 的 な 方 向 》

- ◇ 住民相互の交流の場を通じて、障がいを正しく理解する機会を設け、だれもがともに生きることのできる社会の実現を図ります。
- ◇ だれもが住みなれた地域でいきいきと笑顔で暮らせるよう、障がい者の生活環境やライフステージ（幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階）の変化に対応したサービスが提供できる体制の整備・充実を図ります。
- ◇ 近隣市町村との連携を図りながら、様々な福祉サービスを提供できる体制づくりに努めます。

《 施策の体系 》

基本項目
障がい者福祉の充実



基本施策
(1)障がい者に対する理解と交流の促進
(2)障がい者福祉サービスの充実
(3)障がい者の自立支援と社会参加の促進

《 施策の内容 》

<u>(1) 障がい者に対する理解と交流の促進</u> ① 啓発・広報活動の推進 ② 学校等での福祉体験・福祉教育の推進 ③ 障がい者団体との連携
<u>(2) 障がい者福祉サービスの充実</u> ① 相談体制の整備、情報提供の充実 ② 保健医療サービスの充実（障がいの早期発見） ③ 在宅福祉サービスの充実 ④ 施設福祉サービスの充実（近隣市町村との連携、体制の整備）
<u>(3) 障がい者の自立支援と社会参加の促進</u> ① 雇用・就業への支援（学習機会の確保、技術の習得の支援） ② スポーツ・レクリエーション及び文化活動への参加促進 ③ 障がい者にやさしいむらづくりの推進（住宅、生活環境の整備） ④ ボランティア活動の推進

基本項目

Ⅱ いつも健康で共に支え合える「むらづくり」

6 子育て支援の充実

《 現 状 と 課 題 》

かつては、子育ては家族や集落、地域全体で行われてきました。しかし近年は核家族化の進行や保護者の働き方、生活形態などが多様化しており、子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化してきています。少子高齢化の進行に歯止めをかけ、環境の変化に伴う多様なニーズに応えるため、社会全体で子育てを支援していくことが必要となっています。

本村では、平成18年からは保育所運営の所管を教育委員会とし、幼保連携を進めるとともに乳児保育や一時保育を取り入れるなど、子育て支援体制の充実を図ってきました。

また、利用児童が増加している放課後児童クラブについても、小学校との連携を一層密にし、事業内容を充実していく必要があります。

子育てについては保護者が第一義的責任を有する基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することが重要です。

一方、次世代育成対策として、結婚したい人を応援する施策も必要になっています。

《 基 本 的 な 方 向 》

- ◇ 安心して子どもを生み育てられる地域社会を構築していきます。また、子育てに関する相談、情報提供体制の整備に努めます。
- ◇ 子どもを取り巻く多様な環境に即した総合的な子育て支援に努めます。
- ◇ 乳幼児の推移、保育ニーズの動向を把握しながら、子育て機能の強化を図っていきます。



《 施策の体系 》

基本項目
子育て支援の充実



基本施策
(1)地域社会による子育て支援の充実
(2)子育て機能の強化

《 施策の内容 》

(1) 地域社会による子育て支援の充実

- ① 地域住民によるファミリーサポートセンター等の開設検討
- ② 子育てサークルや子育てサポーター（子育て支援者）の育成支援
- ③ 一つの窓口で的確に子育て支援を行える子育て総合相談体制の構築
- ④ 児童がのびのびと遊べる公園の整備
- ⑤ 家庭・地域・学校・その他関係機関との連携により子どもたちがのびのびと育つ環境づくりの推進

(2) 子育て機能の強化

- ① 子育て世代包括支援センターの機能の充実と有効利用
- ② ひとり親家庭福祉における相談体制の充実と援護制度の有効活用
- ③ 児童虐待の早期発見と適切な支援
- ④ 結婚したい人を応援する結婚支援事業の推進

基本項目

Ⅱ いつも健康で共に支え合える「むらづくり」

7 社会保障の充実

《 現 状 と 課 題 》

本村の生活困窮や生活保護に関する相談件数は年々増加しています。現在、被保護世帯には会津保健福祉事務所から自立指導が実施されているほか、民生児童委員による訪問指導が行われています。今後も被保護者自身による自立・更生を基本とした指導を推進していくことが必要です。また、生活保護に至るまえの段階の自立支援策の強化を図る必要があります。

近年の高齢化や医療技術の高度化などにより医療費は増加傾向をたどり、国民健康保険事業は、保険者の再編統合の検討などを含め大きな転換期を迎えております。こうした中、安心して安定した保健事業を行うためにも、国の動向を的確に把握し、広域的運営や被保険者負担の公平性確保に努めていく必要があります。また、医療費適正化のため、健康づくり担当部署との連携を推進していく必要があります。

一方、国民年金制度は、将来の年金受給権を確保し、老後の生活を支える重要な制度です。しかしながら高齢化の進行により受給者が増加する状況下で、被保険者の負担の増大や、近年では年金に対する不信感からか年金未加入者がみられ、保険料の収納率は徐々に低下しつつあります。

今後は、国民年金制度に対する村民の理解を求めながら、全ての村民の受給権を確保していく必要があります。

また、在宅・施設サービス受給者の増加にともない介護保険料の上昇は確実となることが予想され、介護保険制度の理解の啓発を広く行う必要があります。また、低所得者に対する支援策や、要介護にならない高齢者に対する施策なども必要です。

《 基 本 的 な 方 向 》

- ◇ 関係機関と連携を密にしながら生活困窮者や生活保護受給者の自立を支援していきます。
- ◇ 安心して安定した保険事業を展開するため、国民健康保険税の収納率の向上を図ります。
- ◇ 健康づくり担当部署と連携し、医療費適正化に努めます。
- ◇ 国民健康保険制度に係る各種施策についての啓発に努めます。
- ◇ 国民年金制度の受給権の確保と未納者の縮減を目指します。
- ◇ 介護保険事業に対する理解を深め、安定した制度の運営を推進します。

《 施策の体系 》

基本項目

社会保障の充実

基本施策

- (1)生活困窮者・生活保護対策の充実
- (2)国民健康保険事業の推進
- (3)後期高齢者医療事業の推進
- (4)国民年金制度の周知
- (5)介護保険事業の充実

《 施策の内容 》

(1) 生活困窮者・生活保護対策の充実

- ① 県や民生児童委員等関係機関との連携・支援

(2) 国民健康保険事業の推進

- ① 国民健康保険制度啓発の推進
- ② 国民健康保険税収納率の向上
- ③ 医療費適正化に向けた健康づくり担当部署との連携強化

(3) 後期高齢者医療事業の推進

- ① 医療費適正化の推進

(4) 国民年金制度の周知

- ① 年金受給権の確保に向けた啓発活動の推進
- ② 年金制度に関する相談業務の充実

(5) 介護保険事業の充実

- ① 介護保険事業の安定運営
- ② 介護サービスの適正化の推進

《 施策の大綱 - Ⅲ 》

美しい田園風景と 活力ある産業基盤の 「むらづくり」

【基本項目一覧】

1 農 業 の 振 興

2 商 工 業 の 振 興

3 雇 用 促 進 と 就 労 支 援

4 定住・移住・交流の促進と地域連携

5 計 画 的 な 土 地 利 用

6 交 通 体 系 の 整 備

基本項目 ◀ Ⅲ美しい田園風景と活力ある産業基盤の「むらづくり」

1 農業の振興

《 現 状 と 課 題 》

本村は農業を基幹産業としていますが、依然として先行きの見えない農業への不安感や米の需給不均衡による価格の低迷、それらを原因とした後継者不足や農業従事者の高齢化が急速に進む中、農業を取り巻く情勢は年々に厳しくなっております。

更に農畜産物全般にわたる輸入の増大や流通の自由化、更に安全・健康といった消費者ニーズの多様化などを背景とした、内外の農畜産物との競争が今後一層激化していくものと考えられます。

このため、今後の担い手不足に対応するためには、担い手の育成や新規就農者の確保はもとより、集落営農、農業法人及び村外移住者等の多様な担い手の確保が必要であると考えられます。

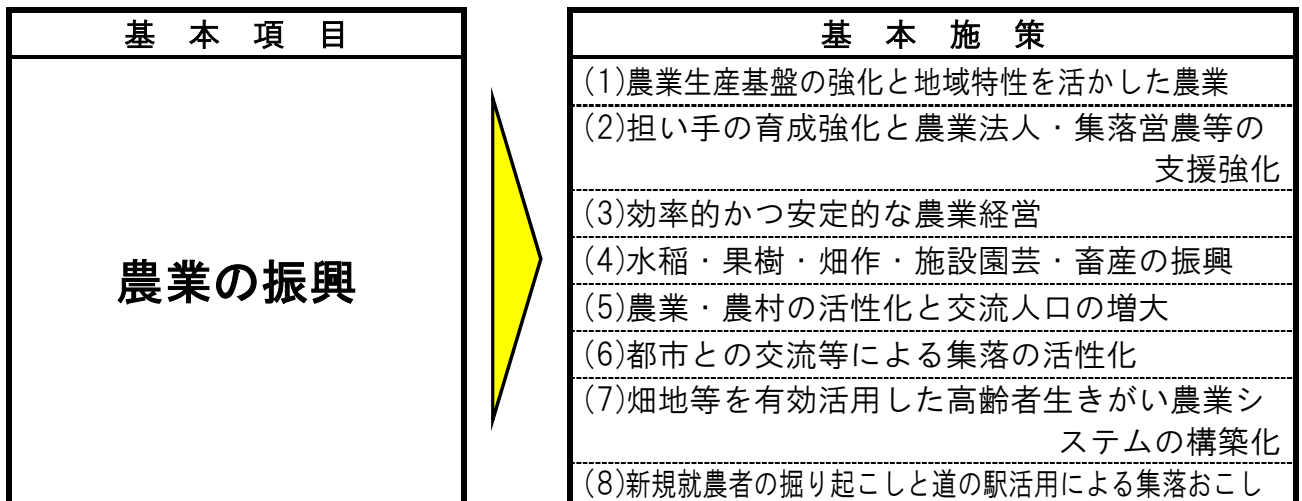
また、消費者需要に応えることのできる作物の生産・出荷を実現していくためには、地域特性を活かした産地づくりが急務であり、更なる経営・生産基盤の強化を促進し、担い手農家への農用地の集積、集約化による経営の規模拡大を今後も進めるとともに、家族経営農家や兼業的農家へも配慮したうえで、各集落における定期的な話し合いを推進し、人・農地プランの実質化や、農地中間管理機構を積極的に活用し、農業経営の効率化やコストの削減に努める等、更なる経営安定化を実現することが重要になると考えられます。

更に、消費者ニーズに即した特産品の開発や、近年整備が進んでいる高速交通体系を生かした農畜産物の販売経路の拡大、都市消費者との交流拡大による安全な農畜産物の生産に努めるとともに、他産業との連携による産品の開発、畑地を有効に活用した高齢者の生きがい農業システム構築など、農業の付加価値を高めた新たな施策の展開についても検討していく必要があります。

《 基 本 的 な 方 向 》

- ◇ 農地の持つ多面的機能の重要性に鑑み、村内全体での優良農地維持保全に努め、耕作放棄地の未然防止や不作付地の解消に努めます。
- ◇ 農地中間管理事業を活用した効率的で安定的な農業経営体の育成や、農用地利用改善団体の育成、集落営農の組織化、農業法人への支援を図るとともに、スマート農業の積極的な導入を推進します。
- ◇ 現在農業に従事している農業経営者だけでなく、女性や高齢の農業従事者にも魅力ある農業経営の確立へ向けた意識を喚起するとともに、新規就業者や農業起業家、村外からの移住者等、後継者の育成に努めます。
- ◇ 環境との調和をはかった環境保全型農業を促進し、エコファーマーの育成に努めると共に、消費者から信頼される安全・安心な農作物づくりに取り組みながら、地球環境の維持・向上に寄与します。
- ◇ 関係機関との連携を図り、地産地消の取り組みを強化します。
- ◇ 湯川産米のブランド化や地域に合った水稻、果樹、畑作、施設園芸、畜産などの重点推進品目の取り組みと拡大を図り、収益性の高い複合経営を促進する農業振興システムの確立を目指します。
- ◇ 消費者ニーズや市場動向を的確に把握すると共に、流通ルートの拡大・発展を図ります。
- ◇ 本村の特性を活かし、安全・安心な食糧の安定供給を図り、農業経営の安定、農業の活性化のために、担い手の育成・新規就農者の確保に努めます。
- ◇ 本計画に掲げる施策について、細部にわたり計画的・段階的に遂行できるよう、「湯川村農業振興ビジョン」を策定し、より確実な事業展開を図ります。

《 施 策 の 体 系 》



＜ 施 策 の 内 容 ＞**（１）農業生産基盤の強化と地域特性を活かした農業**

- ① 農地の多面的機能を活かした生産基盤の維持・向上及び集落活動組織の機能充実
- ② 水田・畑作・転作を通じた高品質で安定した生産体制の充実
- ③ 生産技術の向上と地域特性にあった重点推進品目の拡大と新たな品目の選定
- ④ 土地改良施設及び農村環境の維持並びに農業災害対策の強化

（２）担い手の育成強化と農業法人・集落営農等の支援強化

- ① 農地中間管理事業と人・農地プランをセットにした農業生産体制の整備促進
- ② 認定農業者、農業法人等の地域農業における担い手の育成強化とＪＡ共同出資型農業法人「（株）会津湯川ファーム」を核とした農業振興施策の展開
- ③ 「（株）会津湯川ファーム」が地域農業を支えることができる計画的・段階的な発展に資する支援策の検討・実施
- ④ 農用地利用改善組合の支援と集落営農の推進
- ⑤ 異業者及び消費者の人々との交流などによる後継者対策の推進と、新規就農者及び村外移住就農者等の受け入れ体制の確立
- ⑥ 高品質堆肥製造施設の整備充実、耕種農家と畜産農家の連携による資源の循環、地力増進の推進
- ⑦ エコファーマーの育成など地球環境にやさしい環境保全型農業の促進
- ⑧ スマート農業の積極的な導入の支援

（３）効率的かつ安定的な農業経営

- ① 関係団体間の連携を深めた総合指導体制の強化
- ② 適正な農業施設投資や効率的な利用の指導・促進
- ③ 農地の貸借、農作業の受委託などによる生産単位・経営の拡大
- ④ 農業での就労の場づくり、労働力を補いあう仕組みづくり
- ⑤ 経営合理化のための複式簿記の普及や認証 GAP 取得の支援・推進
- ⑥ 家族経営協定の締結による生活改善の促進
- ⑦ 農業経営の安定を図るため、有利な資金の利用促進
- ⑧ 堆肥を利用した有機栽培の促進

（４）水稻・果樹・畑作・施設園芸・畜産の振興

- ① 新品種を取り入れた農業経営の普及
- ② 特産品づくりの支援
- ③ 湯川産米のブランド化の確立

（５）農業・農村の活性化と交流人口の増大

- ① 各関係機関との連携による地産地消の推進
- ② 地域の特色を生かしたグリーンツーリズムの推進
- ③ 農産物直売所や市民農園等の整備検討及び運営体制の構築

(6) 都市との交流等による集落の活性化

- ① 葛飾区との交流による販路拡大と会津湯川米のPR事業の促進
- ② 都市住民の農作業体験の場の提供
- ③ 体験型修学旅行の受け入れ体制の整備
- ④ 農家民泊と援農ボランティアの推進

(7) 畑地等を有効活用した高齢者生きがい農業システムの構築化

- ① 高齢者や女性の労働力を活用した営農体制の整備
- ② 道の駅等の直売所の利活用と販売意欲の促進
- ③ 簡易な集出荷体制のシステム構築

(8) 新規就農者の掘り起こしと道の駅活用による集落おこし

- ① 新規就農希望者の掘り起こしの強化
- ② 近隣町村との連携による新規就農者の販路開拓や販売体制構築の支援
- ③ 道の駅の活用による集落おこしの推進

基本項目 ◀ Ⅲ美しい田園風景と活力ある産業基盤の「むらづくり」

2 商工業の振興

《 現 状 と 課 題 》

村の商業は、集落が散在していることや、隣接する市や町に高い商業集積があることなどにより商業拠点は形成されておらず、各集落の小売店や新たなコンビニエンスストアが商業を担っています。また、平成26年10月にオープンした「道の駅あいづ 湯川・会津坂下」は、1年目で来客数100万人を達成するなど、野菜直売、加工品の販売が好調ですが、村産品は全体の売上からみると割合が少なく、出荷推進が必要となっています。

年間販売額は、平成26年において小売業、卸売業を合わせた商品販売額が約53億円となっており、平成16年と比較すると道の駅の効果もあり約26億円の増加となっています。しかし、商店数については23事業所で平成16年と比較すると11事業所の減少となっています。

今後の商業振興に当たっては、会津地域の中心部という好立地条件を活かした新規創業者の増加を図るためにも、商業適地の確保と整備が重要となり、地域の活性化や雇用機会の拡大に努める必要があります。

湯川村の工業規模は、平成26年の工業統計によると、7事業所・従業者数365人、製造品出荷額等は104億円を越えており、工業生産は大きく伸長し、湯川村工業団地は現在6社が創業しており、地域の活性化、地域産業の強化、地域の雇用機会の拡大に大きな役割を果たしています。

今後の工業振興にあたっては、会津縦貫北道路の整備に伴う立地条件の優位性を見極めながら、田園環境を生かした商工業適地の確保と整備を推進し、C L T等の木材新開発素材の活用等も含め、産業の高度化に対応した企業等の誘致も検討し、現在立地している企業には、新技術の導入と設備の近代化が図られ、優秀な人材が育成されるための支援体制の確立が求められています。

また、農産物等を活用した特産品を農業者、製造業者、村商工会及び村が連携して開発を進め、新たな地場産業の育成を検討することも必要となっています。今後は、一層の安全・安心な農産物開発に取り組み、米や特産品等を全国に向けて発信し、地域の活性化に貢献していくシステム作りが必要です。

《 基 本 的 な 方 向 》

- ◇ 村商工会などの関係機関との連携をとりながら、商店経営の改善と中・小規模企業を育成します。
- ◇ 地域産業の振興のため、各企業間の交流、連携に努め、新しい地場産業の研究・開発を推進します。
- ◇ 企業情報の収集に努め、魅力ある行政支援策を進めます。
- ◇ 恵まれた自然条件と豊富な資源を生かした特産品づくりを積極的に推進します。

《 施 策 の 体 系 》



《 施 策 の 内 容 》

(1) 商工業の基盤強化

- ① 魅力ある商店づくりのための調査研究と後継者育成
- ② 商業活性化事業の推進と活動支援
- ③ 企業経営の改善・育成のため関係機関と連携した人材育成などの推進

(2) 企業誘致及び工業団地の整備検討

- ① 企業誘致に向けての情報収集と受け入れ体制の整備検討
- ② 企業誘致対策の充実

(3) CLT等の木材新開発素材の活用推進

- ① 関連団体との連携と活用の推進

(4) 「道の駅あいづ 湯川・会津坂下」の活用促進

- ① 野菜直売、加工品の出荷・販売の推進
- ② 販売促進体制・組織等の充実強化
- ③ 地元食材を使った体験型イベントを通じての食材の販売促進
- ④ 情報発信（特産物のPR等）

(5) 特産品の開発

- ① 特色ある地場産品の研究開発、宣伝、販売への支援
- ② 地元資源を活用した「米と文化」、「健康増進」をキーワードとした特産品の開発
- ③ 大学や、研究機関等との連携を図り、特産品の付加価値を高めた湯川ブランドの確立
- ④ 農畜産物の加工品の研究

基本項目 ◀ Ⅲ美しい田園風景と活力ある産業基盤の「むらづくり」

3 雇用促進と就労支援

《 現 状 と 課 題 》

いまだに東日本大震災を原因とした風評被害や、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う景気の落ち込みにより、商工観光業の倒産・閉店等による失業者の増大など就労環境は著しく厳しい状況にあります。

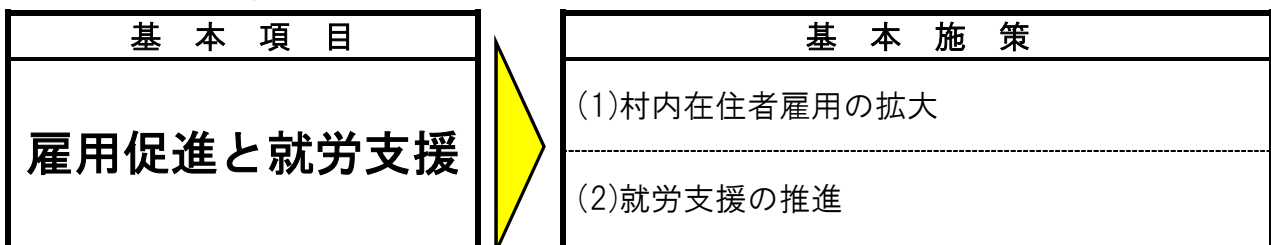
本村においても就労環境は厳しい状況であり、就労促進のため情報収集を強化し、相談業務についてはハローワークと連携を図り、求職者へ情報を提供していく必要があります。また、村内の労働・雇用状況を把握する機会を設け、対策についての検討・協議が求められています。

《 基 本 的 な 方 向 》

◇ 村内企業に雇用拡大及び在住者採用を働きかけます。また、隣接市町村の企業についてはハローワークからの情報提供を最大限に活用し、雇用情報を求職者に提供する機会を設け就労を促進します。

◇ 高齢者や退職者の技術を生かした住民向けサービスを提供できる組織を育成します。

《 施 策 の 体 系 》



《 施 策 の 内 容 》

(1) 村内在住者雇用の拡大

- ① 村内企業への村内在住者採用、及び採用枠拡大の依頼及び支援

(2) 就労支援の推進

- ① ハローワークの求人情報や職業安定に向けた補助事業等の情報提供
② シルバー人材センター等の活用、及び事業支援

基本項目 ◀ Ⅲ 美しい田園風景と活力ある産業基盤の「むらづくり」

4 定住・移住・交流の促進と地域連携

《 現 状 と 課 題 》

本村の文化・自然景観資源としては、国宝や国の重要文化財のある「勝常寺」と会津磐梯山などの山々に囲まれた景観や緑豊かで水辺空間がある水田などがあり、特に名刹「勝常寺」は国宝「木造薬師如来、両脇侍像」を拝観に広く村内外の方々が訪れています。また、平成26年10月にオープンした「道の駅あいづ 湯川・会津坂下」を拠点とした「人の駅・川の駅」・「サイクリングロード」は防災且つレクリエーションの拠点となっています。

今後は、空家等の対策計画や情報の整備を行い、若者世代から注目されている子育て支援や教育環境の情報発信を県内外へ実施することで、その受け入れ体制を整備しながら、定住・移住者との交流促進と地域連携を図ることが重要となっています。

また、「人の駅・川の駅・道の駅」等を水辺の自然学習・自然体験・レクリエーション・イベントの場として、整備の充実・促進を図り、「勝常寺」周辺一帯を歴史・文化交流の拠点として、文化とのふれあいや歴史体験のできるゾーンとして整備・検討することが必要になっています。

更には、インターネット（村ホームページや地域情報ポータルサイト）やSNS等を活用した情報発信による新たな関係人口の創出や誘導、交流等を図ることも重要となっています。

《 基 本 的 な 方 向 》

- ◇ 「勝常寺」等の文化・歴史遺産や「道の駅あいづ 湯川・会津坂下」における水辺空間の自然環境、また、農業環境と共生した交流や地域づくりを目指します。
- ◇ 空家等の対策計画及び利活用、情報提供体制の整備を図ります。
- ◇ インターネット（地域情報ポータルサイト）やSNS等を利用し、関係人口創出に向けたものや、定住・移住者に向けたものといった各フェーズに応じた情報発信を行い、定住・移住・交流の推進を図ります。
- ◇ 宅地造成等の整備検討を図ります。

《 施策の体系 》

基本項目

定住・移住・交流
の促進と地域連携



基本施策

- (1) 県内外への情報発信と受入れ体制の整備
- (2) 地域間交流の推進

《 施策の内容 》

(1) 県内外への情報発信と受入れ体制の整備

- ① 空家等の対策計画及び利活用、情報提供体制の整備
- ② インターネット（村ホームページ・地域情報ポータルサイト）やSNS等を活用した、移住希望者等への空家等の情報提供の充実
- ③ 宅地造成等の整備検討
- ④ 村内イベント情報等をはじめとした定期的な情報発信

(2) 地域間交流の推進

- ① 「人の駅・川の駅・道の駅」の活用と交流人口の拡大
- ② 歴史・文化の多彩な魅力を生かした自然にふれあえる交流地域づくりの推進
- ③ 移住・定住体験施設を活用した地元住民との交流促進

基本項目

Ⅲ美しい田園風景と活力ある産業基盤の「むらづくり」

5 計画的な土地利用

第3編
基本計画

《 現 状 と 課 題 》

本村の総面積は16.37k㎡で、地目別の土地利用面積は農用地が70.7%、宅地が5.8%、道路・水路等のその他が23.5%となっており、農業中心の土地利用になっています。

村域は、会津盆地の中心地域にあり、東に磐梯山、北西に飯豊山の山々を擁し、それらを見わたせるように集落や農地があります。また、村内には山がなく、阿賀野川を本流とする4つの河川が流れていて、農業、特に稲作に適した肥沃な大地を持っています。

農用地の多くは田で、土地改良等の生産基盤の整備が完了し、米の10a当たりの収穫量は県下一となっています。

村では、農業・集落を基軸とした土地利用を推進してきていましたが、近年は国道沿いの工業団地や住宅団地の整備、民間開発による国道沿いへの企業立地、集落内の住宅地開発など、土地利用形態は次第に多様化しつつあります。

今後は、会津縦貫北道路の整備完了に伴い、会津地域の交通の要衝としての機能が高まっているため、都市的機能を有した計画的な土地利用が必要となっています。

また、農業後継者不足による農地の面的集約も必要になっており、土地利用の総合的な調整が必要となっています。

これからのむらづくりの柱となる若者の定住を促進させるためには、生活利便機能向上が重要な課題の一つとなっています。働く場所の整備、住宅地の供給、緑豊かな自然環境の保全などにより、その機能を高め、若者が住みたくなるむらづくりが求められています。

そして、平成28年度に策定した国土利用計画（湯川村計画）を基本とし、引き続き、計画的で合理的な村土利用を推進していく必要があります。

《 基 本 的 な 方 向 》

- ◇ 土地利用は、自然環境の保全を図りつつ、村土の均衡ある発展をめざし、将来に向けた秩序ある計画的な土地利用を推進します。
- ◇ 農業生産の向上と基盤整備のために、効果的な農地の利用施策を展開します。
- ◇ 道路・住宅・公共施設・企業用地などの開発にあたっては、居住と産業の調和に考慮した土地利用を図ります。
- ◇ 若者定住を積極的に推進するため、総合的な土地利用の調整に努めます。
- ◇ 広域的な視野に立ち、生活利便の向上に努めた付加価値の高い土地利用を図ります。

《 施策の体系 》

基本項目

計画的な土地利用

基本施策

(1) 地理的・地域的特性を生かした
土地利用の推進

《 施策の内容 》

(1) 地理的・地域的特性を生かした土地利用の推進

- ① 公共用施設の整備目標設定と計画的な事業の推進
- ② 村内中心地域形成のための開発計画と適正な土地利用
- ③ 既存住宅地に配慮した良好な住宅地の誘導
- ④ 若者定住を促進する住宅団地等の整備検討
- ⑤ 交通体系整備に伴う新たな商工業用地の土地利用の整備検討
- ⑥ 災害防止や景観形成に配慮した指導助言による乱開発の未然防止と規制
- ⑦ 優良農地の確保と無秩序な農地転用の規制
- ⑧ 荒廃農地の解消と有効利用の推進
- ⑨ 地籍調査事業を活用した土地利用情報システム化の推進
- ⑩ あいづ地方拠点都市地域の拠点機能の検討
- ⑪ 「人の駅・川の駅・道の駅」周辺の整備検討
- ⑫ 会津縦貫北道路 I C 周辺の整備検討

基本項目

Ⅲ美しい田園風景と活力ある産業基盤の「むらづくり」

6 交通体系の整備

《 現 状 と 課 題 》

本村と周辺地域を結ぶ幹線道路として、村の東側を会津縦貫北道路と国道121号が南北に、西側を国道49号が南西に、村のほぼ中央を主要地方道会津坂下・河東線が東西に走り、この他に県道が3路線あり、幹線道路として重要な役割を果たしています。

これらの幹線道路については、継続的に拡幅や改良が加えられていますが、これからは安全性・快適性に配慮した道路の整備を要望していく必要があります。県道浜崎・高野・会津若松線バイパス工事の早期完成が望まれています。

高速交通網においては、本村は磐越自動車道の会津若松インターチェンジの至近に位置し、加えて、会津縦貫北道路の湯川北・南インターチェンジ2箇所の設置により、高速交通へのアクセス性は極めて高いものがあり、会津の交流ネットワークの中心的な役割が強化されました。

村道、特に幹線村道については、地域住民の日常生活を支えるものであり、国道・県道などへの連絡道路や村の拠点施設と公共施設を結ぶ道路として整備を進めてきましたが、橋梁も含め老朽化の進んだ箇所の点検調査、補修及び修繕を実施していく必要があります。

また、雪対策としては、幹線道路及び歩道を含めた通学路の除雪に努めていますが、雪が多くなると対応に遅れがでる恐れがあるため、住民・事業所・行政・民間が一体となった除雪体制の確立が必要となっています。

本村の交通公共機関は、鉄道の笈川駅が1ヶ所あり、主に高校生等の通学に利用されており、踏切の改良工事により安全性が確保されました。

また、生活交通バスについては、現在、民間によって運行されていますが、国道を運行する路線は本数も多く利便性が高い一方、村の中央を運行する路線については本数も少なく乗車人員が毎年減少しているのが現状です。路線バスなどの公共交通機関は、自家用車の普及などにより需要が減少していますが、高齢者や学生等の交通弱者にとっては必要な交通手段となっています。今後は、現利用者のサービス低下を招かないことを前提としたうえで、住民サービスとしての財政的効果を十分に検討しながら、新たな送迎体制の構築等についても十分に検討していく必要があります。

《 基 本 的 な 方 向 》

- ◇ 県道浜崎・高野・会津若松線バイパス工事の整備を促進し、地域住民の安全性・快適性を図ります。
- ◇ 日常生活を支える生活道路として、地域住民のニーズを踏まえた道路整備を推進し、通勤、通学路については、交通安全施設の整備・充実に努めます。
- ◇ 老朽化の進んだ道路、橋梁の長寿命化計画を策定し補修、修繕に努めます。
- ◇ 公共交通機関については、住民の足、交流手段として、住民の利便性が損なわれないよう、新たな送迎体制の構築等の検討も含め、更なる充実に努めていきます。

《 施 策 の 体 系 》

基 本 項 目
交通体系の整備



基 本 施 策
(1) 道路・橋梁等の修繕及び整備促進
(2) 公共交通の確保及び交通弱者の対策

《 施 策 の 内 容 》

(1) 道路・橋梁等の修繕及び整備促進

- ① 県道浜崎・高野・会津若松線バイパス工事の整備促進
- ② 通勤、通学及び交通弱者のための歩道整備
- ③ 計画的な幹線村道、橋梁の修繕・整備
- ④ 地域営農の実情に即した農道の点検・補修・整備
- ⑤ 国・県・村の除雪体制の連携強化及び一部民間委託と住民の協力体制の確立
- ⑥ 歩道を含めた通学路等の除雪体制の確立
- ⑦ 快適性や安全性に配慮した道路整備の充実

(2) 公共交通の確保及び交通弱者の対策

- ① 路線バスの維持と利用の促進
- ② 新たな送迎体制の構築等の検討
- ③ 交通弱者（高齢者・高校生等）への助成

《 施策の大綱 - IV 》



【基本項目一覧】

1 幼児教育の充実

2 学校教育の充実

3 社会教育、芸術・文化活動の推進

4 文化財の保護と活用

5 スポーツ・レクリエーションの振興



基本項目 ◀ IV 笑顔で学ぶ心豊かな「むらづくり」

1 幼児教育の充実

《 現 状 と 課 題 》

幼児教育は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われていく重要な時期です。地域社会の中で家庭と十分な連携をとりながら幼児一人ひとりの望ましい発達を促していくことが大切です。

保育所・幼稚園は、地域の幼児教育の中心的役割を担い、子育て支援機能の充実と「親と子の育ちの場」としての機能を充実させることが求められています。

本村においても、子育て支援の一環として幼保連携を進めてきましたが、保護者のニーズに応じた幼保一貫保育やサービスの提供のあり方について、将来を見据えて前向きに取り組んでいく必要があります。

《 基 本 的 な 方 向 》

- ◇ 安全、安心を基本とし、豊かな情操を育む人間形成に配慮した環境整備に努めます。
- ◇ 幼児の心身の成長に直接かかわる保育士や幼稚園教諭の確保と資質向上に努めます。
- ◇ 家庭教育との連携を一層密にするとともに、保育所・幼稚園・小学校とのつなぎと連携を充実強化し、継続した支援と教育の充実に努めます。
- ◇ 幼児の成長の実態や保護者ニーズを踏まえ、保護者の子育て支援を一層進めます。

《 施 策 の 体 系 》

基 本 項 目
幼児教育の充実



基 本 施 策
(1)教育環境の充実
(2)職員の確保と資質向上
(3)保幼・幼小の連携と継続的支援
(4)子育て支援の拡充

《 施 策 の 内 容 》

(1) 教育環境の充実

- ① 施設設備の充実
- ② 認定こども園の整備検討

(2) 職員の確保と資質向上

- ① 職員（会計年度任用職員を含む）の計画的採用と適正確保
- ② 職員の現職研修の充実

(3) 保幼・幼小の連携と継続的支援

- ① 子育て支援センターとしての機能の強化
- ② 保育及び教育内容の充実
- ③ 保幼相互乗り入れ指導、幼小連携支援の計画的実践

(4) 子育て支援の拡充

- ① 保護者と連携した保育所・幼稚園運営の推進
- ② 一時保育、障がい児保育、預かり保育の実施と待機児童ゼロを目指した受入れ体制の充実
- ③ 保護者の経済的負担軽減施策の充実

基本項目 ◀ IV 笑顔で学ぶ心豊かな「むらづくり」

2 学校教育の充実

《 現 状 と 課 題 》

学校教育は、「生きる力」を育むことを目指し、基礎・基本の確実な定着と自ら学び自ら考える力の育成を図るとともに、個性を生かす教育の充実に努める必要があります。本村には、児童生徒を育む豊かな自然と文化があり、この風土と人とのつながりの中で心の豊かさを育む「郷土教育」の充実が求められています。

また、外部指導者の導入による教育活動の推進や小学校教育と連携した放課後児童クラブの施設や運営の充実が期待されています。

児童生徒数が減少傾向にある今日、将来の学校教育の在り方について検討の必要性が問われているとともに、老朽化が進む教育施設についても、今後の活用方法を十分に考慮した改修工事計画の実施が求められています。

また、小中学校間の連携強化による新たな教育体制の確立や地域と共にある学校経営の推進など学習活動の充実が求められています。

《 基 本 的 な 方 向 》

- ◇ 児童生徒が主体的に学び、自らの成長を実感できる学校教育を推進します。
- ◇ 情報化、国際化社会に対応した学校ICT、英語教育及び食育に努めます。
- ◇ いじめや不登校絶無のため、学校、家庭、地域が一体となって基本的な規範意識と倫理観、公共心や他人を思いやる心を育みます。
- ◇ 放課後児童クラブの施設整備や支援体制の改善充実に努めます。
- ◇ 教職員の研修推進体制及び交流を進め、資質・能力の向上に努めます。
- ◇ 将来の児童生徒数の推移や教育環境の在り方を踏まえ、小学校の統合なども十分に視野に入れて施設整備を計画的に進めます。
- ◇ 社会に開かれた教育課程の実現に向けて、地域と共にある学校経営を推進します。

《 施 策 の 体 系 》

基 本 項 目
学校教育の充実



基 本 施 策
(1)教育内容の充実
(2)教職員の資質向上
(3)教育環境の整備

《 施 策 の 内 容 》

(1) 教育内容の充実

- ① 主体的・対話的で深い学び等、指導法の転換による学力向上
- ② 保幼小中間の連携による「ゆがわっ子育成プラン2020」の推進
- ③ 道徳・特別支援教育の充実及びICT・英語科教育の推進
- ④ 健康のための安全性を重視した食育教育の推進

(2) 教職員の資質向上

- ① 学力向上推進事業や校内研修の推進
- ② 校外研修への積極的参加
- ③ 学校教育アドバイザー及び特別支援アドバイザー等の活用

(3) 教育環境の整備

- ① A L T活用による英語教育の推進と学校ICT化の推進
- ② ICT教育アドバイザー設置や外部指導者の活用による活動の充実
- ③ 放課後児童クラブの施設及び運営体制の整備
- ④ 安全確保と有効活用のための学校施設整備計画の検討
- ⑤ 小中連携・小中一貫・義務教育学校など新たな教育体制の検討
- ⑥ 地域学校協働活動の推進

基本項目 ◀ IV 笑顔で学ぶ心豊かな「むらづくり」

3 社会教育、芸術・文化活動の推進

《 現 状 と 課 題 》

本村では、長年にわたって、子どもから高齢者まで幅広く、さまざまな芸術文化活動や生涯学習講座・教室が盛んに行われています。しかし、近年、参加者の固定化、少数化、高齢化が進行し、文化協会加盟団体が活動停止するなど、活動の停滞が見られます。

心豊かで潤いのある生活を送る上で、社会教育及び生涯学習の推進や地域文化の果たす役割は極めて大きく、村民一人ひとりが個性と創造性を発揮し「健康づくり、仲間づくり、生きがいくくり、絆づくり」に結び付く活動の機会や場をより多く提供していく必要があります。

《 基 本 的 な 方 向 》

- ◇ 家庭・地域・学校との連携を図り、村民だれもが自主的に学習できる環境づくりを推進します。
- ◇ 村民の多様化する学習ニーズに対応した学習プログラムの研究・開発に努めます。
- ◇ 村民の自主活動グループや各種文化・学習団体の育成支援を推進します。
- ◇ 伝統芸能をはじめ村民の芸術文化活動の振興を図り、文化関係団体や人材の育成強化を支援すると共に、発表の機会の確保に努めます。
- ◇ 図書室機能及び図書の充実を図ります。
- ◇ 職員の資質向上及びボランティア育成の支援充実を図ります。

《 施 策 の 体 系 》

基 本 項 目
社会教育、芸術 ・文化活動の推進



基 本 施 策
(1)社会教育・生涯学習活動の推進
(2)伝統・芸術文化の振興
(3)人材及び団体の育成
(4)生涯学習施設の整備

《 施 策 の 内 容 》

(1) 社会教育・生涯学習活動の推進

- ① 各階層の社会教育・生涯学習講座・教室の拡充及び積極的な情報の発信
- ② 集落公民館活動の推進と支援
- ③ 社会教育主事・社会教育指導員など専門職の活用

(2) 伝統・芸術文化の振興

- ① 伝統芸能をはじめ芸術文化の振興
- ② 村出身芸術家等の遺品・遺作品等の展示及びイベント等の開催

(3) 人材及び団体の育成

- ① 各種団体、サークルへの活動支援とリーダーの養成
- ② 職員の資質向上及びボランティア人材の育成と活用

(4) 生涯学習施設の整備

- ① 公民館・ユースピアゆがわの施設機能の整備と充実
- ② ユースピアゆがわの図書室機能の充実

基本項目 ◀ IV 笑顔で学ぶ心豊かな「むらづくり」

4 文化財の保護と活用

《 現 状 と 課 題 》

本村には国宝薬師三尊像のほかに国重要文化財、県指定文化財、村指定文化財など、会津管内でも類を見ない多くの文化財を有しています。しかし、近年の少子高齢化社会の進展により、地域社会での文化財の保全及び管理が困難となっております。

文化財は国民共有の財産であり、先人が大切に継承してきた遺産でもあります。更に未来へ伝えていくためには、官民一体となって取り組んでいかなくてはなりません。また、村の歴史を知ることは、故郷に対する誇りを生み、更には村の活性化の原動力となるものです。

これらの文化財を保護活用することによって、歴史と文化を尊ぶ心を醸成し、他の市町村に誇れる「米と文化の里」ならではの個性ある文化のむらづくりを目ざしていくことが求められています。

《 基 本 的 な 方 向 》

- ◇ 国・県・村指定文化財の保存・管理に努めると共に、防災体制の整備を図ります。
- ◇ 文化財の調査・研究を行い、文化遺産への啓発を推進します。
- ◇ 村の歴史・文化を学ぶ学習機会の充実を図り、文化財の継承と人材の育成に努めます。
- ◇ 勝常寺周辺については、歴史的、文化的価値が損なわれることのないよう保存・整備を推進していきます。

《 施 策 の 体 系 》

基 本 項 目
文化財の保護と活用



基 本 施 策
(1)文化遺産の保護
(2)文化遺産の活用
(3)関係機関や地元住民との連携

《 施 策 の 内 容 》

(1) 文化遺産の保護

- ① 文化財の保全・維持管理
- ② 防火訓練の実施など防災体制の整備
- ③ 文化財の調査・研究と記録の保存・整備
- ④ 無形民俗文化財の伝承・保護と後継者の育成
- ⑤ 文化財を災害から守るための施設の整備・充実

(2) 文化遺産の活用

- ① 村の歴史を学ぶための啓発事業の展開
- ② 貴重な文化遺産を資料として活用する機会と場所の提供

(3) 関係機関や地元住民との連携

- ① 埋蔵文化財包蔵地での開発行為における関係機関との連携
- ② 文化財保護を通して地域住民との協力体制の充実

基本項目 ◀ IV 笑顔で学ぶ心豊かな「むらづくり」

5 スポーツ・レクリエーションの振興

《 現 状 と 課 題 》

スポーツ・レクリエーション活動は、健康増進・体力向上に繋がるだけではなく、仲間との交流や地域コミュニティとの結びつきにも繋がり、村民一人ひとりが活力ある生活をおくるために欠かせないものと言えます。

近年、ライフスタイルの変化や少子化・高齢化の影響を受け、本村のスポーツ・レクリエーション振興においては、スポーツ団体構成員の高齢化や若者のスポーツ離れが進み、参加者の減少や固定化が課題となっています。

村民一人ひとりがスポーツやレクリエーション活動に楽しみ、心豊かな潤いのある生活を送るためには、気軽に集える施設の整備、スポーツ団体や指導者の育成、村民のライフスタイルとニーズにあったスポーツ・レクリエーション活動の開発、スポーツ活動情報の提供など生涯スポーツ振興の土台の強化が必要となっています。

《 基 本 的 な 方 向 》

- ◇ 村民が年齢、体力、趣味や目的に応じて気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう生涯スポーツ事業の推進を図ります。
- ◇ スポーツ団体並びに指導者の育成強化を図り、スポーツの普及と拡大に努めます。
- ◇ 計画的にスポーツ施設の改修整備を進めるとともに、新たなスポーツ施設整備について検討します。

《 施 策 の 体 系 》

基 本 項 目
スポーツ・レクリエーションの振興



基 本 施 策
(1)スポーツ・レクリエーション活動の推進
(2)スポーツ指導者及び団体の育成
(3)スポーツ・レクリエーション施設の整備

《 施 策 の 内 容 》

(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進

- ① ニュースポーツの啓発など村民のニーズにあった事業の展開
- ② 高齢者スポーツの奨励
- ③ 自発的・自主的なスポーツ・レクリエーション活動の支援と啓発

(2) スポーツ指導者及び団体の育成

- ① 指導者養成事業の推進
- ② 村体育協会の育成強化

(3) スポーツ・レクリエーション施設の整備

- ① スポーツ施設の安全点検強化と計画的な整備改修の推進
- ② 村民のニーズに応じたスポーツ施設整備の検討

《 施策の大綱 - V 》

お互いに心行き交う

活 力 の あ る

「むらづくり」

【基本項目一覧】

1 住民活動の推進とコミュニティづくり

2 開 か れ た 村 政 運 営

3 効率的な行財政運営と地方分権の推進

4 高度情報化及び情報セキュリティ
対策の更なる推進

基本項目 ◀ V お互いに心行き交う活力のある「むらづくり」

1 住民活動の推進とコミュニティづくり

《 現 状 と 課 題 》

少子高齢化や核家族化、高度情報化など、私たちを取り巻く社会環境は、日々激しい変化を遂げており、それに伴って、人々の価値観の多様化・個別化が進んでおり、行政に対するニーズは益々高度化・複雑化する一方であり、行政の画一的で平準化されたサービスでなく、村民と行政が協働する「新しい公共」の担い手を育成するとともに、地域においても「自助・共助・公助」の役割分担が重要になっています。また、本村における自治活動についても、各集落を取り巻く社会状況が大きく変化している中で、地域内の絆やつながりも年々薄れてきているともいわれており、各集落の現状と意向を基本としながら、村民の自治意識を維持し、高めることが必要となっています。

このような状況の中、今後は地域において村民が自主的、主体的に取り組むコミュニティ活動を助長するため、村民の意識高揚や人材の育成、活動拠点の整備などに取り組むことが重要であると考えられます。

「“むらづくり”は“ひとづくり”」であり、行政にはない柔軟性や先進性、迅速性などの強みを持ち合わせた、「村民主体の地域づくり」を推進するための第一歩として、村が強いリーダーシップをとりながら、集落・地域の振興は村民自らが参画するという村民意識を高め、村民の自助、自立を促し、行政と地域それぞれの役割を明確にして、これからの「むらづくり」を展開していく必要があります。

《 基 本 的 な 方 向 》

- ◇ ボランティア等住民活動を通したむらづくりへの参画、協働を進めるための支援や情報提供など気軽に活動に取り組める環境を整備します。
- ◇ 集落自治活動など地域に根付いた活動の支援と集落公民館、公園などの整備・改修等と共に、村民の自主的で主体的なコミュニティ活動を促進し、本当の意味での「村民主体の地域づくり」を推進します。
- ◇ 地域づくりや住民活動の主導者となれる人材等の発掘・育成に努めるため、地域おこし協力隊の活用をします。
- ◇ 協働社会の形成に資するため、村内各種団体の活動や個人の技術等の有効活用策を検証・整理し、各組織間の相互の連携協力がスムーズに展開される体制づくりを構築します。



《 施策の体系 》

基本項目

住民活動の推進と
コミュニティづくり



基本施策

- (1)住民活動の推進
- (2)コミュニティ活動の推進
- (3)協働社会の形成の推進

《 施策の内容 》

(1) 住民活動の推進

- ① ボランティア等の住民活動の支援と環境整備
- ② 地域の指導者、地域リーダー等の人材発掘・人材育成
- ③ 住民活動の各種情報の提供

(2) コミュニティ活動の推進

- ① 村民のコミュニティ意識の高揚等集落自治の維持・発展
- ② 主体的地域づくり活動への支援のため地域おこし協力隊の活用

(3) 協働社会の形成の推進

- ① 村内各種団体の活動や個人の技術等の有効活用策の検証・整理・管理及び組織間連携支援の体制づくり

基本項目

◀ V お互いに心行き交う活力のある「むらづくり」

2 開かれた村政運営

《 現 状 と 課 題 》

本村では、現在、村民への定期的な情報発信として「広報ゆがわ」や「ホームページ」等を活用して行政の情報提供に努めていますが、更なる村政への住民参加の推進と「村民と行政の協働によるむらづくり」を実現していくためには、現在実施している集落座談会に加え、出前講座の実施等、更に新たな情報発信手段の実施により、行政課題などさまざまな情報を提供し、情報の共有化をより一層進めていかなければなりません。

また、村の行政施策全般にわたり、住民ニーズの迅速かつ的確な把握に努めると共に、村民と行政の相互理解を深めるため、より一層の村民との対話の推進が求められます。

更に、行政運営の公正性や透明性の確保を図るため、行政手続条例や情報公開条例を適正に運用し、村民の理解と協力を高めていくと共に、個人情報を適正に取り扱い、個人の権利・利益の保護に努めていきます。

《 基 本 的 な 方 向 》

- ◇ 可能な限りの各種媒体を活用し、行政情報の公開と提供による情報の共有化を推進し、住民ニーズの把握と反映、村民と行政の相互理解など、なお一層の村民との対話を進めます。
- ◇ 行政の情報提供では、政策を決定した後の情報だけでなく、村民から寄せられた政策提言など政策決定の経緯についてもわかりやすい情報発信に努めます。
- ◇ 行政手続条例や情報公開条例による公正で透明な行政運営により一層努めます。



《 施策の体系 》

基本項目
開かれた村政運営



基本施策
(1) 村民との対話の更なる推進
(2) 村民との情報の更なる共有
(3) 公正で透明な行政運営

《 施策の内容 》

(1) 村民との対話の更なる推進

- ① 様々な媒体（インターネット・Eメール・FAX等）を利用した、村民の意見・要望の受入れ及び行政情報等の発信
- ② 直接対話のできる、集落座談会や各種説明会及び村民との対話の日の実施
- ③ 「村民ホール」等の有効活用

(2) 村民との情報の更なる共有

- ① 「広報ゆがわ」の内容の充実及び、的確な配付文書の作成
- ② 見やすく住民密着型のホームページによる行政、歴史、観光イベントなどの情報提供

(3) 公正で透明な行政運営

- ① 情報公開条例に基づく情報提供
- ② 各種行政施策におけるパブリックコメント（意見提出手続）の実施
- ③ 個人情報保護条例に基づく個人のプライバシーの保護

基本項目

◀ V お互いに心行き交う活力のある「むらづくり」

3 効率的な行財政運営と地方分権の推進

《 現 状 と 課 題 》

本村は、これまで公共事業の積極的導入を図ってきましたが、社会経済情勢の変化や国の行財政改革に伴う補助金の抑制及び人口減少による税収伸び悩み、それに伴う村債残高の増加等、厳しい財政運営を強いられており、効率的で健全な行財政運営が重要となっています。

また、長年の念願であった役場庁舎建設については、平成27年5月に新庁舎が完成し業務を開始しておりますが、今後は、その他の公共施設やインフラ等に係る長寿命化対策について定めた公共施設等総合管理計画及び公共施設個別施設計画に基づき適正に維持管理していく必要があります。

このような状況を踏まえ、今後とも、財政状況を的確に認識し、経費の節減や適正な受益者負担のあり方の検討及び補助金・地方交付税等、財源の確保に向けた対応が必要となっており、民間資本を活用した社会資本の整備（PFI）や、事務事業の民間委託（アウトソーシング）などを推進し、行政運営に係る経費の節減を図る必要があるとともに、ふるさと応援寄附金制度（ふるさと納税制度）のような、国の地方支援制度についても、即座に情報収集を行い、有効活用しながら、村の自主財源の更なる確保に努めることが必要となります。

このように、日々目まぐるしく変動する社会情勢や行政課題及び住民ニーズに的確に対応できるよう、村職員の政策形成能力の向上や行政事務の合理化、事務の見直し等、行政運営の適正化についても引き続き重要となっています。

《 基 本 的 な 方 向 》

- ◇ 村税等の自主財源や国、県からの財源の確保に努め、経常的な経費の削減や、適切な行政施策の選択を行い、財政の健全化を図ります。
- ◇ 自主財源の確保及び各種目的事業の有効財源の確保策として、ふるさと応援寄附金制度（ふるさと納税制度）等、国の地方支援制度を最大限有効活用できるよう今後とも事業展開を進めます。
- ◇ 多様化する社会情勢の変化や行政課題に的確に対応できるよう、職員の政策形成能力の向上や行政事務の合理化、事務の見直しにより、行政運営の適正化に努めます。
- ◇ 民間資本の活用の検討や更なる事務事業の民間委託を推進します。
- ◇ 公共施設や公共インフラの長寿命化対策について、各種計画をもとに適正な管理に努めます。
- ◇ 行政需要に効率的に対応するため、広域行政については、近隣市町村等との連携に努めます。

《 施策の体系 》

基本項目

効率的な行財政運営
と地方分権の推進

基本施策

- (1)効率的な行財政運営
- (2)公共施設等の適切な維持管理
- (3)広域行政の連携

《 施策の内容 》

(1) 効率的な行財政運営

- ① 定期的な財政計画の策定及び定期的な財政状況の検証・検討
- ② 地域産業の振興、企業の誘致、住宅政策の推進等による税収入の確保
- ③ 納税に対する意識の高揚を図るための広報活動の強化や適正かつ公平な課税
- ④ 国・県等の補助制度及びふるさと納税制度等の地方支援制度の有効活用・充実による積極的な財源の確保
- ⑤ 地方債借入時の検証及び適正な地方債の管理
- ⑥ 長期的展望による各種基金の計画的かつ効率的な運営の推進
- ⑦ 新たな地方公会計や公営企業会計の導入による厳正な財政運営管理
- ⑧ 適正な受益者負担の確保と行財政改革策の継続による義務的経費の抑制推進
- ⑨ 定期的な職員研修（自治研修センター研修・民間企業研修等）の実施による意識の改革及び政策形成能力の向上

(2) 公共施設等の適切な維持管理

- ① 固定資産台帳の整備による適切な公有財産の管理
- ② 公共施設等総合管理計画及び公共施設個別施設計画に基づく公共施設や公共インフラ長寿命化対策の推進

(3) 広域行政の連携

- ① 行政需要の広域化に対応するため、会津若松地方広域市町村圏整備組合を中心とした会津地方各自治体との広域行政の推進
- ② 国・県その他各種関係団体との連携の強化

基本項目

◀ V お互いに心行き交う活力のある「むらづくり」

4 高度情報化及び情報セキュリティ対策の更なる推進

《 現 状 と 課 題 》

インターネットをはじめとした情報通信技術（ＩＣＴ）の発達と普及は著しく、現在、政府が提唱している「Society5.0」においては、人が情報通信技術を利用して行っているものを、IoT、ロボット、AI等の先端技術を活用することで、年齢・性別等の格差なく、より便利な生活を送れる社会の実現を目指しています。また、新たな無線通信規格である第5世代移動通信システム（5G）についても検討が進んでおり、今後の普及が見込まれています。

本村においては、平成20年度に光ファイバ網を村内全域に整備し、村民が高速インターネットへ接続出来るよう環境づくりを実施してきました。

今後は、整備後10年以上経過した光ファイバ網について、社会情勢・財政負担等を勘案しながら、更新について検討を進める必要があります。また、ＩＣＴ等を更に活用し、行政と村民の距離を縮め、社会の変化に柔軟に対応できるよう、DX（デジタルトランスフォーメーション）の概念もふまえたシステムの構築を図る必要があります。

その一方で、情報セキュリティを脅かす様々な脅威はますます巧妙化・複雑化しているため、攻撃型メールやフィッシング詐欺への対応など、情報通信技術を扱ううえで欠かせない知識を養うことも求められており、また、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の本格導入等により、村で保有している個人情報等の保護対策についても、更なる厳格化が重要かつ必要となっています。

《 基 本 的 な 方 向 》

- ◇ 村内全域に整備した光ファイバ網の利活用に努め、村民の利便性の向上やＩＣＴによる地場産業の振興を図ります。
- ◇ 通信の双方向性を生かし、地域の教育、福祉、医療、防災、生活、行政等の高度化を図り、多くの住民がメリットを実感できる社会を目指します。
- ◇ 村内の情報化推進体制として、村職員の更なる知識・能力の向上など、全職員が情報機器を活用でき、また、情報セキュリティ対策の更なる強化のため、「村セキュリティポリシー」等の各種情報セキュリティ関連諸規程の定期的な見直しや、専門的な知識を有す機関の活用などにより、職員の情報セキュリティ意識の更なる高揚を図れるよう環境構築に努めます。

《 施 策 の 体 系 》

基 本 項 目

高度情報化及び
情報セキュリティ
対策の更なる推進

基 本 施 策

- (1)情報通信技術の利活用及び活用のための基盤整備
- (2)情報セキュリティ対策の更なる推進



《 施策の内容 》

(1) 情報通信技術の利活用及び活用のための基盤整備

- ① 光ファイバ網の維持管理及び更新等についての検討
- ② 光ファイバ通信等を活用した在宅医療、在宅健康管理システム等の検討
- ③ マイナンバー（マイナポータル）等を活用した電子申請の推進
- ④ 庁舎内 Wi-Fi 環境及びテレワーク勤務体制の構築
- ⑤ Web 会議用タブレット端末の導入

(2) 情報セキュリティ対策の更なる推進

- ① 情報セキュリティ関連諸規程の整備・定期的見直し・確実な運用
- ② 情報セキュリティに関する定期的な研修等の実施